

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
89

2021.12

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 伝統を繋ぐということ

国際協力部長 内藤晋太郎

外国法制・実務

6 [ベトナム] ベトナム司法制度の概要

JICA長期派遣専門家 枝川 充志
国際協力部教官 黒木 宏太

27 [ベトナム] ベトナムの判例についての覚書(2) —民事判例について—

JICA長期派遣専門家 枝川 充志
国際協力部教官 黒木 宏太

64 [ラオス] ラオス最高裁判決の評釈③(刑事事件)

JICA長期派遣専門家 鈴木 一子

81 [インドネシア] インドネシア新プロジェクトの概要

～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～

JICA長期派遣専門家 西尾 信員

活動報告

【会合】

88 第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(CoI-YF)の開催について

国際協力部教官 黒木 宏太

【国際研修・共同研究】

94 [カンボジア] カンボジア王立司法学院とのオンラインセミナー

国際協力部教官 伊藤みずき

99 [ラオス] ラオス刑法における未遂犯 —ラオス国立司法研修所との共同セミナーより—

国際協力部教官 矢尾板 隼

103 [インドネシア] インドネシア法整備支援オンラインセミナー(法令の整合性確保のための方策について)

国際協力部教官 庄地美菜子

108 [東ティモール] 東ティモールオンラインセミナー実施報告

国際協力部教官 川野麻衣子

113 [モンゴル] モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ(～MOCに基づく活動の一環として～)

国際協力部教官 河野 龍三

118 [バングラデシュ] バングラデシュ:調停人オンライントレーニングの実施について

国際協力部教官 黒木 宏太

122 [スリランカ] 2021年8月スリランカオンラインセミナー(刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～)

国際協力部教官 及川 裕美

【対外研修】

127 インターンシップ実施報告 ～法整備支援の未来を担う若者たち～

国際協力部教官 伊藤みずき

【講義・講演】

132

国際専門官 岡田 泰弘

【研修等実施履歴】

133

国際専門官 岡田 泰弘

業務調整専門家の眼

136 ミャンマー法整備支援に関わって

前JICA業務調整専門家 黒田 龍二

専門官の眼

146 国際専門官の業務

国際専門官 北野 月湖

各国プロジェクトオフィスから

150

ベトナム長期派遣専門家 渡部 吉俊
カンボジア業務調整専門家 川口 裕子
ラオス長期派遣専門家 前田 佳行
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之
インドネシア長期派遣専門家 西尾 信員

編集後記

153

国際専門官 岡田 泰弘

伝統を繋ぐということ

国際協力部長

内 藤 晋太郎

令和3年7月16日付けで森永太郎氏の後任として法務総合研究所国際協力部長に就任しました。前任者が国際協力の分野で実績・経験共に豊富な方であったのに対し、私は国際連合研修協力部（アジ研）に勤務した経験はあるもののそれは相当に以前のことであり、国際協力部（ICD）での勤務は初めてですが、これまで様々な職種・職掌を経験してきているので、自分なりにこの職務を全うしたいと思っています。

就任当初は当部の業務の詳細について職員の皆さんに教えてもらうことが多かったのですが、ようやく当部の業務にも慣れてきました。新型コロナウイルス感染症の流行という現在の困難な状況下にあって、職員の皆さんがオンラインを駆使しながら相手国への支援を継続され、相手国のカウンターパートと共に奮闘される姿に接し、大変心強く思いました。また、オンラインでのプロジェクトやセミナー等に出席した折々に、相手国の方々からこれまでの当部の活動に対する感謝と今後の支援への期待の言葉が寄せられ、先人が築き上げてきた業績の大きさを改めて思い、身が引き締まる思いです。

先人が築き上げた法制度整備支援の伝統を受け継ぎ、当部の職員と共に法制度整備支援に関わるすべての関係者の皆様方と協力・連携をし、当部の活動をより一層充実発展させていきたいと思っていますので、御指導・御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

国際協力部は平成13年4月に法制度整備支援に専従する部署として法務総合研究所に設置され、今年で創部21年目となります。ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア等の東南アジア諸国を始めとして様々な活動を行ってきましたが、現在では支援対象国の数も十か国余りを数え、法制度整備支援の質・量ともにより幅広いものとなっています。

当部の活動はこれまで、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③検察官、裁判官等法曹実務家等の人材育成支援等を3つの基本的な柱としてきました。これらの活動は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施主体となり当部がこれに協力する形式のものもあれば、当部が実施主体となって行うものもあります。しかし、いずれにおいても相手国の要請に基づきその自主性（オーナーシップ）を尊重して支援を行うという点、そして、自国の法制度を支援相手国に押し付けるのではなく、JICA、長期専門家、学者の先生方など関係者・関係機関も交えながら相手国との間で徹底した議論を行い、法令の適切な運用とこれを担う相手国の人材の育成も含めて継続的にかつきめ細やかに実施するという点において、他国・他機関が行う法制度整備支援とはその特色を異にしています。我が国の法制度整備支援は、「顔の見える国際協

力」,「寄り添い型の法制度整備支援」などといわれ、相手国からも高い評価を得ています。先人が築き上げてきたこれらの良き伝統と相手国との強固な信頼関係は、当部の強みであり原点です。

もっとも、当部においても20年以上も法制度整備支援を続けてきていることから新たな課題も生じてきています。

直近の課題は、現在進行中のプロジェクトを適切確実に実行していくことです。最近の特徴としては、相手国において基本法令の整備は相当に進んできたものの法令間に齟齬が生じているケースも見受けられ、これに対する支援の需要が高まっています。その他にも、知的財産分野等のビジネスにより直結する法分野への支援やより高度な内容を含む支援等が新たに求められています。また、新型コロナウイルス感染症の収束後の状況も見据え、本邦研修の再開とオンライン研修との適切な役割分担の構築も見据えなければなりません。いずれも相当の議論と準備を必要としますが、これらの期待や要請には適切に対応していく必要があります。

これとは別に中長期的な課題もあります。一般的に、どのような組織・活動であっても、草創期においては、先が見えない中でとにかくがむしゃらに物事を進めていくという時期があり、その過程で得られる「生みの苦しみ」は一つの成功体験として組織に受け継がれます。次に、これが一段落すると成熟期を迎えます。成熟期に至りますと草創期のようにながむしゃらに物事を進めることは難しくなります。創部以来の20年という歳月は法制度整備支援に携わる人の裾野も広がっています。後から法制度整備支援に加わった者は、草創期の出来事は伝聞を通じてしか知り得ず、先人の苦労を十分に体感できないこともあるでしょう。以前から法制度整備支援に携わってきた方々は現状にもどかしい思いを抱いておられるかもしれません。また、我々の法制度整備支援は税金で成り立っており、プロジェクトを進める上で現実的な成果が求められてもいますし、それに向けての努力も必要です。他方で、我が国の法制度整備支援は携わってきた方々の熱意と情熱を支えとして相手国との信頼関係の上に成立してきたという面もあります。法制度整備支援という事業の性格上、短期的な利益・成果のみを追い求めては失われるものもあります。中長期的視点からみたときの国益をどのように考えるべきなのか、という観点も重要であると思われます。以上のような視点に立ち、当部の創部から現在に至るまでの過程を俯瞰してみますと、当部も草創期を過ぎて成熟期に入り、「育ての苦しみ」を迎えているといえるのかもしれません。

これまで当部が20年にわたり行ってきた法制度整備支援は素晴らしい成果を上げていますが、今後とも法制度整備支援を続けこれを発展させていくためには、「司法外交」という我が国の政策目的も踏まえ、相手国にどのような支援を行うことが求められているのか、現在の優先課題は何であるのか、そしてその課題に対してどのように向き合うべきなのか、そのためにどのような人材を用意し、準備を行うべきであるのかを常に考えていく必要があるのだろうと思います。

直近のICDNEWSをみますと、第87号の特集記事は「ICD創設20周年特集」であり、第88号には活動報告として「第22回法整備支援連絡会」が掲載され、同連絡会のテーマは「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」というものでした。第88号の活動報告をみますと、我が国の法制度整備支援に関わる方々が現時点の問題意識を率直に議論されています。私自身も多くの関係者の皆さんが様々な考えを抱いて法制度整備支援に関与していることが改めて分かり、この多様性が我が国の法制度整備支援の強みであると認識しました。法制度整備支援に関心がある方には是非御一読をお勧めします。

ところで、NHKテレビに「SWITCHインタビュー達人達」という対談番組があります。先般たまたま日本舞踊家・尾上菊之丞氏と和紙作家・堀木エリ子氏の対談が放送されるのを視聴する機会がありました（初回放送日2021年9月25日）。いずれも我が国の伝統文化の世界で仕事をされ、尾上氏は日本舞踊、堀木氏は和紙という世界で新風を吹かせていらっしゃるようです。その番組中の堀木氏の言葉が印象に残っています。記憶が曖昧のため一部不正確な部分もありますが、おおむね以下のような内容であったと記憶しています。

自分は、地元の学校を卒業後は銀行で経理事務の仕事をしていましたが、遊んでいたときにたまたま人に誘われ、銀行を辞めて和紙を制作する会社の事務の仕事をするようになった

当時和紙は廃れる一方であったが、仕事をするうちに和紙の奥深さに気づき、その伝統の世界を守りたいという思いから自分で会社を興した

和紙の本当の良さ・強みは何かと考えたが、それは丈夫で長持ちがするということである

しかし、当時和紙は小袋等の小さい物ばかりが制作されていて和紙の本当の良さが生かされていないと思った

自分は和紙は大柄のインテリアにこそ向いていると思い、できないとされていることでも絶対にできると信じてやってきた

はじめは、職人さんたちには相手にされなかったが、自分から飛び込んでやったら職人さんたちも協力して力を貸してくれた

堀木氏の話は人生において「運」や「偶然」という要素が大きいことを改めて感じさせます。番組では堀木氏が制作した作品として、建物の通路内壁を覆うような十数メートルにも及ぶ長大な和紙やビルの外壁を覆うような巨大な和紙、演舞劇場の緞帳やクラシックコンサートの背景に利用された和紙、展覧会用の電気自動車の外装・内装として使用された和紙などが紹介されていました。それらは日頃私が想像する和紙とは異なるものでしたが、その幽玄・玄妙な雰囲気、光彩、色彩は和紙そのものです。私はそれらの独創的な和紙の作品の素晴らしさに思わず魅せられましたが、最も感銘を受けたのは、堀木氏が「和紙の本当の良さ・強み」ということを徹底的に考え、和紙の持つ長所を最大限に活かし、

他方で和紙の持つ弱さを補うために、最初は消極的であった職人の知識・経験・技能を借り、職人を巻き込みながら様々な技術的な改良を重ねて自分が思い描いた和紙を作品に結実させたところでは。その創作の過程は「運」や「偶然」ではない、堀木氏の明確で揺るぎのない意志があります。堀木氏は、自分のことを「素人」であるとおっしゃっていましたが、それゆえにこそ既成の概念にとらわれることなく、和紙の本当の美質を見抜き、大胆果敢に新しい世界に挑戦することができたのであろうとも思います。

堀木氏は、自身のウェブサイト (<https://www.eriko-horiki.com/profile/>) では次のように語っていらっしゃいます。

…原点に戻って考えてみると、1300年前、和紙を漉(す)く手法は「革新」だったはず。その革新的な技術が、長い年月、人の役に立ち、変化しながら受け継がれ、現代において、「伝統」と呼ばれているのです。つまり伝統と革新は対局にあるものではなく、革新的に生み出したものを数百年後も人の役に立つように進化させていくことが重要なのだと気づきました。

そこで、私は、越前和紙の工房において職人さんの伝統的な技術に現代の用途や機能を与えて、伝統を未来へ繋ぐ方向性と、京都の自社工房で独自の新たな技術を使って革新を興し、その革新を未来の伝統に育てていくという、2つの方向性に仕事を分けました。伝統産業にとって、伝統を未来へ、革新を伝統へというどちらの方向性が欠けても、発展はないのではないかと考えています。…

和紙という伝統工芸の世界と法制度整備支援は客観的にみれば相当に異なり、通常比較の対象にはなり難いものです。しかし、堀木氏の仕事への姿勢は我々に多くの示唆を与えてくれているように思います。とりわけ、堀木氏が仕事をしていく上で示した伝統に対して向かい合う姿勢は、法制度整備支援に限らない、仕事をしていく上での普遍的な内容を含んでいるように思われます。

国際協力部においては、検察官、裁判官、行政官など職業的・専門的なバックグラウンドを異にする職員が法制度整備支援という共通の目的のためにサブ・ロジの両面で努力を重ねています。最初は皆、国際協力分野の素人ですが、彼ら・彼女らが当部に新風を吹き込み、過去の事例を手がかりにしつつ、現在の状況を踏まえて自ら調査し自ら考え、内外の関係者と議論を重ねながらプロジェクトを進め、様々な経験を積み、何人かは再び法制度整備支援の現場に戻り、あるいは隣接する国際業務に関連する分野に進むなど、当部の伝統が承継、伝播される好循環も生まれてきています。当部には20年もの歳月をかけて築かれてきた「顔の見える国際協力」、「寄り添い型の法制度整備支援」という原点があり、相手国との確固とした信頼関係があります。最大の資産は、法務省、裁判所、弁護士会、学者の先生方など大学関係者、JICA、国際民商事法センター（ICCLC）その他多くの関係者から多大の御協力をいただいているということです。

これまで当部で培われてきた法制度整備支援の良き伝統を未来に繋ぎ、その上に更に少しでも新しい良き伝統を重ねていくためにはどのようにしたら良いのかについて、誰もが

直ちに納得できるような解はないでしょう。しかし、法制度整備支援の伝統を繋いでいく上で重要なことは、当部の原点に立脚しながら「我が国の法制度整備支援の本当の良さ・強み」とは何なのかということを徹底的に考え、それを再発見し、多くの関係者の知恵と経験と技術を借りながら協働していく以外にはないのだらうと思っています。

改めて法制度整備支援に関わる皆様の御支援・御協力をお願いする次第です。

ベトナム司法制度の概要

JICA長期派遣専門家

枝川 充志

国際協力部教官

黒木 宏太¹

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が採用され、それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入された。しかし、市場経済への移行のためには、それを支えるための新たな法制度を整備しなければならなかった。そこで、ベトナムは、我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請をした。

法務省は、この要請に応じて、1994年、ベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施し、1996年には、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートした。法務省及びJICAは、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けており、法務省及びJICAの民商事法分野における支援としてはベトナムに対する法整備支援が最も古いものである。

そして、2021年1月、ベトナムに対する新たな法整備支援プロジェクトとして、法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目的として、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」がスタートした。その期間は2021年1月から2025年12月までである。

本稿は、上記プロジェクトのスタートを契機として、これまでのベトナムにおける法整備支援の状況を踏まえて、改めてベトナムの基礎知識を含めて統治機構や司法制度について、紹介するものである²。

1 ベトナムの統治機構の概要

(1) はじめに

ベトナムの統治機構は、共産党による一党支配の下、「民主集中制の原理」と「権限分配の原理」を統治の基本原理としている。この原理の下、ベトナムでは、すべての国家権力は人民に帰属し（2013年憲法³2条2項）、人民の代表機関である国会が人民の最高の代表機関・国家権力機関として、国の活動に対する最高の監察を行う（69条）。

¹ 本稿のうち意見に涉る部分は筆者らの私見であり、筆者らの所属する団体や組織の見解でないことを申し添える。

² 司法制度の概観を紹介したものとしては、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」（ICDNEWS第28号（2006.9））4頁がある。本稿は、その後の変化や情報の蓄積を踏まえて、司法制度を中心にこれをアップデートしたものである。

³ 以下、特に断りがない限りは、（ ）内で引用する憲法は、2013年11月28日に国会で可決された2013年憲法を指す。訳は「JICAベトナム六法」による。<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>

その上で、国家主席、政府、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官は、それぞれ国会に対して責任を負う統治構造となっている（87条2文、94条2文、105条2項、108条2項、118条2項2文）。国会が有する国家権力は統一されており、立法権・法執行権・司法権の各権限は、各国家機関に配分され協同・抑制される関係にある（2条3項）。

以下では、司法制度に関する範囲で各国家機関を概観する。

(2) 国会（憲法第V章）

ベトナムは、いわゆる社会主義モデルと呼ばれる統治機構であり、上述のとおり共産党一党支配の下での統治の基本原則を採用している。こうした基本原則の下、人民の代表機関である国会がある。既述のとおり国会は全ての権力の源泉とされ、立法権のみならず、憲法制定権力、内政、外交から社会経済問題、国防など一切の国事に対する基本的政策の決定権を有している（民主集中原則（8条1項））。

国会は一院制で、定員上限は500人である（国会組織法⁴23条）。2021年5月23日に行われた第15期（2021年から2026年任期）国会議員選挙では499人が当選した。国家選挙評議会によれば⁵、当選者のうち、女性は151人（30.26%）、少数民族が89人（17.84%）とされている。またベトナムでは、国会議員は専従議員と兼任議員と区別されるが、第15期では専従議員が38.6%を占めるにいたったとされ、この割合は、第11期の23.9%、第12期の29.21%、第13期の31%、第14期の33.8%と、期を経るごとに徐々に増えてきている。

(3) 国家主席（憲法第VI章）

憲法上、国家主席は国家元首であり、対外及び対内的にベトナム社会主義共和国を代表している（86条）。国家元首は国会議員の中から選出され、その任期は国会の任期に準じている（87条）

(4) 政府（憲法第VII章）

上記民主集中原理の下では、チェックアンドバランスを主たる目的とした三権分立とは異なり、司法府及び行政府を含む全ての国家機関は国会の下位に位置づけられ、単に権限の一部を分配され執行しているにすぎないと解されている（権限分配の原理）。こうした構造の中、政府は国会の執行機関であり、最高の国家行政機関でもあると位置づけられている（94条）。

(5) 人民裁判所と人民検察院（憲法第VIII章）

最高人民裁判所及び最高人民検察院は、1992年憲法では同一の条文に規定され、一般に両者共に司法機関に属すると理解されていた。しかし1992年憲法では、明文上、「司法（*tư pháp*）」という言葉が使用されていないなど、三権分立制度を

⁴ 57/2014/QH13（「QH」は「QUỐC HỘI」の略で「国会」を意味する。）。訳については「JICAベトナム六法」参照。

⁵ 国家選挙評議会のHP「<https://hoidongbaucu.quochoi.vn/tintuc/pages/chi-tiet.aspx?ItemID=11731>」参照（2021年12月9日閲覧）。

持たないベトナムにおいては、その概念を認めるかについては争いがあった。

2013年憲法では、人民裁判所は司法権を行使することが明記され（102条）、司法活動を檢察することを任務とする人民検察院とは区別された。しかし司法権の意義等については依然として明らかではないとされている。

(6) 人民評議会と人民委員会（憲法IX章）

人民評議会は「地方における国の権力機関であり、人民の意思、願望及び主人権⁶を代表し、地方人民により選出され、地方人民及び上級の国の機関に対し責任を負う。」（113条1項）機関であり、地方議会としての役割を持つ。

また、人民委員会は、人民評議会により選出された委員長、副委員長及び委員で構成される、人民評議会の執行機関であり（114条1項）、地方行政機関としての役割を持つ。

なお、各地方には、司法局、財政局といった、我が国の地方支分部局に相当する機関も置かれている。これらは中央省庁の指導監督を受けるが、人民委員会の一部局でもある。ベトナムの行政機関は、取扱事務の分類を縦軸とし、地方政権を横軸とした複雑な関係にある。

(7) 共産党

2013年憲法においては、党組織は「憲法と法令の枠内」で活動するとされているものの、「国家と社会の指導勢力」であり、「人民と密接に結びつき、人民に奉仕し、人民の監察を受け、自らの各決定につき人民に責任を負う」とされている（憲法4条）。こうした「指導勢力」としての位置づけから、国家機関における幹部の多くを党員が占め、指導的幹部になる条件として党の影響下にある政治学校⁷での政治教育が義務づけられていたり、国家機関には党の意向が反映される党委員会が設置されている。人事面でも、共産党の幹部が国家機関の要職に据えられ各ポストを歴任するという構造がある。大臣クラス以上は、共産党の中央執行委員会のメンバーや国会議員を兼ねる者が多く、官職よりも党の役職が重視されることも多い。

共産党の中央レベルの党組織は、最高機関である①「全国共産党代表大会」（5年ごとに開催。）、②前記党大会で選出される党中央委員からなる「中央執行委員会」（200人（正規委員180人、補欠委員20人）、概ね半年ごとに開催。）、③中央執行委員会で選出される「政治局」（18人、党書記長を含む。）、④「書記局」（11人、党書記長を含む。）、⑤党中央事務局及び同各委員会で構成される。

①党大会は国家運営・党活動の総括と基本方針の提起を行う最高指導機関であり、②中央執行委員会は党大会会期の間、党大会に代わる共産党の指導機関である。③政治局は党の政策・指針、人事等の決定、④書記局は党の日常活動の指導・調整を行

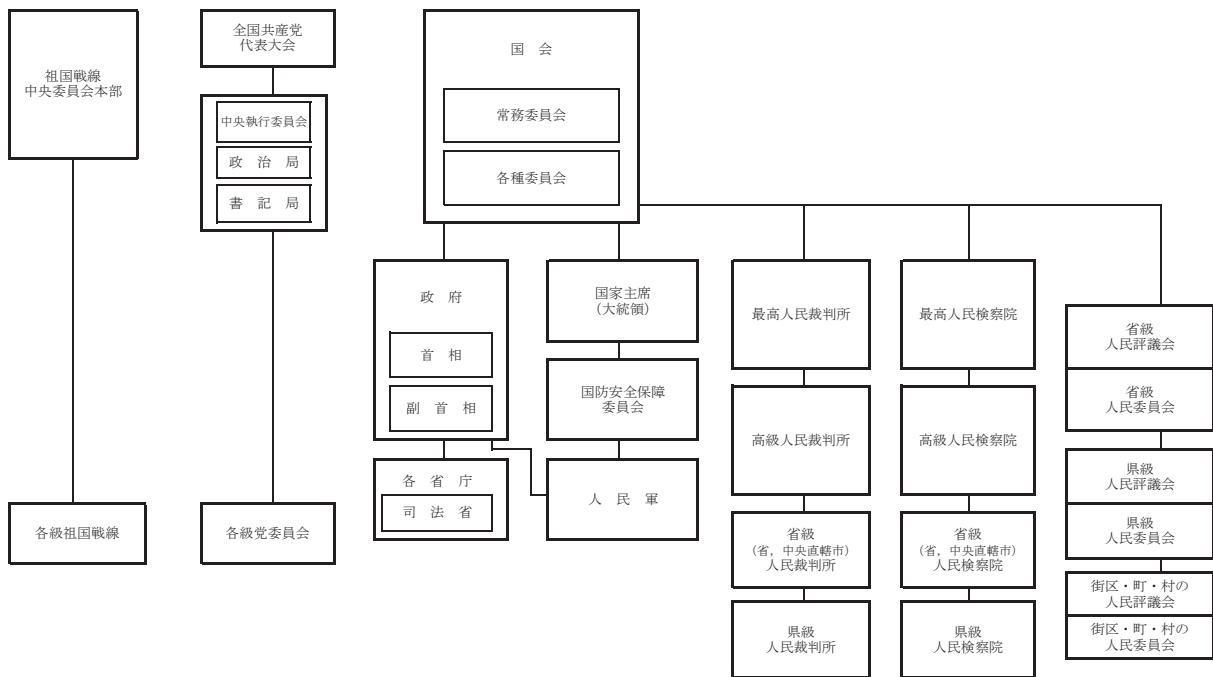
⁶ 「主人権」と訳したベトナム語は「quyền làm chủ」である。直訳すると「主人の権利」である。英訳では、“people’s mastery”や“people’s right as masters”などと訳されている。

⁷ たとえば「ホーチミン国家政治学院」（Học viện Chính trị Quốc gia Hồ Chí Minh）がある。同学院は、中央執行委員会に直属し、政治局と書記局の指導を受ける党機関である。同学院の研修受講は、地方を含む公的機関の課長級に就く者全員に求められているとされる。

う。⑤党中央事務局等は、②・③・④に対し助言・補佐を行う。

共産党内の序列は書記長（現在はグエン・フー・チョン氏）、国家主席（グエン・スアン・フック氏）、首相（ファム・ミン・チン氏）、国会議長（ブオン・デイン・フエ氏）の順となっており、国家主席、首相、国会議長はいずれも政治局員である。書記長、国家主席、首相、国会議長の4人は「四柱」又は「トップ4」と呼称される。なお、現在、最高人民裁判所長官を務めるグエン・ホア・ビン氏は政治局員である。

以上のように、国家権力機関の背後に、書記長をトップとする政治局からなる意思決定機関が存在し、少数の共産党上層部による集団指導体制が敷かれている⁸。



ベトナム統治機構図（作成：筆者ら）⁹

2 裁判所の種類

ベトナムの裁判制度は審級制を採用しており、最高人民裁判所、高級人民裁判所、省・中央直轄市¹⁰人民裁判所（以下「省級人民裁判所」という。）、県・区・市社・省所属市及び同等の人民裁判所（以下「県級裁判所」という。）の四段階に分かれている。その他に、特別の裁判所として軍事裁判所がある（人民裁判所組織法3条。以下「裁判所法¹¹」という。）

⁸ なお、共産党員の総数は、2021年1月時点の発表では510万人とされ（<https://daihoidang.vn/> トップページにおける「Số lượng đảng viên: 5.100.000」との記載より。2021年12月9日閲覧。）、これは人口約9762万人（日本外務省HPが引用する「2020年、越統計総局」の数字）のうち約5%に相当する。

⁹ 前掲注2のICDNEWS28号21頁の図を踏まえ、2014年人民裁判所組織法（62/2014/QH13）及び2014年人民検察院組織法（63/2014/QH13）を反映した限りのものである。

¹⁰ 中央直轄市は、ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、ホーチミン市、カントー市を指す。

¹¹ 以下、特に断りがない限り、引用している裁判所法は、2014年11月24日に国会で可決された裁判所法（62/2014/QH13）を指す。訳語は「JICAベトナム六法」による。

(1) 審級制度（二審制，監督審・再審）

ベトナムでは二審制が採用されており，控訴審の判決・決定は言渡しの日から法的効力を有する（裁判所法6条1項，民訴法¹²313条6項など）。なお，ベトナム法では判決が“確定する”という表現ではなく，判決が“法的効力を有する”（có hiệu lực pháp luật）と表現される。

法的効力が生じた判決・決定に，法律違反等や新しい事情が発見された場合，これを再検討する手続として監督審・再審という制度が存在する（裁判所法6条2項，後記6(2)にて補足。）。

(2) 人民裁判所の種類

ア 最高人民裁判所

最高人民裁判所の組織機構は，

(i) 最高人民裁判所裁判官評議会（13名～17名）

(ii) 事務補佐機構（①事務局，②計画財政局，③刑事・行政監査検査部（第一監査検査部），④民事・経営商事監査検査部（第二監査検査部），⑤労働・家庭・未成年者監査検査部（第三監査検査部），⑥法制・科学管理部，⑦監査委員会，⑧組織・人事部，⑨総務部，⑩国際協力部，⑪褒章部，⑫南部事業担当部，⑬正義新聞，⑭人民裁判所雑誌）¹³

(iii) 養成・研修施設（裁判所学院¹⁴）

からなる（裁判所法21条1項，22条，24条，25条）。最高人民裁判所は，長官，副長官，最高人民裁判所判事，審査官（93条），裁判所書記官（92条），その他公務員，準公務員及び労働者を有する（21条2項）。

最高人民裁判所は，最高人民裁判所裁判官評議会により構成されるベトナムの最

¹² 以下，特に断りがない限り，引用している民事訴訟法は，2015年11月25日に国会で可決された民事訴訟法（92/2015/QH13）を指す。訳語は「JICAベトナム六法」による。

¹³ 2015年6月23日付「最高人民裁判所の事務補佐機構における各部門の組織機構，任務，権限に関する最高人民裁判所決定」（918/2015/QĐ-TANDTC（「QĐ」は「QUYẾT ĐỊNH」の略で「決定」を意味し，「TANDTC」は「TÒA ÁN NHÂN DÂN TỐI CAO」の略で「最高人民裁判所」を意味する。）参照。

参考までに，各部署のベトナム語の名称は，順に，次のとおりである。① Văn phòng, ② Cục Kế hoạch - Tài chính, ③ Vụ Giám đốc, kiểm tra về hình sự, hành chính (Vụ Giám đốc kiểm tra I), ④ Vụ Giám đốc, kiểm tra về dân sự, kinh doanh - thương mại (Vụ Giám đốc kiểm tra II), ⑤ Vụ Giám đốc, kiểm tra về lao động, gia đình và người chưa thành niên (Vụ Giám đốc kiểm tra III), ⑥ Vụ Pháp chế và Quản lý khoa học, ⑦ Ban Thanh tra, ⑧ Vụ Tổ chức - Cán bộ, ⑨ Vụ Tổng hợp, ⑩ Vụ Hợp tác quốc tế, ⑪ Vụ Thi đua - Khen thưởng, ⑫ Vụ Công tác phía Nam

日本語訳では，「Vụ」(部)と「Cục」(局)を区別せず，一律に「局」と訳すことがあるが，ここではベトナム語に忠実に訳出した。この違いは，確認できる限りでは，「Vụ」(部)と「Cục」(局)は同じレベルであるが，規模が異なり，「Cục」(局)には独自の印鑑と口座があるため，財務と権限の観点から区部されており，「Cục」(局)の方が独立しているとされている。

¹⁴ 前身の「裁判官養成学校」はKOICA（韓国国際協力団）の支援によって建設され，2015年7月30日付首相決定1191/QĐ-TTg（「TTg」は「THỦ TƯỚNG」の略で「首相」を意味する。）により，同校の機能任務等を承継した上で，「裁判所学院（Học viện Tòa Án）」と名称変更されている。裁判所学院では，既に任官している裁判官の継続研修や裁判所職員の研修，新任裁判官の研修，養成を行っている。2016年からは大学教育も実施している。

なお，司法省が管轄している「司法学院（Học viện Tư Pháp）」が別に存在しており，従前，裁判官養成教育も行っていたが，裁判所学院によれば，その機能は完全に同院に移行しているとのことである。

参考までに，KOICAによる裁判所学院を含む最高人民裁判所に対する協力プロジェクトは2008年から開始され，フェーズ1「裁判官養成学校改善プロジェクト」（2008年から2012年），フェーズ2「裁判官養成学校能力強化プロジェクト」（2013年から2017年），フォローアップ期間を経て，フェーズ3「人民裁判所の透明性及び審理の質改善プロジェクト」（2019年から2023年）を行っている。最近のKOICAの協力概要については，投稿時点の内容であるが，拙稿（枝川）「主要な開発援助機関等による対ベトナム司法協力の概要」（ICDNEWS第84号（2020.9））8頁参照。

高審理機関である（憲法104条1項，裁判所法20条）。最高人民裁判所は，既に法的効力が生じている判決・決定につき異議が申し立てられた事件について，監督審・再審を担当する（裁判所法20条1項）。また，各裁判所の審理を監督するほか（憲法104条2項，裁判所法20条2項），審理における法令の統一的な適用を保障するため，法規本文書である議決を発行する事務や司法行政事務も担当する（憲法104条3項，裁判所法20条3項）。

最高人民裁判所裁判官評議会は，最高人民裁判所の裁判官5人又は裁判官全員により構成される裁判¹⁵合議体により，監督審・再審を審理する（裁判所法23条）。

参考までに，上述の最高人民裁判所の事務補佐機構を日本の最高裁にあわせて比較を試みると，①日本の最高裁事務総局的なものとして「事務局」「計画財政局」「監査委員会」「組織・人事部」「総務部」「国際協力部」「褒章部」「南部事業担当部」「正義新聞」「人民裁判所雑誌」，②日本の司法研修所及び裁判所職員総合研修所（いずれも研究担当）的なものであり，判例を扱う部署として「法制・科学管理部」（従前の審理科学研究所），③日本の最高裁調査官室的なものとして「刑事・行政監査検査部（第一監査検査部）」「民事・経営商事監査検査部（第二監査検査部）」「労働・家庭・未成年者監査検査部（第三監査検査部）」と整理されうる。また，④日本の司法研修所及び裁判所職員総合研修所（いずれも研修担当）的なものとして，養成・研修施設の「裁判所学院」がある。

2019年6月30日時点で，最高人民裁判所裁判官は17名¹⁶である。また，書記官及び審査官は合計387名である。



【写真1】 最高人民裁判所の模型
（全体写真）



【写真2】 最高人民裁判所
（従来からある建物）

¹⁵ 「裁判合議体」と訳したベトナム語は「Hội đồng xét xử」である。「審理合議体」と訳されることがある。

¹⁶ 2021年12月9日現在（最高人民裁判所HP閲覧日），16名（男性14名，女性2名）となっている。



【写真3】 最高人民裁判所
(新設された建物)¹⁷



【写真4】 従来からある建物(写真2)が「国家遺跡」であることの表示¹⁸

イ 高級人民裁判所

2014年の人民裁判所組織法の改正により、ハノイ市¹⁹、ダナン市²⁰及びホーチミン市²¹に3つの高級人民裁判所が設置されている。

高級人民裁判所の組織機構は、

- (i) 高級人民裁判所裁判官委員会(裁判官11名から13名)
- (ii) 刑事法廷, 民事法廷, 行政法廷, 経済法廷, 労働法廷, 家庭・未成年者法廷
- (iii) 事務補佐機構(事務局他)

からなる(裁判所法30条, 31条)。高級人民裁判所は、長官, 副長官, 裁判長²², 副裁判長, 裁判官, 審査官, 裁判所書記官, その他公務員及び労働者を有する。

高級人民裁判所は、前述のとおり、2014年人民裁判所組織法により新たに設置された²³。従前は最高人民裁判所内に控訴審法廷が設けられており、現行制度での最高人民裁判所裁判官に相当する役職を含めて、約110名もの「最高人民裁判所裁判官」が存在していた。しかし、最高人民裁判所を法の統一的適用の保障とい

¹⁷ 2020年10月28日に開所式が行われた。

¹⁸ 2019年12月13日に写真2は国家遺跡に指定された。

¹⁹ ハノイ市における高級人民裁判所は、ハノイ市, ハイフォン市, ホアビン省, フート省, トュエンクアン省, ハザン省, タイグエン省, カオバン省, バックアン省, ラオカイ省, イエンバイ省, ランソン省, ソンラ省, ライチャウ省, ディエンビエン省, ビンフック省, フンイエン省, ハイズオン省, バクニン省, バクザン省, ハナム省, クアンニン省, タイビン省, ナムディン省, ニンビン省, タインホア省, ゲアン省, ハティン省からなる北部及び北中部の28省・中央直轄市において土地管轄を有する。

²⁰ ダナン市における高級人民裁判所は、ダナン市, クアンビン省, クアンチ省, トゥア・ティエン・フエ省, クアンナム省, クアンガイ省, ビンディン省, フーイエン省, カインホア省, ザーライ省, コントゥム省, ダクラク省からなる中部及び西高原における12省・中央直轄市において土地管轄を有する。

²¹ ホーチミン市における高級人民裁判所は、ホーチミン市, カントー市, ビントゥアン省, ニントゥアン省, ドンナイ省, バリア・ブントウ省, ビンズオン省, ビンフック省, ロンアン省, タイニン省, ダクノン省, ラムドン省, ハウザン省, ドンタップ省, ティエンザン省, ベンチュ省, チャビン省, ビンロン省, ソクチャン省, バクリエウ省, カマウ省, アンザン省, キエンザン省からなる南部の23省・中央直轄市において土地管轄を有する。

²² 各法廷のトップである者を指す。我が国の部総括判事に近い概念と思われる。

²³ 高級人民裁判所の設立については、「ベトナム新裁判所法, 検察院法, 企業法, 投資法及び民事判決執行法の概要」(ICDNEWS第63号(2015.6))175頁参照。

う任務に集中させるため、控訴審法廷部門を下級裁判所として独立させた。

上記構成からなる高級人民裁判所は、①控訴審（第一審である省級人民裁判所の第一審判決・決定につき、控訴・異議申立てがされた事件の控訴審）、②監督審・再審（省級人民裁判所及び県級人民裁判所の法的効力を生じた判決・決定につき、異議申立てがされたものの監督審・再審）である（裁判所法29条）。

高級人民裁判所裁判官委員会は、高級人民裁判所裁判官委員会の裁判官3人又は全員により構成される裁判合議体により監督審・再審を審理する（裁判所法32条）。高級人民裁判所の専門法廷は、未だ法的効力を生じていない省級人民裁判所の判決・決定の控訴審を行う（裁判所法33条）。

2019年6月30日時点で、高級人民裁判所の裁判官は98名である。また、書記官及び審査官は合計207名である。

ウ 省級人民裁判所（58省及び5中央直轄市）

省級人民裁判所は、

- (i) 裁判官委員会（裁判官委員会の構成員数は、省級人民裁判所長官の提議により最高人民裁判所長官が決定する。）
- (ii) 刑事法廷，民事法廷，行政法廷，経済法廷，労働法廷，家庭・未成年者法廷
- (iii) 事務補佐機構（事務局他）

からなる（裁判所法38条1項）。省級人民裁判所は、長官，副長官，裁判長，副裁判長，裁判官，審査官，裁判所書記官，その他公務員及び労働者を有する（裁判所法38条2項）。

上記構成からなる省級人民裁判所は、①第一審（一定の複雑重大な刑事・民事・経済・労働・行政及び家庭・未成年者事件について、第一審²⁴）、②控訴審（第一審である県級人民裁判所の第一審判決・決定につき、控訴・異議申立てがされた事件の控訴審）、③再検査担当（県級人民裁判所の法的効力を生じた判決・決定を検査し、訴訟法の規定による法令違反がある又は新たな事情があることを発見したときは、高級人民裁判所長官，最高人民裁判所長官に検討，異議申立てを建議する）である（裁判所法37条）。

2019年6月30日時点で、省級人民裁判所の裁判官は1,145名である。また、書記官及び審査官は合計2,238名である。

エ 県・区・市社・省所属市及び同等の人民裁判所（710か所²⁵）

県・区・市社・省所属市及び同等の人民裁判所は、(i)刑事，民事，家庭・未成年

²⁴ 第一審をどの裁判所で行うかの詳細は、各訴訟法の定めに従う。民事訴訟法35条以下，刑事訴訟法268条以下，行政訴訟法31条以下を参照のこと。

以下、特に断りがない限り、引用している行政訴訟法は、2015年11月25日に国会で可決された行政訴訟法（93/2015/QH13）を指す。

以下、特に断りがない限り、引用している刑事訴訟法は、2015年11月27日に国会で可決された刑事訴訟法（101/2015/QH13）を指す。翻訳については「JICAベトナム六法」参照のこと。なおその後、施行までは技術上の問題が発見され、一定期間及び手続を要している。この点については、松尾宣宏「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」（ICDNEWS第79号（2019.6））43頁注3参照のこと。

²⁵ 2019年10月現在。

者、行政処分の各専門法廷を置くことができ、(ii)事務補佐機構がある（裁判所法45条）。

県級人民裁判所は、最下級の裁判所であり、上記ウ①で記載した事件以外の事件について原則的に第一審管轄権を有する（裁判所法44条）。

2019年6月30日時点で、県級人民裁判所の裁判官は4,688名である。なお、書記官及び審査官は合計4,536名である。

オ 事件数の推移

一定期間（2004年度²⁶、2015年度²⁷、2019年度²⁸）ごとの、一審、控訴審、監督審・再審の事件受理数の推移は以下のとおりである。司法改革²⁹期間に該当する約15年で受理事件数の総計は約2.75倍に増加している。なかでも商事経営事件は約1.3倍近い増加率となっている。

²⁶ 2004年度は、2004年10月から2005年8月末までの統計である。最高人民裁判所から、当時のJICAプロジェクト専門家が入手した、2005年後期国会に提出された報告書に基づく統計である。

²⁷ 2015年度は、2015年10月から2016年9月末までの統計である。最高人民裁判所から、当時のJICAプロジェクト専門家が入手した資料に基づく。

²⁸ 2019年度は、2019年10月から2020年9月末までの統計である。最高人民裁判所から入手した資料に基づく。

²⁹ 2005年6月2日付「2020年までの司法改革戦略に関する政治局49号議決」（49—NQ/TW（「NQ」は「NGHỊ QUYẾT」の略であり「議決」又は「決議」と訳される。「TW」は「TRUNG ƯƠNG」の略であり「中央」を意味する。「U」が「W」に変換されている。）による2005年～2020年までの司法改革戦略。「49号政治局議決」と呼称される。

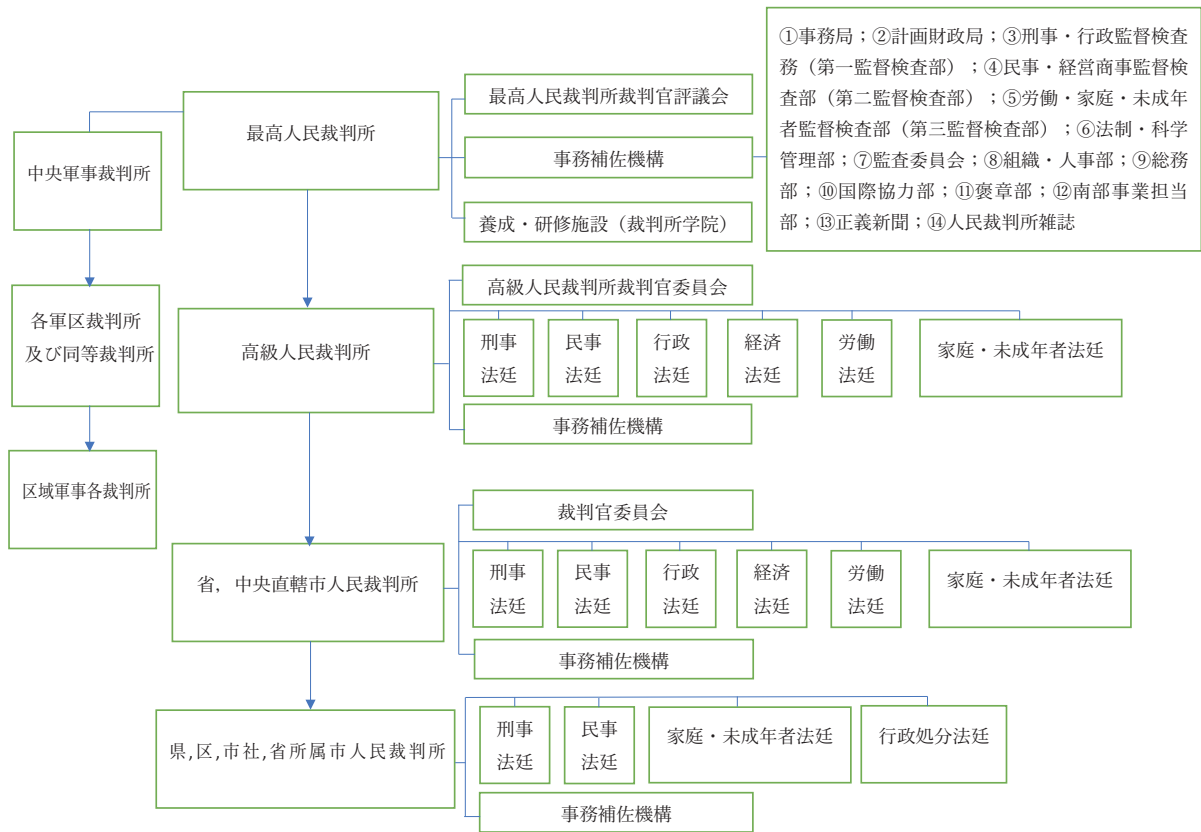
	事件の種類／審級	2004年度	2015年度	2019年度
		受理事件数	受理事件数	受理事件数
1	刑事			
	一審	50,890	65,791	73,986
	控訴審	12,830	15,572	15,399
	監督審、再審	228	166	341
	合計	63,948	81,529	89,726
2	民事			
	一審	63,837	113,092	168,099
	控訴審	11,760	10,994	13,584
	監督審、再審	340	573	695
	合計	75,937	124,659	182,378
3	婚姻家族			
	一審	61,534	206,812	263,102
	控訴審	2,880	2,494	2,446
	監督審、再審	306	67	107
	合計	64,720	209,373	265,655
4	商事経営			
	一審	1,220	16,022	17,521
	控訴審	208	1,389	1,570
	監督審、再審	4	182	165
	合計	1,432	17,593	19,256
5	労働			
	一審	769	7,428	3,674
	控訴審	170	371	372
	監督審、再審	5	25	21
	合計	944	7,824	4,067
6	行政			
	一審	741	4,933	9,602
	控訴審	486	1,701	2,755
	監督審、再審	21	74	113
	合計	1,248	6,708	12,470
	総計	208,229	447,686	573,552

受理事件数の推移（作成：筆者ら）

(3) 特別裁判所

特別裁判所として軍事裁判所がある。軍事裁判所は、中央軍事裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所がある（裁判所法49条、50条）。各軍事裁判所は軍隊単位であり、管轄に属する各事件³⁰を審理する職務を実施する。

³⁰ 軍事裁判所が管轄する事件は被告人が現役の軍人である刑事事件などである。



(参照：最高人民裁判所 70年の歩みと発展（1945年9月13日－2015年9月13日）2015年，356頁)

ベトナム人民裁判所機構図（2014年人民裁判所組織法に基づく）（作成：枝川）

3 裁判官の採用制度の概要

(1) 裁判官等の人数

人民裁判所の裁判官は、最高人民裁判所裁判官、高級裁判官、中級裁判官、初級裁判官からなる。最高人民裁判所には最高人民裁判所裁判官、高級人民裁判所には高級裁判官、省級人民裁判所には高級裁判官・中級裁判官・初級裁判官、県級人民裁判所には中級裁判官・初級裁判官が、それぞれ置かれる（裁判所法66条）

最高人民裁判所の2019年時点の報告によれば、人民裁判所の総定員数は15,237人とされ、2019年6月30日時点で、裁判官は5,948人（最高17名、高級98名、省級1,145名、県級4,688名）となっており、審査官及び書記官が全体で7,368人、その他の職員は全体で591人、総計で13,907人となっている。総定員数より1,330人の不足がある。

(2) 任命権限

最高人民裁判所長官の任命権は国会が有する（憲法70条7項、なお、同88条3項、裁判所法26条1項）。他の最高人民裁判所裁判官の任命権は国家主席が有しており（憲法88条3項、裁判所法72条）、候補者名簿については最高人民裁判所長官が委員長を務める国家裁判官選抜・監察評議会（裁判所法70条、71条）が作成する。

(3) 資格要件及び養成制度

各級の裁判官の資格要件として、法学士以上の学位を有すること等（裁判所法67条）に加え、大要、下表のとおり¹の法令業務経験が要求される（以下、引用法令は裁判所法である。詳細は同法を確認願いたい。）。

種類（66条）	任命に必要な経験等（68条、69条）	裁判所（66条）
最高人民裁判所裁判官	a) 満5年以上、高級裁判官であった。 b) 訴訟法の規定に基づき最高人民裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 ※ただし、裁判所業務をしたことがなくとも、高官経験者・法令の専門家等の例外あり。	最高人民裁判所
高級裁判官	a) 満5年以上、中級裁判官であった。 b) 訴訟法の規定に基づき高級裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 c) 高級裁判官への昇級試験に合格した。 ※ただし、a)につき、人事上の必要性がある場合には、中級裁判官でないものであっても、18年以上、法令業務に従事した期間があれば、任命可能。	高級人民裁判所 省級人民裁判所
中級裁判官	a) 満5年以上、初級裁判官であった。 b) 訴訟法の規定に基づき裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 c) 中級裁判官への昇級試験に合格した。 ※ただし、a)につき、人事上の必要性がある場合には、初級裁判官でないものであっても13年以上、法令業務に従事した期間があれば、任命可能。	省級人民裁判所 県級人民裁判所
初級裁判官	a) 5年以上、法令業務に従事した期間がある（※書記官等）。 b) 訴訟法の規定に基づき裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。 c) 初級裁判官選抜試験に合格した。	省級人民裁判所 県級人民裁判所

資格要件等（作成：筆者ら）

(4) 任期

各裁判官の最初の任期は5年である。再任された又は異なる等級の裁判官に任命された場合、次の任期は10年である（裁判所法74条）。

(5) 異動

最高人民裁判所長官の決定により、土地管轄の範囲外に異動することがある。また、省級人民裁判所長官の決定により、土地管轄の範囲内の異動をすることがある（裁判所法78条）。

(6) 裁判官の独立³¹

参考までに裁判官の独立について、憲法上、「裁判官、参審員は、独立して法令にのみ従って審理する；機関・組織・個人が、裁判官、参審員の審理に干渉することを厳禁する。」（103条2項、裁判所法9条）とされている。民訴法では12条、行訴法では13条、刑訴法では23条に規定されている。

4 民事訴訟手続の概要^{32 33}

(1) 別紙の図を参考にされたい。

(2) おおよその流れは以下のとおりである。

① 原告は、管轄のある人民裁判所に、書類及び証拠を添付した訴状を提出する（民訴法190条）（以下、断りがない限り、引用条文は同法を指す。なお、同条1項c号においては、裁判所の電子ポータルサイトの電子形式でオンライン送信（あれば）と規定されている³⁴。）³⁵。

② 裁判所は、訴状を受領した後、裁判所長官は訴状を検討する裁判官（以下「訴状裁判官」という。）を1名指名する（191条2項）。

③ 訴状裁判官は、法定の記載事項が含まれていない場合には、訴状を補正、補足するためにその旨を原告に必要な事項を明記した文書で通知する（193条1項）。訴状裁判官が訴状、添付資料及び証拠を受領した後、当該事件がその管轄下にあると判断した場合には、訴状裁判官は、原告に対し、訴訟費用の前金の納付を通知する（195条1項）。訴訟費用の前金の支払がされた後に、訴状裁判官は、正式に当該事件を受理する（同3項）。

④ 訴状裁判官の事件受理報告に基づき、裁判所長官は、公平性、客観性、無作為性に配慮しつつ、事件を解決する裁判官（以下、単に「裁判官」という。）を指名する（197条1項）。

⑤ 和解前置主義が採用されており、原則として、裁判所³⁶は審理に入る前に、証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び当事者間の和解期日を開く（205条、

³¹ 2018年7月4日付「裁判官職務倫理規程集（BỘ QUY TẮC ĐẠO ĐỨC VÀ ỨNG XỬ CỦA THẨM PHÁN）」（87/QĐ-HĐTC（「HĐTC」は「HỘI ĐỒNG TUYỂN CHỌN GIÁM SÁT THẨM PHÁN QUỐC GIA」の略であり「国家裁判官選抜・監察評議会」（裁判所法70条参照）を意味する。）が制定されている。なお、「BỘ QUY TẮC ĐẠO ĐỨC VÀ ỨNG XỬ CỦA THẨM PHÁN」は文字どおり訳すと「裁判官の倫理及び適切対応規程集」といった訳になる。

³² 西村あさひ法律事務所編「ベトナムのビジネス法務 [第2版]」328頁以下にて、分かりやすく整理されている。なお、刑事訴訟手続については前掲松尾「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」の43頁以下参照。

³³ ベトナムの訴訟手続では、事件は、民事、婚姻家族、経営商事、労働、行政、刑事に分類される。このうち民事訴訟法では、「民事、婚姻家族、経営商事、労働」を扱う。

³⁴ 最高人民裁判所によれば、導入されたものあまり利用されておらず、手続を定めた最高裁判所裁判官評議会による2016年12月30日付「電子手段による訴状、資料、証書の受領・送付、及び訴訟文書の発給・送達・通知に関する民事訴訟法92/2015/QH13及び行政訴訟法93/2015/QH13の諸規定の施行案内に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決（04/2016/NQ-HĐTP）（「HĐTP」は「HỘI ĐỒNG THẨM PHÁN TÒA ÁN NHÂN DÂN TỐI CAO」の略であり「最高人民裁判所裁判官評議会」を意味する。）の改訂が検討されている由である。

³⁵ 「裁判所による調停・対話法（58/2020/QH14）（2021年1月1日施行、訳語は「JICAベトナム六法」）16条3項によれば、一定の例外を除いて、「訴状、申立書を受領した日から2営業日以内に、この法律（引用者注：調停・対話法を指す。）第19条第1項、第2項、第4項、第6項及び第7項に定めるいずれの場合にも該当しない場合、裁判所は、訴訟人、申立人に対し、この法律に定める調停・対話の選択及び調停員の選定の権利について知らせるため、書面により通知する。」とされ、調停に付するか否か、当事者にいわば選択権が付与されている。

³⁶ 205条では、「裁判官」ではなく、「裁判所」とされている。

208条)。和解期日では、裁判所主導による当事者間の和解実施手続を設定し、そこでは、裁判官が、当該紛争において当事者が和解による合意に到達できるように、仲介の役割をする（210条4項参照）。和解で解決できなければ、裁判所は審理期日を定める。

- ⑥ 標準的な民事事件は、公開で審理される（15条2項）。
- ⑦ 民事訴訟事件の第一審は、簡易手続の場合³⁷を除き、人民参審員が参加することされており（11条1項）、裁判官1名・人民参審員2名から構成される合議体により審理が行われる（63条）³⁸。
- ⑧ 第一審の判決・決定については、控訴することが可能である（17条1項）。控訴されない場合には、第一審の判決・決定が、控訴期間³⁹満了時に法的効力を有する（17条1項、273条）。控訴された場合における、控訴審の判決・決定は、その言い渡しの日には法的効力を有する（17条1項、313条6項、314条6項）。
- ⑨ 法的効力を有するこれらの判決・決定に基づいて、執行が可能となる（482条1項）。
- ⑩ もっとも、法的執行力のある裁判所の判決・決定であっても、再審査される場合がある。監督審と再審である。具体的には、(i)事件の客観的事実関係と矛盾している判決又は決定の結論が、当事者の合法的権利、利益に害を与える場合、(ii)事件手続の重大な違反により、当事者は自身の訴訟権利、義務を行使せず、合法的権利、利益に至り、法令に基づき保護されていない場合、(iii)不当な判決、決定に至る法律適用において過誤があり、当事者の合法的な権利、利益に害を与え、公共利益、国家利益、第三者の合法的権利、利益を侵害する場合には、監督審手続において再検討される（325条、326条）。

(i)事件の解決において当事者が知り得なかった事件の新しい事実関係が発見された場合、(ii)鑑定人の結論及び通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある場合、(iii)裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に転用し、又は故意に不法な結論を出した場合、(iv)裁判所が事件の解決のために根拠とした刑事、行政、民事、婚姻及び家族、営業、商事又は労働に関する裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された場合には、再審手続において審理される（351条、352条）。

³⁷ 簡易手続の場合は、第一審、控訴審ともに、単独の裁判官が行う（民訴法65条。2013年憲法103条1項参照）。

³⁸ 第一審でも、特別な事件の場合には、裁判官2名・人民参審員3名の合議体で審理が行われる（民訴法63条）。人民参審員は、民事訴訟事件の解決の決定の投票において、裁判官と同等の権限を有する（11条）。民事訴訟事件の控訴審は、裁判官3名による合議体で審理が行われる（64条）。

³⁹ 第一審判決言渡しの日から15日である（民訴法273条）。

5 民事判決執行制度の概要^{40 41 42}

(1) 判決執行債権者（以下「債権者」という。）は、判決執行債務者（以下「債務者」という。）からの任意の履行がされない場合には、民事判決執行法に規定された手続に従い、日本と異なり、司法省が管轄する執行機関（民事判決執行局等）に対して強制執行を申し立てることができる。

強制執行の手段には、日本と同様に、債務者の財産を差し押さえた上で競売することなどがある。判決等の執行を促進するため、民間機関である *B a i l i f f* が裁判所の判決等の執行業務の一部を担っていることもある⁴³。

民事判決執行の組織体制は次のとおりである（民事判決執行法13条参照）。

- ・中央レベル：民事判決執行総局は、司法省直属の民事判決執行管理機関
- ・省レベル：省、中央直轄市にある民事判決執行局（以下「民事判決執行局」という。）は、民事判決執行総局に属する民事判決執行機関
- ・県レベル：県、区、市社、省所属市の民事判決執行支局は、民事判決執行局に属する民事判決執行機関

また、控訴される可能性がある場合でも、下記の場合には、第一審の判決・決定は、直ちに執行することができる（民事判決執行法2条2項、民訴法482条2項）

- ・扶養、給与の支払、労賃の支払、退職手当、失業手当、労働能力喪失手当、生命、健康に関する損害、精神的損害の賠償、労働者の業務への復帰を認める判決、決定
- ・緊急保全処分の適用決定

(2) 手続の概要は次のとおりである。執行手続を進めるにあたり、民事判決執行機関内（執行機関、執行官等含む。）の主宰機関は執行段階において異なっている。また、判決執行の一連の手続において、人民検察院は民事判決執行を検察する役割を担っている（民事判決執行法12条2項。以下、断りがない限り、同法を指す。）

【ステップ1：事件の受領】

民事判決執行機関は、判決等の執行申立てを受領し、執行決定の後に執行官へ事件配点をする。この段階の手続主体⁴⁴は、民事判決執行局の事務局に加え、審査官又は判決執行書記官⁴⁵である。大まかな流れは以下のとおりである。

⁴⁰ 日本では「民事執行」と表現されるが、ベトナムでは「民事判決執行 (thi hành án dân sự)」と表現される。「民事執行」という表現をそのままベトナム語に翻訳すると、そのまま「民事 (dân sự)」の「執行 (thi hành)」と表現され、「判決」にあたる「án」が欠けることになり意味が通じなくなる恐れがある。

⁴¹ 西村あさひ法律事務所編「ベトナムのビジネス法務 [第2版]」332頁が参考になる。

⁴² 2008年及び2014年改正後の民事判決執行法 (26/2008/QH12, 64/2014/QH13) の翻訳については、「JICAベトナム六法」を参照のこと。さらに詳細については、同法の下位法規である2015年議定62/2015/ND-CP (「ND」は「NGHỊ ĐỊNH」の略であり「議定」又は「政令」と訳される。「CP」は「CHÍNH PHỦ」の略であり「政府」を意味する。)、及びこれを一部改正した2020年議定33/2020/ND-CPを参照。本稿で記載した内容は、原則的な内容を概括したに留まるので、念のため。

⁴³ 判決の執行を促進するため、ホーチミン市など一部の地域においては *Bailiff* 制度が実験的に運用され、民間機関である *Bailiff* が裁判所の判決等の執行業務の一部を担ってきたが、2016年1月1日からは、正式な制度として *Bailiff* 制度が全国的に導入された。2019年9月3日現在、ホーチミン市、ハノイ市、ハイフォン市等の地域において合計81の *Bailiff* 事務所が設立されている。西村あさひ法律事務所編「ベトナムのビジネス法務 [第2版]」331頁。

⁴⁴ 手続主体については、ベトナム司法省作成パンフレット「民事判決執行総局」(TỔNG CỤC THI HÀNH ÁN DÂN SỰ) (2017年)を参考にし、記載の便宜上、省レベルの機関を念頭において表記した。

⁴⁵ 「事務局」「審査官」「判決執行書記官」のベトナム語はそれぞれ「Văn phòng」「Thẩm tra viên」「Thư ký thi hành án」

① 執行力のある判決・決定

裁判所は、当事者に対し、「執行用」と記載した判決・決定を交付する（27条）。また、裁判所は権限を有する民事判決執行機関に対し、原則として、判決・決定が法的効力を生じた日から30日以内に、当該判決・決定を送付しなければならない（28条1項）⁴⁶。

② 判決執行申立及び判決執行決定

民事判決執行機関の長は、申立権のある者（判決執行債権者、判決執行債務者（30条1項））からの執行申立書（31条2項）を受領してから、5営業日以内に判決執行決定を出す（36条1項）とともに、執行官を任命する（36条2項）。

なお、判決執行申立には時効があり、判決・決定の法的効力が生じた日から5年間である（30条1項）。また、判決執行決定には、判決の任意執行の期限が明記される（36条3項）。

判決執行決定は、同級の検察院に送付されるとともに（38条）、判決の強制執行決定は、判決の強制執行当事者及び関連する権利義務を有する者に通知される（39条）。

③ 判決執行条件の確認

判決の任意執行期限は、判決執行債務者が判決執行決定を受領した日、又は判決執行決定に基づいて適式な通知を受けた日から10日である（45条1項）。

判決の任意履行期限が満了した日から10日以内に、判決執行債務者が任意に履行しないとき、執行官が執行条件の確認を行う（44条1項1文）。

前記任意執行期限が満了し、判決執行条件を備えているのに判決執行債務者が任意に判決を執行しないときは、強制執行を行うことになる（46条）。

【ステップ2：強制執行】

執行官は、強制執行の前に、強制執行計画を作成し、その中で適用すべき強制執行の措置、日時・場所などの強制執行の具体的な内容を定める（72条）。

強制執行の種類は71条に列挙された6種類である。金銭執行に関するものは71条1項から4項であり、非金銭執行のうち、物の引渡請求に関するものは5項、それ以外の作為・不作為を命じる判決・決定の履行を命じる判決・決定の履行は6項に該当する。

この段階の手續主体は、判決執行業務・組織課及び執行官⁴⁷等である。

【ステップ3：判決執行の終結（判決執行記録の審査・保管）】

判決執行の終結は、当事者が自己の権利の行使、義務の履行を終えたことを、民事判決執行機関が確認した場合、判決執行停止決定があった（50条）場合、判決

である。

⁴⁶ 判決執行の管轄については35条が定める。

⁴⁷ 「判決執行業務・組織課」「執行官」と訳したベトナム語はそれぞれ「Phòng Nghiệp vụ và tổ chức thi hành án」「Chấp hành viên」である。

執行は当然に終了する（52条）。

また、判決執行記録の審査・保管も行われ、不服申立て及び告訴告発監査解決課⁴⁸の他、審査官又は書記官がこれを行う。

6 日本の裁判制度との主な相違点等

(1) 審級制

人民裁判所は、これまで述べたとおり、最高人民裁判所、高級人民裁判所、省級人民裁判所、県級人民裁判所の四級に別れているものの、原則として二審制をとっている。

(2) 監督審及び再審制度

以上に述べた四級二審制の原則に加え、ベトナムに特徴的な制度として、判決・決定の違法等を再審査する監督審（越：giám đốc thẩm, 英：cassation）⁴⁹、及び新証拠が発見された場合の再審（越：tái thẩm, 英：reopening）⁵⁰制度があることが挙げられる。監督審・再審は、判決・決定が法的効力を有した後に、判決・決定を再検討（xem xét lại）するために行われる（民訴法17条、刑訴法27条、行訴法11条）。

もともとフランス植民地時代に同国の破棄院に倣った制度・手続が導入され、その後、ソ連をはじめとする社会主義国の影響等を受けて次第に変容して現在のような形になったとされている。

例えば、民訴法の場合、監督審・再審を申し立てられるのは、高級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官であり、省級・県級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、高級人民裁判所長官及び高級人民検察院長官となっている（331条、354条）⁵¹。

当事者は、監督審については331条が定める者に文書で提議し、再審については354条が定める者に文書で通知する権限を有するに過ぎない（327条1項、353条1項）。つまり、当事者には監督審・再審の申立権限はない。また、原則として非公開の手続となっている⁵²。これは、監督審・再審が各裁判所の審理の監督の一環として置かれていることの現れと考えられている。

⁴⁸ 「不服申立て及び告訴告発監査・解決課」と訳したベトナム語は、「Phòng Kiểm tra, giải quyết khiếu nại, tố cáo」である。

⁴⁹ 民訴法325条、同326条、刑訴法370条、同371条、行訴法254条、同255条参照。

⁵⁰ 民訴法351条、同352条、刑訴法397条、同398条、行訴法280条、同281条参照。

⁵¹ なお、刑訴法では、監督審を申し立てられるのは、高級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官等であり、省級・県級人民裁判所の法的効力を有する判決・決定に対しては、高級人民裁判所長官及び高級人民検察院長官となっている（373条、382条参照）。これに対し、再審を申し立てられるのは、最高人民検察院長官、高級人民検察院長官等に限定されている（400条）。このような違いは、最高人民検察院によれば、沿革的に、事実関係に関して一次的な責任を負うのは最高人民検察院である、と考えられてきたことにあるようである。

⁵² 監督審・再審は、判決・決定が法的効力を有した後に行われる手続であり、審級（一審・控訴審）とは異なる手続と位置づけられている。このことを踏まえ、最高人民裁判所によれば、各訴訟法には裁判の公開原則の規定があるが（民訴法15条2項、刑訴法25条第2段、行訴法16条2項）、監督審・再審では同規定は適用されず、公開非公開という問題は生じない、とされている。但し、最高人民裁判所によれば、市民の関心を集めた刑事事件の監督審期日について、透明性確保の観点から、弁護士や報道機関に公開されたケースがあるとのことである。

なお、検察院は、訴訟機関が法律の手続を遵守しているかを監督する観点から、訴訟法上、監督審・再審期日における出席が必要となっている。これに対し、当事者等は必要に応じて召喚されることになっている（民訴法338条、同357条等、刑訴法383条、同403条等、行訴法267条、同286条等）

(3) 人民参審員 (Hội thẩm nhân dân) 制度

人民参審員制度は、第一審において、原則として、裁判官と同等の立場で人民参審員が人民の代表として裁判に参加する制度である（憲法第103条1項）。これは、社会主義理念に基づき、民衆参加という視点から行われている。

人民参審員の任免については、各級の人民裁判所の長官が、各級（省、県など）のベトナム祖国戦線委員会の同意を得た上で、当該級の人民評議会に対し要請することになっている。任期は、人民参審員を選任した人民評議会の任期に從う（裁判所法84条乃至91条）。

2021年に入り、最高人民裁判所内で人民参審員制度の見直しが開始されている。

(4) 人民検察院の民事手続等への関与

人民検察院の任務は、公訴権の行使及び司法活動の検察である（憲法107条1項、2014年人民検察院組織法2条⁵³）。司法活動に関する検察として、監督審・再審申立てを行うことのほか、刑事事件以外の民事、行政事件等に検察官が法廷に立会い、意見を陳述することができる。また、当事者が控訴しない場合でも、異議を申し立てることができる（民訴法57条、58条等、行訴法42条、43条等）。さらに、民事及び行政判決執行の検察も行う（民事判決執行法12条等、行訴法315条、人民検察院組織法6条2項等）。

(5) 判例 (Án lệ) 制度

2013年憲法以前の憲法では、司法機関は憲法・法律・法令の解釈権を有しておらず、これに関連して、法規範文書上、「判例」の概念はなかった。その後、2005年の共産党49号政治局議決⁵⁴で「判例の発展」が指針として定められたこと、その後、2013年憲法において最高人民裁判所は「法令の統一的な適用を保障する」（104条3項、裁判所法20条3項）と規定されたことを受け、2015年12月から「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」⁵⁵により判例制度が施行され、ベトナム独自の「判例制度」が開始されている^{56 57}。

その後、2019年に改訂された上記議決によれば、法的効力をする判決・決定の中から標準性を有するなどの基準を満たすものを選定し、これらを最高人民裁判所長官が「判例」として「公布」することとされている。また、民法等の実体法や各訴訟

⁵³ 63/2014/QH。翻訳については「JICAベトナム六法」を参照。

⁵⁴ 前掲注29参照。

⁵⁵ 2015年10月28日付03/2015/NQ-HDTP。なお、前記議決は2019年6月18日付04/2019/NQ-HDTPにより改正されている。翻訳についてはいずれも「JICAベトナム六法」掲載の翻訳参照。

⁵⁶ JICAプロジェクトでは、ベトナム現地でのセミナー（短期専門家の派遣）、本邦研修を通じて判例制度導入に係る各種支援を実施してきている。「法整備支援プロジェクトフェーズ3」（2003年7月～2007年3月）では、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」を行い報告書として製本（2007年）された。判決についても「判決書作成マニュアル」として製本されている（2009年）。判決書マニュアルの和訳は、以下よりダウンロード可。<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html>

⁵⁷ 判例制度導入当時の経緯については、酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」（ICDNEWS第73号（2017.12））29頁参照

法では判例を法源として定めており⁵⁸、法律等に次いで裁判官を拘束することになっている。

2021年11月末時点で、43件の判決・決定が判例として選定されている⁵⁹。

なお、憲法・法律・法令の解釈 (giải thích) 権は、国会の委任により国会常務委員会に属する^{60 61} (憲法74条2項、国会組織法49条⁶²)。実際の裁判の場面では、事実上一定の法解釈を行って事件を解決しているとされている。

(6) 争訟原則 (Nguyên tắc tranh tụng)

憲法上、「審理中は争訟原則が保障される」と規定されている (103条5項)。その定義は明らかではないが、いわゆる職権主義的訴訟構造の中に、当事者に主張や証拠の提出を尽くさせる当事者主義的要素を加え、当事者の裁判を受ける権利を実質化させる考え方と推測される。

この争訟原則は突然規定されたのではなく、ベトナムにおける司法分野での政治的指導文書である2002年1月2日の8号政治局議決⁶³、これに続く司法改革を規定する2005年49号政治局議決⁶⁴にも争訟の質の向上という文脈でこのことは規定されていた。また、2013年憲法以降、裁判所法13条、民訴法24条、行訴法18条、刑訴法26条⁶⁵にも規定され、訴訟手続における基本原則の一つとなっている。

⁵⁸ 2015年民法6条2項、民訴法45条3項、行訴法191条3項等。但し、刑法、刑訴法には「判例」を言及する条文はない。もっとも刑事判例は存在し、判例を適用した裁判例もある。

⁵⁹ 最高人民裁判所によれば、43判例の内訳は、労働1件、行政2件、刑事7件、経営・商事9件、民事24件となっている。

⁶⁰ 参考までに、ハノイ国家大学法学部 (当時) の Đặng Phương Hải 氏による2019年7月24日付ホーチミン国家政治学院HP「政治理論 (LÝ LUẬN CHÍNH TRI)」上の投稿記事「国会常務委員会の憲法・法律・法令解釈機能 (Chức năng giải thích Hiến pháp, luật, pháp lệnh của Ủy ban Thường vụ Quốc hội)」によれば、憲法が国会から国会常務委員会に解釈権限を委ねているのは、立法機関である国会が常時開催されないことに起因しており、国会開催を待っているのは解釈の要請に機動的に対応できないこと、また、そもそも解釈行為は国家権力機関 (注: 国会と思われる) の立法行為 (hoạt động lập pháp của cơ quan quyền lực nhà nước) であることから、国会から解釈権限を国会常務委員会に委ねる形が採られているとされている。

また、これまで (注: 記事掲載時である2019年7月24日まで) に解釈議決は5回発行されており、これらは①商法に関する解釈議決、②国家監査法に関する解釈議決、③土地所有権に係る紛争及び国家管理住居に対する私的所有賠償請求の上限の関連決議 (注: 訳語原文直訳) (3回) からなっているとされている。Hải 氏によれば、①②は該当条文の解釈がなされたものであったが、③乃至⑤については追加立法的な内容になっているとされ、憲法が定める解釈権限規定の機能と合致していないとされている。

さらに、実態として国会常務委員会は法運用機関と異なり、法運用機関が直面するような解釈上の問題に直面せず、それゆえ解釈することは稀である、同委員会は自ら解釈議決を提案することは可能であるものの、主に解釈提案機関 (国会組織法49条) の提案に基づいて議決を発行しており受動的である、としている。Hải 氏は、その他に立法行為と解釈行為を担う機関の分離などの論を展開しているが、ここでは紙幅の都合から省略させていただく。

以上は、前記HP記事に基づいているが、筆者 (枝川) が適宜要約した内容であるため、その点留意願いたい。必要に応じて適宜原文を参照のこと。

<http://lyluanchinhtri.vn/home/index.php/thuc-tien/item/2885-chuc-nang-giai-thich-hien-phap-luat-phap-lenh-cua-uy-ban-thuong-vu-quoc-hoi.html>

⁶¹ 国会常務委員会による憲法・法律・法令の解釈議決発行手続は、2015年法規範文書発行法158条以下参照。

前掲注53では同記事掲載時点である2019年7月までに5つの解釈議決が発行されたことが指摘されている。民間検索サイトで確認できた (2021年12月9日時点) 限りであるが、その後、6つ目にあたる計画法に関する解釈議決 (751/2019/UBTVQH14) が2019年8月に、7つ目にあたる刑法289条1項の解釈議決 (08/2021/NQ-UBTVQH15) が2021年11月に発行されている。

⁶² 57/2014/QH13。翻訳については「JICAベトナム六法」を参照のこと。

⁶³ 2002年1月2日付「今後の司法活動における重要任務に関する政治局議決」(08-NQ/TW)

⁶⁴ 前掲注29参照。

⁶⁵ 長橋正憲「ベトナムにおける法曹三者の共同活動」(ICDNEWS第86号 (2021.3) 16頁参照)。

「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(2015年4月～2020年12月) における上記法曹三者の共同活動の成果物として「Báo cáo nghiên cứu nhằm nâng cao chất lượng tranh tụng tại phiên tòa hình sự sơ thẩm (刑事第一審における争訟の質の向上のための研究報告)」が作成されている。

(7) 緊急保全処分 (Biện pháp khẩn cấp tạm thời)

日本でいう民事保全手続に相当するものとして、緊急保全処分が存在する (民訴法 111 条以下参照)。なお、いわゆる本案係属が要件となっており、本案訴訟提起前の緊急保全処分は認められていない。

(8) 民事判決執行制度

民事判決執行はもともと人民裁判所の一部署が所管していたが、1993年に人民裁判所から政府機関 (司法省直属の民事執行機関) に移管されている⁶⁶。民事判決執行法が国会で採択されたのは2008年であり、それまでは2004年民事判決執行令により運用されていた。

なお、前記のとおり現在では、民間機関である B a i l i f f が裁判所の判決等の執行業務の一部を担っている。

(9) 公開制度

最後に、参考までに、審理の公開と判決・決定の公開について触れておく。

審理の公開については、憲法上、保障されており (103条3項)、民訴法では15条2項、行訴法では16条2項、刑訴法では25条第2段に、それぞれ規定されている⁶⁷。

また、判決・決定の公開について、ベトナム最高人民裁判所は、2017年7月1日より⁶⁸、原則として、法的効力を有する判決・決定を電子ポータル上にて公開している⁶⁹。

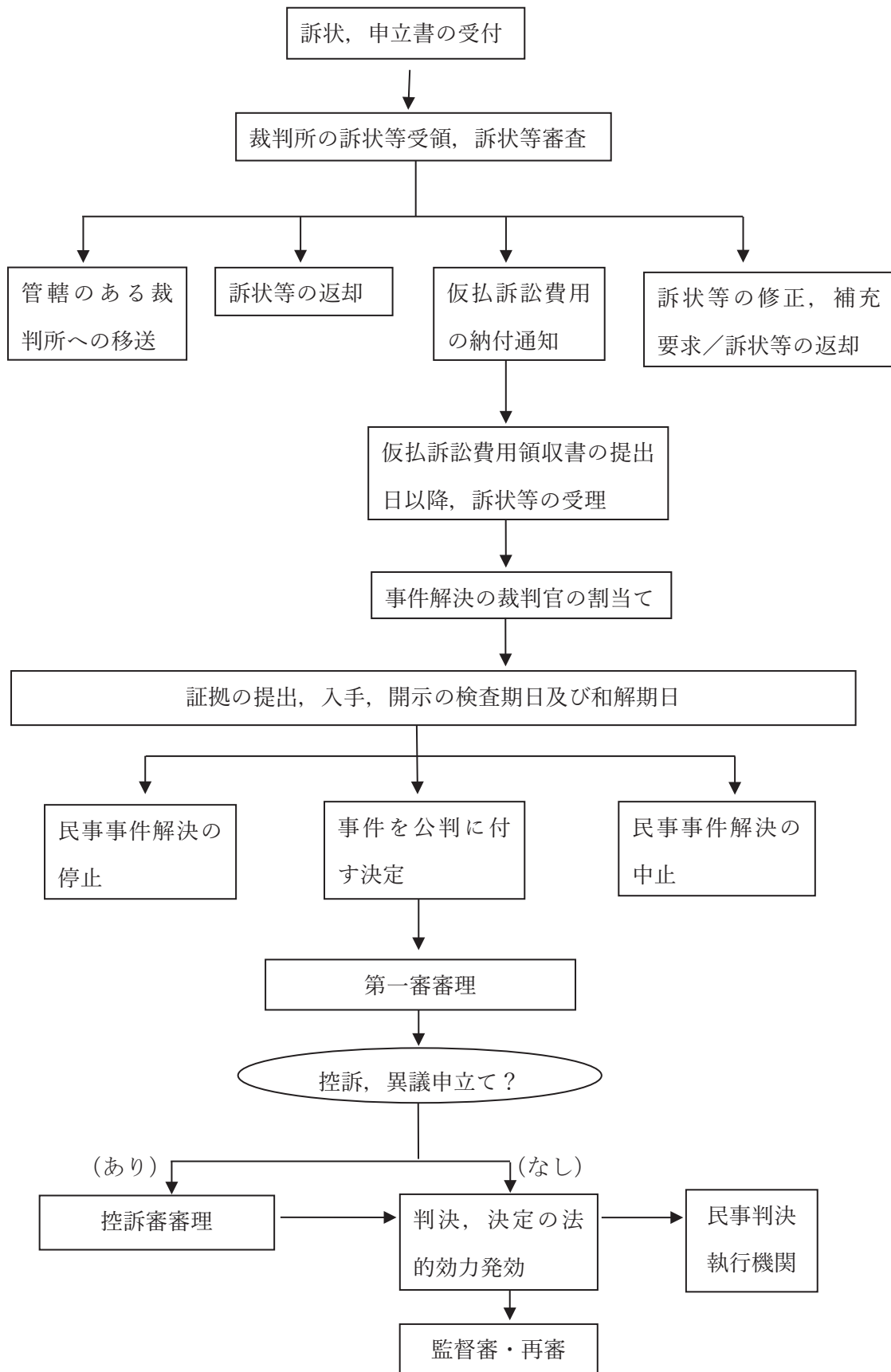
⁶⁶ ベトナム司法省作成パンフレット「民事判決執行総局 (TỔNG CỤC THI HÀNH ÁN DÂN SỰ)」(2017年)による。

⁶⁷ なお、監督審・再審には適用されない。前掲注52参照。

⁶⁸ 2017年3月16日付「裁判所電子通信ポータルでの判決・決定公開に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」(03/2017/NQ-HDTP)参照。

⁶⁹ <http://congbobanan.toaan.gov.vn/>よりアクセス可 (ベトナム語)

(別紙) 民事訴訟手続の概要



ベトナムの判例についての覚書（２）

－民事判例について－

J I C A 長期派遣専門家

枝川 充志
国際協力部教官
黒木 宏太

第１ はじめに¹

今回は、民事判例をみていくことにしたい。民事判例については、前号の I C D N E W S²で紹介したとおり、判例勉強会において、３件の民事判例（判例 3 5³：土地返還，判例 1 5：土地返還，判例 2 1：賃貸借）を取り扱った。

これらの事案の概要を簡単に紹介するとともに、所感を述べることにする。

第２ ベトナムの民事判決の構成について^{4 5}

まず、民事判例を見る前に、その元となることが想定される民事判決（下級審も含む）がどのようなものかについて概観する。

１ 民事判決の形式面

ベトナムでは、裁判所は「ベトナム社会主義共和国の名において」判決を言い渡す（2015年民訴法⁶266条1項）。判決の構成としては、①導入部、②事件の内容、③裁判所の認定、④決定（判決主文）からなっている（同2項）。

ところで、民事判決を含む民事訴訟における各種書式は、2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第01/2017/NQ-HDTP号（以下「本件議決」という。）で定められている⁷。本議決によれば、同議決に添付されている第一

¹ 本稿のうち意見にわたる部分は筆者らの私見であり、筆者らの所属する団体や組織の見解でないことを申し添える。また、本稿の日本語訳は、あくまで仮訳であり、必要に応じてベトナム語原文を確認していただきたい。

² 拙稿「ベトナムの判例についての覚書（１）－判例制度の現状と今後の課題－」（I C D N E W S 第88号（2021.9）9頁以下参照）。

³ 上記引用注2の記事（9頁）に誤記がありました。お詫びして訂正致します。

（修正前）第1回2021年2月25日：民事1件（判例18：土地返還），刑事1件（判例35：殺人）

（修正後）第1回2021年2月25日：民事1件（判例35：土地返還），刑事1件（判例18：殺人）

⁴ 本稿作成にあたって、ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」で実施した最高人民裁判所との協力活動「判決書作成技能セミナー」（2019年12月19日）の際の、Hoàng Ngọc Thành（ホアン・ゴック・ティン）ハノイ市人民裁判所経済法廷裁判長によるプレゼン資料「民事判決起案における課題及び提言」を適宜参照した。引用する場合には「ティン裁判官よれば」といった形で引用する。

⁵ J I C A プロジェクトでは、最高人民裁判所との協力の中でこれまでに「判決書マニュアル」（Số Tay Viết Bản Án）の作成に協力している（2009年）。同マニュアルの翻訳は、<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html>に掲載されている。

同マニュアルは「第1部 概要」「第2部 民事判決書の記載」「第3部 刑事判決書の記載」「第4部 参考の判決書」「第5部 判決書フォーム」で構成されている。2009年以降の訴訟法の改正、判例制度の導入により、本マニュアル改訂の必要性が指摘されている。なお、前掲注4のセミナーで実施したアンケートによれば、8割強の参加者が、頻度は異なるものの、同マニュアルを活用していると回答している。

⁶ 2015年民事訴訟法（92/2015/QH13）の訳は、J I C A ベトナム六法（<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>），又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト（https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html）をそれぞれ参照されたい。特に断りがない限り、引用する民法は同法を指す。

⁷ 本件議決には93件の書式として、緊急保全処分、訴状、控訴状、和解、簡易手続、監督審、再審などの民事訴訟関連手続に関する書式が定められている。

審判決の書式（以下「本件書式」という。別添1（ただし仮訳）参照。）は、民訴法266条の趣旨⁸に基づき作成されたとされ、また全ての裁判所の民事、婚姻家族、経営商事、労働事件の第一審判決に適用されるとされている。

以下では、上記①から④までについてその概要を見ていきたい。適宜、別添1の本件書式を参照していただきたい。

2 民事判決における「①導入部」（別添1参照）

(1) 民訴法266条2項a号によれば、「判決の導入部では、第一審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び判決の言渡し日、裁判合議体の構成⁹、公判期日の書記官、検察官¹⁰、鑑定人及び通訳人の氏名、原告、被告、関連する権利義務を有する者、訴えを提起する機関、組織、個人の氏名及び住所、当事者の合法的代理人¹¹、合法的権利及び利益の弁護人¹²、紛争の目的物、事件の公判を行う決定の連番及び日付、公判の公開又は非公開、公判の時間及び場所を明記しなければならない」とされている。本件書式には、上記に係る記載方法が説明されている。

(2) 上記導入部についてハノイ市人民裁判所経済法廷裁判長タイン裁判官¹³は、「判決書では、空間、時間、審理場所、審理裁判所の名称、裁判合議体の構成員、検察官及び公判期日の書記官のような他の訴訟手続を行う者、そして事件における訴訟手続参加者を明示すべき」とし、「判決において使用される言語はベトナム語である（外国人又は少数民族の場合、ベトナム裁判所で自らの民族の言語を使用することができるが、判決はベトナム語で記載されなければならない。）¹⁴。判決は、異なる考え方で理解又は解釈されないよう明確に記載されなければならない、Times New Romanのフォントで14の文字サイズで、綴りが正しく記載されなければならない」としている。

3 民事判決における「②事件の内容」（別添1参照）

(1) 第一審判決

民訴法266条2項b号によると、第一審判決における「事件の内容」部分には、原告の訴えの請求、被告の反訴又は提案、関連する権利義務を有する者の独立した請求又は提案を記載しなければならない。ここには検察院の主張も明記される。

また、本件書式によれば、「資料、証拠についての情報、事件の詳細を簡潔に記載し、証明を要しない各事由・事実、当事者によって合意されたこと、合意していないことを明記する。当事者により合意できない事件の各詳細・事実の場合、各当事者の立論、その根拠を明記しなければならない。」とされている。

⁸ 原文となるベトナム語は「tinh thần」であり、「詳解ベトナム語辞典」（川本邦衛、（株）大修館書店、2015年11月1日）によれば、「精神」「観念」と訳されるが、本件の文脈から本文のとおり訳出した。

⁹ 本件書式によれば、裁判合議体に加わった人民参審員の氏名も記載される。

¹⁰ 本件書式によれば、「〇〇人民検察院の代表者が公判に出席した」と記載される。

¹¹ 民訴法85条参照。

¹² 民訴法75条参照。

¹³ 前掲注4参照。

¹⁴ 民訴法20条参照。

(2) 控訴審判決

参考までに、民訴法313条4項によると、控訴審判決の「事件の内容」は、事件の内容、第一審裁判所の決定、当事者による控訴又は検察院による異議申立ての内容の要約をして記載しなければならないとされている。

4 民事判決における「③裁判所の認定」(別添1参照)

(1) 「裁判所の認定」部分について、本件書式によれば、「事件において解決する必要がある課題に関する裁判所の認定を記載する。」とされ、「裁判所は、事件の事実及び証拠について十分かつ客観的に分析、評価、認定するために、公判で検討された資料、証拠及び公判での争訟¹⁵の結果に基づかなければならない。当事者の請求、提議、他の者の合法的な権利及び利益を保護するために訴えた機関、組織、個人(もしあれば)の請求、提議、当事者の弁護人の請求、提議、検察院(もしあれば)の意見を認容するか否かを決定するために、他の問題を解決するために、法的根拠、判例(もしあれば)を分析し、引用しなければならない。その事件が、民事訴訟法第4条2項に該当する場合、裁判所は、場合に応じて、慣習の適用、類似法令の適用、民事法令の基本原則、判例又は公平の原理の適用¹⁶について立論、分析する。」とされている(民訴法266条2項b号参照)。

(2) このように規定されている「裁判所の認定」について、タイン裁判官は、裁判官の視点から、「判決の最も重要な部分である。」との認識を示し、「この部分は、紛争のすべての内容及び訴訟問題についての裁判合議体の立論である。このうち、当事者によって提供され又は裁判所によって事件記録を作成する過程で収集された証拠、書類、及び事件解決の過程の結果、特に公判期日における尋問及び論争¹⁷の結果に基づいた認定、評価、分析、証明が含まれる。証拠の分析、評価及び法令の規定に基づいて、裁判合議体は、各当事者及び当事者の適法な権利利益の弁護人による請求、提議の全部又は一部を認容するか否かの立論を行う。判決は、裁判合議体の認定及び評価が厳格、論理的、明白であり、法令の規定に従っている場合のみ、説得力を有する」として原則的な考え方を示している。加えて、「裁判合議体の認定及び評価は、事件記録における証拠、資料に基づき、かつ公判で審査され、明らかにされた証拠、資料のみに基づくべきである。」とし、「(認定された)事実には法規を当てはめ裁判合議体が立論し、請求の一部又は全部について認めるか認めないかの結論を出す」としている。

また、「事件が法令によって規定されていない場合、判決は、慣習、類似の法令、民事法令の基本原則、判例、公平の原理に基づいた裁判合議体による事件解決のための立論を明確に記載すべきである。それにより、裁判合議体は、当事者の請求(第一審判決の場合)、又は控訴、異議申立ての請求(控訴審の場合)を認容す

¹⁵ 民訴法24条参照。JICAベトナム六法上は「論争」と訳されているが、一般に「争訟」と訳されるのが通常である。元となるベトナム語は「tranh tụng」である。

¹⁶ 民訴法43条乃至45条参照。

¹⁷ 「論争」と訳したベトナム語は「tranh luận」である。

るか否かを決定する。」としている。

5 民事判決における「④決定」部分（別添1参照）

(1) 判決の決定部分には、本件書式によれば、「事件の解決に必要なこと、緊急保全処分¹⁸の適用、訴訟費用、手続費用及び判決に対する控訴権についての裁判所の決定を記入する。即時に執行する必要がある決定があれば、当該決定を明記しなければならない。」とされている（民訴法266条2項c号参照）。

(2) 決定部分について、タイン裁判官は、次の二つの内容、すなわち、「一つは適用された法律条項を記載する「根拠」の部分と、「もう一つは、事件における各当事者の権利及び義務を記載する「判決（注：ベトナム語は「Xử」である。）」の部分からなるとしている。その上で、「内容及び訴訟、訴訟費用、事件の当事者の権利（第一審判決に対する当事者の控訴の権限又は検察院の異議申立ての権限も含まれる。）、控訴審の判決の効力を含め、事件において解決すべきそれぞれの問題についての裁判合議体の決定を十分具体的かつ明確に記載すべきである。」と補足する。加えて判決の決定部分を執行できるために、「以下の要件を満たさなければならないと考えられている。」と指摘する。具体的には、以下のような形で判決決定部分の書き方について注意を促している。

- ・ 判決を執行するために、各当事者の権利及び義務は明確かつ正確、具体的に記載すべきである（実際は、不明確ゆえ執行されない判決が多数出されており、これらの判決は、当事者又は執行機関により建議され、監督審手続により取り消された。）。
- ・ 判決の決定部分は、判決の認定部分と一致している必要がある（実際は、決定部分が認定部分と完全に反対である多くの判決がある。これらの判決は、控訴審又は監督審の手続に従い棄却又は訂正された。）。
- ・ 決定部分は、裁判合議体によって協議、承認された評議調書を反映したものでなければならない。

6 判例との関係

以上のとおり、ベトナムの民事判決は4つの構成要素からなっている。このように作成される民事判決であるが、現状では必ずしもこうした民事判決がそのまま判例として選定されているわけではない。

すなわち、前号のICDNEWS第88号「ベトナムの判例についての覚書(1)－判例制度の現状と今後の課題」（以下「覚書(1)」という。）で記載したとおり、ベトナムにおける判例は、改正判例手続議決に基づき判決・決定の中から選定されるプロセスを辿る。

本稿作成時点までに43件の判例が選定されているが、民事判例はこのうち24件

¹⁸ 民訴法111条以下参照。日本でいう民事保全手続に該当するが、本案係属が要件となっている。

あるものの¹⁹、通常の審級（一審・控訴審）²⁰を経て法的効力を有した「民事判決」から判例として選定されたのは4件にすぎない。つまり、残り20件は「民事判決」ではなく、判決・決定に違法等がある場合に審理される監督審における決定から選定されている。このことは通常の審級（一審・控訴審）で法的効力を有した判断（民事判決）がそのまま維持されず、監督審を経ることで何らかの修正（監督審決定）を迫られたものが²¹、民事判例の大半を占めていることを意味する²²。

覚書(1)で記載したとおり、本稿はもともと判例勉強会を端緒として作成している。そのため、民事判決については判決書の書式概要を参考までに示すに留めている²³。しかし、上記で述べた判例選定の実態をみる限り、今後は、判例の多くを占める監督審決定と民事判決の違い及びその特徴や、判決書の形式面の整備のみならずその判断内容を精査していく、つまり、判決の実態を精査していく必要があるようにも思える。

ベトナム最高人民裁判所は、司法改革について定める2005年49号政治局決議などの指導文書を踏まえ、司法改革の一環として「判例の発展」を継続的課題として位置付ける。判例をあまねく判決・決定から選定するという手続を採用している中、民事判決のいわば修正判断（監督審決定）が判例の大半を占めるような実態を見る限り、「判例の発展」の土台となる判例・決定に課題があることを示しているようにも思える。判決のあり方の検討は「判例の発展」に直接寄与するものと考えられる。

第3 ベトナムの民事判例の構成及び実際の民事判例について

1 以下では、民事判例の特徴を概観していきたい。そもそも、ベトナムにおける判例は、改正判例手続議決²⁴7条2項によると、判例の公布の内容につき、①判例の番号および名称、②判例となる内容を含む裁判所の判決・決定の番号及び名称、③判例の法的事実、法的解決、④判例に関連する法令の規定、⑤判例の法的事実、法的解決に関するキーワード²⁵、⑥判例に関連する事実関係及び裁判所の判断²⁶、⑦判例の内容と定められている。

2 民事判例の構成についても、上記の定めに従い、概ね、次のとおりとなっている。

¹⁹ ベトナムでは、事件の種類は、通常、民事、経営商事、労働、行政、刑事と分類されている。本稿で「民事」という場合、この分類に従っている。

²⁰ ベトナムでは、二審制（一審・控訴審）が採用されている。控訴審の判決・決定は言渡しの日から法的効力を有する。

²¹ ベトナムでは、法的効力が生じた判決・決定に、法律違反等や新しい事情が発見された場合、これを是正する手続として監督審・再審という制度が存在する。

²² なお、民事判例以外の判例19件のうち17件が監督審決定となっている。

²³ 選定された判例の下級審での判決内容は監督審決定に記載されているが、勉強会で扱った判例のもととなる下級審判決そのものは、公開制度導入以前のもので公開対象となっておらず入手できなかったという事情がある。

²⁴ 2019年6月18日付04/2019/NQ-HĐTP「判例の選定、公布及び適用手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」。本議決の仮訳については、JICAベトナム六法又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイトをそれぞれ参照されたい。

²⁵ 注24を参考にしたが、多少修正している。「判例の法的事実、法的解決」と訳したベトナム語は「Tình huống pháp lý, giải pháp pháp lý của án lệ」である。前者については「法的状況」と訳すことも可能である。

²⁶ 注24を参考にしたが、多少修正している。「判例に関連する事実関係及び裁判所の判断」と訳したベトナム語は「Các tình tiết trong vụ án và phán quyết của Tòa án có liên quan đến án lệ」である。

判例第XX/20XX/AL号²⁷

〇〇について

20XX年X月XX日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、最高人民裁判所の長官による20XX年X月XX日付決定第XX/QĐ-CA号²⁸に基づき公布された。

判例源

原告であるXと被告であるY間の「〇〇についての紛争」という民事事件に関する〇〇裁判所の20XX年X月X日付監督審決定第XX/20XX/XXX-XX号

判例内容の位置

「裁判所の認定」の第〇段落、第〇段落部分

判例内容の概要²⁹

－判例の事実

.....

－法的解決

.....

判例に関する法令の規定

XXXX年〇〇法第ZZ条

判例のキーワード

「.....」

事件の内容

XXXX年X月X日付訴状及び訴訟過程において、原告であるXは次のとおり陳述した。.....

裁判所の認定

[1] Xは、.....

[2].....

[3].....

上記を踏まえて、20XX年民事訴訟法第XX条第X項第X号に基づき、

決定

1.

2.

判例の内容

[[Y].....

²⁷ 最高人民裁判所によって選定された判例は、選定順に番号が付されている。たとえば20番の判例であれば「Án lệ số20/2018/AL」と表記される。具体的には「Án lệ (=判例) số (=No.) 20 (→選定順の番号) / 2018 (→選定年) / AL (→ベトナム語の「Án Lệ」の頭文字)」となる。判決において判例を引用する場合、この番号が記載されている。

²⁸ 判決・決定は「ベトナム社会主義共和国」名義でなされるが、判例は最高裁長官による決定に基づく。「QĐ-CA」は「QĐ (QUYẾT ĐỊNH) : 決定」及び「CA (CHÁNH ÁN) : 長官」の略である。

²⁹ 判例として先例性を示す部分は、「判例内容の概要」「判例の内容」に記載される。

[Y]・・・・。

」

3 以下では、3つの判決の概要と所感を簡単に記載したい。3つの判例の全文（仮訳）³⁰については、別添2から4までのとおり、末尾に添付しているので、そちらも参照されたい。

●判例35－ベトナム人が外国へ定住に行く前に農地を国内に居住する者に交付することについて－（別添2）

【事案の概要】³¹

土地返還に関する事件である。原告Kは長らくドイツに出国していた者、被告D（又はD T夫婦）はその間土地を管理していたものであり、原告Kは被告Dに対して、本件土地の返還請求をしている。なお、Dは、A銀行に対し、本件土地について抵当を設定し、それが実行された結果、Hが本件土地を取得した。本件は民事訴訟であるが、原告Kは、被告Dに土地使用权証明書を発行し、Kにつき土地使用权証明書を回収した決定の取り消しを求める行政訴訟なども提起している。

【判例の事実】³²

ベトナム人が外国へ定住に行く前に、農地を国内に居住する者に交付した。国内に居住する者は、当該土地を安定的長期に使用し、土地使用权証明書の発行を受けた。

【法的解決】³³

この場合、国内に居住する者は、適法な土地使用权を有するとしなければならない、裁判所は、土地使用权の返還請求を認容³⁴しない。

【判例公布の必要性】³⁵

判例公布の必要性につき、次のとおり、説明されている。

「法令の規定³⁶によれば、土地使用权は、国による土地の交付又は賃貸の場合、法令の規定及び国により承認された場合を根拠に確立される。

国により承認された場合について、法令の規定が未だ不明確であるため、実際には複雑で長期にわたる紛争があり；解決の観点から、各機関及び権限を持つ者によって異なって認識されている。特に農地は、個人によって生み出されたものの、外国

³⁰ 判例が掲載されている最高人民裁判所のHPはこちら。 <https://anle.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anle/home>

³¹ 「事案の概要」部分は筆者らによる要約である。以下同様。

³² 各判例からの引用である。以下同様。

³³ 各判例からの引用である。以下同様。

³⁴ 「認容」と訳したベトナム語は「*chấp nhận*」である。

³⁵ 「判例公布の必要性」の部分は、最高人民裁判所が発行する「判例及び評論」（*Án lệ và Bình luận*）からの引用である。本稿執筆時点で3巻まで公刊（非売品）され、1巻には判例1から16まで、2巻には判例17から29まで、3巻には判例30から39までが、それぞれ所収されている。

「判例及び評論」は、各判例につき、「Ⅰ. 判例に関連する法律上の規定」「Ⅱ. 判例公布の必要性」「Ⅲ. 判例の内容」という構成からなっている。ここで引用した「判例公布の必要性」は「Ⅱ. 判例公布の必要性」を転記したものであり、判例の選定理由が記述されている。

³⁶ （「判例及び評論」上の注）1993年土地法、2003年土地法、2013年土地法、1995年民法、2005年民法

に定住した人が、使用のため国内に居住する者に交付した；国内に居住する者は、安定して長期にわたって土地を使用し、土地使用権証明書を付与された；その後、外国に定住した者が帰国して、土地使用権の返還を求めて提訴した。この場合、国内に居住する者は、その農地の合法的な使用者として認容されるか？外国に定住していた者が土地使用権を取り戻すために提訴する場合、その請求は裁判所によって認容されるか？

民事事件の解決において法令の適用の整合性を確保するために；類似の法的状況の事件は類似に（同様に）解決されなければならないことを確保するために、最高人民裁判所は、ベトナム人が外国へ定住に行く前に農地を国内に居住する者に交付することに関する判例第35号／2020／AL号を選定し、公布した。本判例は、在ダナン高級人民裁判所による2018年8月6日付監督審決定第65／2018／GDT-DS号から作成された。」

【所感】³⁷

- 日本の視点から本判例をみると、原告Kに権利があるかどうかだけが問題になるはずであり、すなわち、Kに土地使用権がないといえれば結論の出る事案であり、土地使用権が誰にあるのかを認定する必要はない事案である。

要件事実論的に考えると少々奇異な認定にも思われるが、ここには土地を巡るベトナム固有の事情があると思われる。つまり、ベトナムの土地使用権の割り当ては行政処分的な面が強いことなどを踏まえると、国所有の土地について、誰が使用権者として適切かという後見的観点や、多発事例であることを踏まえた土地制度の安定性確保の観点から、本判例は指導的な視点を提示したと思われる。

しかし、紛争の全体的解決という観点からはこのような指摘はできるものの、訴訟手続としての相当性は、ベトナムの実務運用も踏まえつつ、別途問われる余地があるように思える³⁸。

- なお、ベトナム土地法では土地使用権の権利変動の効力は原則として登記の時から発生³⁹する。土地使用権者は権利確立のため登記をし、さらに土地使用権証明書の発行を受ける必要がある^{40 41}。権利変動上は登記が重要であるが、実務上、所有権者であることを表示するものとして、この土地使用権証明書の保持がより重要である⁴²。

³⁷ 以下、所感はいずれも仮訳を通じてのものである。

³⁸ 2015年民法5条1項第二文「裁判所は、当事者から訴状又は申立て書を受けたときにのみ民事訴訟・非訟事件を受理し、訴状又は申立て書の範囲内でのみその事件を解決する。」参照。

³⁹ 参考までに関連条文は、2005年民法692条／2015年民法503条、2013年土地法188条3項。

⁴⁰ 参考までに現行の2013年土地法95条1項、同条5項、同条7項。

⁴¹ 2013年土地法22条7項・97条、天然資源環境省2014年5月19日付23／2014／TT-BTNMT号天然資源環境省「土地使用権、住宅所有権、土地付着財産に関する証明書に関する規程」に係る通達参照（その後、一部修正、補充）。

土地使用権証明書の表紙の色が赤色であることから「レッドブック」、建物所有権証明書については「ピンクブック」と呼ばれていた。しかし上記通達により、建物所有権についても土地使用権証明書に一元化され土地所有権等証明書として発行されている。一元化後の証明書の表紙はピンク色であるが、一般に「レッドブック」と呼ばれている（森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編「ベトナムのビジネス法務」、(株)商事法務、2018年7月30日、139頁参照）

⁴² これを示す事例として、たとえば土地使用権の取引の際、同使用権証明書の存在・真性が重要になることや、銀行が土地使用権に抵当を設定する場合、同証明書を銀行が保管するという実務がある。これは、例えば2005年民法で土地使用権証明書の引き渡しに717条1項等で法定されていたことがその要因として挙げられる（譲渡担保のような法

他方で登記は、日本民法で言う物権変動における公示方法としての登記というよりは、国家管理の観点からの登録が主たる目的と思われる⁴³。

本件では、土地使用権証明書が適式に発行され、これを保持している者の権利保護を、結論としてより明確にしたということも言えるように思える。

●判例 15 – 農地使用权を交換⁴⁴する場合における当事者の口頭合意の承認について – (別添 3)

【事案の概要】

土地返還に関する事件である。隣地に住む、原告Cと被告Tが、原告の土地と被告の土地を交換し、一定期間その交換を前提に使用していた。その後、Cが、Tに対して、土地の返還を求めたもの。なお、原告の土地は5%土地とされているが、これは地域の公益的目的のために使用される土地で、ベトナムの土地政策の一つである。

【判例の事実】

1993年10月15日(土地法施行日⁴⁵)の前に、当事者は農地使用权の交換について、互いに口頭で自主的に合意した。当事者は交換された土地面積を登記かつ申告し、地政簿に記入された。当事者は直接耕作し、安定かつ継続して長期に使用した。

【法的解決】

この場合、裁判所は、当事者が、交換された土地面積の使用权を有することを確認するため、当該農地使用权の交換に係る当事者の口頭合意を承認⁴⁶しなければならない。

【判例公布の必要性】

判例公布の必要性につき、次のとおり、説明されている。

「1993年土地法施行日(1993年10月15日)以前、ベトナムの土地法令は土地使用権に関する取引を比較的(相対的に)制限していた。1987年土地法では土地の売買が禁止された(第5条);当事者間で土地移転の合意はできるものの、「生産組織の再編のため」の場合のみ認められた(第16条)。土地使用権交換目的に関する制限を設定することに加え、この時期における土地法は、契約の形式、内容及び効力について明確かつ具体的に規定しなかったため、この時期における多くの土地使用権交換取引は恣意的に行われるという結果をもたらし、文書は作成されず、又は交換された土地面積に対する土地使用権証明書発行のための登記は

律構成)。そのため、別の金融機関から借入をし後順位抵当を付けるのは困難とされている。推測であるが、担保価値を活用できないとの批判があったと思われる。2015年民法では2005年民法の上記条項は削除されている。しかし筆者(枝川)が知りうる限り、当事者間の契約においては、依然としてこの銀行実務は続いているようである。

⁴³ 「登記」「土地使用権証明書」の意義については、参考条文として、それぞれ2013年土地法3条15項、16項。「登記」に該当するベトナム語は「đăng ký」であり、「登録」とも訳される。

なお、2015年民法106条3項で「財産の登記は公開されなければならない」とあるものの、土地使用権に係る登記情報については、土地登記事務所で閲覧請求をする方法がとられている(2014年6月30日付34/2014/T T - B T N M号天然資源環境省「土地情報システムの整備、管理、運用に関する規程」に係る通達参照。その後、一部修正、補充)。

⁴⁴ 「交換」と訳したベトナム語は「chuyển đổi」である。2015年ベトナム民法では「移転」と訳されているが、ここでは事案の内容からこのように訳出した。「交換」と訳されている場合、事案の内容を踏まえ「đổi」というベトナム語もそのように訳している。

⁴⁵ 「施行」に当たるベトナム語は「có hiệu lực thi hành」である。「施行効力」と訳される場合がある。

⁴⁶ 「承認」と訳したベトナム語は「công nhận」である。

なされなかった。その結果、1987年土地法が効力を失った後、紛争が発生した。

判例第15/2017/AL号の事件は以上で述べた場合に属し、以下の内容からなる：1992年始め、Tさんの家族とCさんの家族との間で、文書でなく口頭で土地交換に合意した。当事者が土地を受領し、申告し、受領した土地を安定的に使用した。2006年までに、当事者の一方が交換された土地について提訴した。

上記の場合、「土地使用权は価値を有する財産であり、国家により厳密に管理されるため、土地使用权に関する取引は国家機関で登記されなければならない」という見解がある。その他、「1993年10月15日（1993年土地法発行日）以前、土地法は厳密ではなく、契約の形式、内容及び効力について明確かつ具体的に規定していなかった。そして、国民及び国家管理を任務とする公務員⁴⁷の一部の、土地に関する法令の認識は未だ高くなかった。そのため多くの場合、土地使用权の交換について、口頭のみで合意した後、交換された土地面積が自己のものであると申告し地政簿に記入された。契約は文書で作成されていないものの、交換合意は完全に自主的なものであり、当事者は土地を安定的かつ長期にわたり受領している。この場合、この事実を認め、彼らが交換された土地面積の使用权を有していることを承認しなければならない」という見解もある。異なる見解がある法令の規定を明確にし、かつ類似事件の解決に際し、他の裁判所における法律の統一適用の案内のため、最高人民裁判所は、1993年10月15日以前の農地使用权の交換に関する当事者間の口頭合意を承認することについて、判例第15/2017/AL号を選定し公布した。」

【所感】

- 1987年土地法は、原則として、土地使用权の交換を禁止していたものの、「生産組織の再編」のため農協、農業生産団体及び個人の合意による土地使用权の交換は認めていた。

この合意の方式について、「土地使用权交換契約は文書で作成されなければならない」という見解があったものの、この判例によって、そのような解釈は採用せず、口頭合意でも良いとされたものと読まれている。見解が分かれていた論点について一定の方向性を示したという点で、判例35同様、土地制度の安定性確保という観点を踏まえて、法令の統一適用を案内する機能を担っている判例と言えるであろう。

このような見解が分かれている問題については、ベトナムでは、議定等の下位法規を用いて整理することが多いが、本判例は、旧法下において未解決となっていた問題を、具体的事案を基に整理したものともいえる。

- 原告の請求権は不明である。事情によると、土地の交換に加えて、再び交換したい

⁴⁷ ベトナム語原文は「cán bộ」である。

ときは1週間前に報告する旨の合意をしているところ、この再び交換するという合意に基づく請求という構成もありうる。それにもかかわらず、裁判所は、交換契約についての口頭合意の無効を判断している。必ずしも主張として構成されていなくても、裁判所が法律構成を加えて判断している可能性もあり、訴訟法の観点からは興味深い。

- 本件は、土地制度の安定的な権利関係が重視されたといえる。もっとも、8年なら安定なのか、12年なら安定なのかといった点は明確になっておらず、今後の事例の集積が待たれると考えられる。

●判例21－財産賃貸借契約の一方的終了における過失及び損害について－（別添4）

【事案の概要】

D社（貸主）とC社（借主）の間のタグボートの賃貸借契約を巡る紛争の事案である。契約期間は、2006年4月10日～2006年12月31日であった。

C社（借主）が、2006年8月17日に一方的に通知し、同月20日に契約を終了しようとしたところ、D社（貸主）が、損害賠償請求（と解される請求）をした事案である。

第一審は認容せず、第二審は控訴期限徒過により認容しなかった。

監督審はこれを破棄し、結論として、契約の残りの期間の賃料については、損害として損害賠償請求できる旨を判示した。

【判例の事実】

財産賃貸借契約は有期であり、契約の終了の条件に関する合意は存在しない。賃借人は期限前に契約を終了させようとしたが、賃貸人の同意を得られなかった。

賃借人が通知書を発行した時から契約終了時までの時間が短すぎたため、賃貸人は、賃貸借契約の残りの期間について、代替の契約を直ちに締結することができなかった。

賃貸人は、賃借人に対し、契約の残期間の財産の賃料を支払うよう請求した。

【法的解決】

この場合には、賃借人に過失があり、賃貸人に与えた損害に対し責任を負わなければならないと判断すべきである。考慮しなければならない実損は、契約の残期間における目的物の賃料である。

【判例公布の必要性】

判例公布の必要性につき、次のとおり、説明されている。

「事件の内容は次のとおりである：借主は一方的に賃貸借契約を終了する。貸主は、契約終了時の契約の残存価額の支払いを請求する。貸主の本請求には法的根拠があるか、または具体的な根拠は何か。

2006年4月10日に契約が締結された。そのため、本契約の紛争を解決するために適用される法令は、2005年民法及び2005年商法である。

2005年商法第269条によれば、貸主及び借主の義務は並行しているため、

借主が財産の使用価値を利用することはできないと、借主が賃貸代を支払う根拠はない。しかし、回収されない賃貸代は、一方的な契約終了による損害であるか否か、又は一方的な契約終了は契約違反であり、直接的な損害の原因であるかは、法令に具体的に規定されていない。

第一審裁判所（控訴審は、期限を徒過した控訴を認定したため、内容を再検討しなかった。）は、回収されなかった賃貸代は貸主への損害でないと判断し、貸主は損害賠償を請求しなかったため、貸主の主張を認容しなかった。

実際は、2006年4月10日に締結された契約は、二つの賃貸資産に対するD社の収入についてのC社の約束である。契約を一方的に終了するのは、生産、事業計画、収入計画に悪影響を与えるため、短期間に代替計画を立てることは困難である。したがって、残りの契約期間に応じた賠償を請求することは合理的である。しかし、この請求を認容するには、法的根拠を見つける必要がある。

監督審の決定により、回収されない賃貸代は、貸主の実際の損害であり、一方的に契約を終了する際に借主は過失があると判断されるため、借主に貸主に対し損害賠償を強制する必要がある。それを踏まえて、原告の請求は、2005年商法第302条、第305条の規定に基づく法的根拠がある。

監督審の損害の認定方法、損害賠償責任の認定方法は、法令に具体的に規定されていないため、第一審裁判所のような不合理な認識及び決定につながる可能性がある場合、契約を一方的に終了する時に類似の事件を導く意味がある。したがって、この監督審決定には、類似の事件に適用するために公布する必要がある判例の内容がある。」

【所感】

- 訴状等の一审記録まで確認できていないものの、判例自体からしても、いわゆる訴訟物を把握しづらい点が指摘できる。日本で同様の事案があれば、契約が存続することを前提に、賃料の履行請求をすべき事案といえる。また、その予備的請求として、契約が終了したものの、損害賠償請求をするという構成はあり得る。

本件で原告がどのような法的根拠に基づいて請求を立てたかまで確認できていないが、本判例は、端的に2005年民法426条を根拠に、本件の場合における損害賠償の範囲を示した判例ともいいうる。他方で、上記で引用した「判例公布の必要性」をみると、民法のみならず商法が引用されており、その適用関係は今ひとつ判然としていないように思える。

- 加えて、本件で興味深い点は、控訴期間が既に徒過し、すでに効力を有しているにもかかわらず、監督審で救済されている点である。結論の当否の観点から一审の判断を見直したと言えるが、法的安定性の観点から、控訴期間を徒過した判断までも監督審で再検討する点をどのように評価すべきであろうか。

なお、この事案に適用される民訴法（2015年民訴法以前）では、破棄自判できないので差戻しとなる。現在の2015年民訴法では破棄自判できる（343条5

項)。

第4 まとめ

1 以上、3件の民事判例を見てきた限りであるが、同種かつ多発している問題を含む事例について、判例により統一的判断を示しているという点が伺われた。法令の統一適用の保障（憲法104条3項）の観点から判例制度が導入された経緯を踏まえると、その機能は果たされているといえる。

しかし、個別の判例を見ていくと、いわゆる「訴訟物」が何であるか、法律がどのように解釈・適用されているのか等について、今ひとつ判然としないという感想を抱いた。

また、判例としての適格性をみていくと、本稿で取り上げた3つの判例は、一定の準則を示しているものと評価でき、こうした判例も一定数存在する。もっとも、全体としてみると、多くが事例判例であって、解釈⁴⁸や一定の準則を示したと評価しうる判例は少ないように思える。

2 このような状況の中で、今後注目すべきは下級審や訴訟実務で判例がどのように活用されているかであろう。覚書(1)⁴⁹で紹介したように、判例が引用・適用されている判決は2021年4月現在1021件となっている。

これら判決のうちいくつかについて勉強会で扱ったところ、判例を事案の判断に適用し結論を導いている判決も存在した。しかし、文字どおり判例の番号が「引用」されているだけで、なぜその判例が引用されているのか不明なものや、事案の内容からして無益的記載と思われるような判決もあった。

判例が出されて以降、下級審の類似の事案で判例は参照されているようであるが、今後も、下級審や訴訟実務においてこうした判例をどのように事案に適用していくのか等、判例をいかに活用していくかが、上述した判例の在り方や適格性と関連して、課題になるように思われる。

⁴⁸ この点は、国会から授権された国会常務委員会の法解釈権限（憲法74条2項）に関連すると思われる。最高人民裁判所との協力活動におけるベトナムの裁判官の発言や、歴代のJICA長期専門家の見解によれば、国会常務委員会の法解釈は国会の立法作用の一部として、つまり法規範文書である国会常務委員会解釈議決（2015年法規範文書発行人法158条以下）として一般的な拘束力を持っているのに対し、裁判所による法解釈は個別事案の解決においてなされるのであって、その限りにおいて両者の解釈行為は衝突しない、という見解もあるようである。

⁴⁹ 「ICD NEWS 第88号（2021.9）」11頁以下。

(別添1：仮訳)

第52書式(2017年1月13日付最高人民裁判所の裁判官評議会の議決第01/2017/NQ-HĐTP号に添付され、発行された)

..... 人民裁判所⁽¹⁾

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

判決第：⁽²⁾ / / 号

日付：⁽³⁾ - -

⁽⁴⁾ 紛争について

ベトナム社会主義共和国の名により、

..... 人民裁判所⁽⁵⁾

— 第一審の裁判合議体の構成員は以下のとおりである：⁽⁶⁾

裁判官-裁判長：.....

裁判官：.....

人民参審員：

1.

2.

3.

— 公判での書記官：⁽⁷⁾.....

— 人民検察院の代表者⁽⁸⁾ が公判に出席した。

検察官.....

..... 年 月 日, において,⁽⁹⁾

..... 年 月 日付事件受理決定の第 / / T L S T -⁽¹¹⁾号

によって 紛争について⁽¹²⁾ 第一審の公判⁽¹⁰⁾を行う。

..... 年 月 日付審判に付す決定第 / / Q Đ X X - S Tに基づき、以下の当事者間の紛争の解決を行う。

1. 原告：⁽¹³⁾

原告の合法的代理人：⁽¹⁴⁾

原告の合法的権利・利益弁護人⁽¹⁵⁾

2. 被告⁽¹⁶⁾

被告の合法的代理人：⁽¹⁷⁾

被告の合法的権利・利益弁護人⁽¹⁸⁾

3. 関連の権利義務を有する者(独立した請求を有する者、原告又は被告と訴訟に参加す

る者)⁽¹⁹⁾

関連の権利義務を有する者の合法的代理人⁽²⁰⁾

関連の権利義務を有する者の合法的弁護人：⁽²¹⁾

4. 証人⁽²²⁾

5. 鑑定人⁽²³⁾

6. 通訳者⁽²⁴⁾

事件の内容⁽²⁵⁾

裁判所の認定⁽²⁶⁾

[1]

[2]

[3]

以上の根拠に基づき、

決定

.....⁽²⁷⁾ に基づいて、

⁽²⁸⁾ :

⁽²⁹⁾

第52-D S号書式の使用案内：

本案内書に添付されている第一審判決の書式は、民事訴訟法の規定266条の趣旨に基づいて作成された。本案内書に添付されている第一審判決の書式は、全ての裁判所の民事、婚姻家族、経営、商事、労働に関する事件の第一審に対して適用される。

以下は、第一審判決の書式の使用に関する具体的な案内である。

- (1) 県、区、市社、省所属都市の人民裁判所の場合、その県、区、市社、市の人民裁判所がどのような省、中央直轄都市に所属するか名前を明記する。(例えば、Tu Liem 県人民裁判所、ハノイ市)。省、中央直轄都市の人民裁判所の場合、その省(都市)の人民裁判所の名前を記入する(例：Ha Nam 省人民裁判所)。
- (2) 判決の番号、判決が発行された年、紛争の種類による判決の記号を記入する。(例：2017年に第100番目の民事紛争を解決する判決の場合、第100/2017/D S-ST号と記入する。2017年に第108番目の婚姻家族に係る紛争を解決する判決の場合、第108/2017/HNGD-ST号と記入する。2017年に第110番目の経営、商事に係る紛争を解決する判決であれば、第110/2017/KDTM-ST号と記入する。2017年に第115番目の労働に係る紛争を解決する判決の場合、第115/2017/KDTM-ST号と記入する。)
- (3) 審理の結果を発表する年月日を記入する。第一審によって審理され、1日で審理が終了する場合と数日に審理された場合を区別せず、同様に記入される。
- (4) 裁判所が解決する紛争における関係を記入する：裁判所が受理した紛争は、民事訴訟法におけるどの条文、項目にあてはまるのか確定する必要がある。その内容を判決の概要の箇所で記入するためである。(例：裁判所が受理した紛争は、民事訴訟法第26条1項に基づいてベトナム国籍に関する個人間の紛争である場合、「ベトナム国籍に関する個人間の紛争」と記入する。)
- (5) (1)のように記入する。
- (6) 第一審の裁判合議体の構成員が3名の場合、裁判官-裁判長の氏名のみを記入し、下の行の「裁判官」を削除する。人民参審員の箇所は、人民参審員の2名の氏名を記入する。第一審の裁判合議体の構成員が5名の場合、裁判官-裁判長、一般の裁判官、人民参審員の3名の氏名を記入する。裁判官の職名、人民参審員の職名、職業を記入してはいけないことに注意すべきである。
- (7) 書記官の氏名を記入し、また、(1)の案内のように、どこの裁判所の書記官であるのか、どこの裁判所の審査官⁵⁰であるのか明記する。
- (8) 人民検察院が公判に出席する場合、(1)の案内のように記入するが、「人民裁判所」の代わりに「人民検察院」を記入する。
- (9) 1日で審理が終了した場合、その日付を記入する(例：2017年7月15日)。2

⁵⁰ (訳者注)「審査官」とは、裁判所書記官を5年以上務めた裁判所の専門公務員であり、副長官の指示に従って監督審、再審の段階で事件記録を審査し、審査の結論を出し、判決執行活動任務の実施を手助けし、その他の任務を実施するなどする者である。(2014年人民裁判所組織法の第93条及び2015年民事訴訟法第50条)

日間にわたって審理した場合、列挙する（例2017年3月2日，3日）。3日間以上にわたって連続的に審理した場合“…日から…日まで”と記入する（例：2017年10月6日から10日まで）。3日間以上にわたって審理したが，連続的ではなかった場合，その日付を記入する（例：2017年3月7日，8日及び15日）。審理が連続的であったが，翌月まで続いた場合，…月…日から…月…日までと記入する（例：2017年5月31日から6月2日まで）。連続しない場合，個別に記入する（例：2017年3月30日，31日及び4月4日，5日）

- (10) 非公開の裁判であれば、「公判」を「非公開裁判」に変える。
- (11) 受理する番号，受理する年，という順番に記入する。そして，最後のところには，民事紛争であれば“DS”と記入し，婚姻家族に関する紛争であれば“HNGĐ”と記入し，経営，商売に関する紛争であれば“KDTM”と記入し，労働に関する紛争であれば“LD”と記入する。（例：第18／2017／TLST-HNGĐ号）。
- (12) (4)のように記入する。
- (13) 原告は個人であれば，氏名，住所を記入する（未成年者であれば，その者の氏名の後に生年月日及び合法的代理人の氏名を記入する）。原告が機関，組織である場合，その名前及び住所を記入する。
- (14) 原告が合法的な代理人がいる時のみに記入する。その者の氏名，住所及び法定代理人なのか任意代理人なのかを明記する。法定代理人の場合，（ ）に原告との関係を明記しなければならず，任意代理人であれば，“…年…月…日付委任状”という脚注を付ける。
例①：…で居住する Nguyễn Văn A 氏は，原告の法定代理人である（Thắng Lợi 有限会社の社長）
例②：…で居住する Lê Thị B 氏は，原告の任意代理人である“…年…月…日付委任状”
- (15) 原告の合法的な権利利益弁護人がある場合のみ記入する。その者の氏名，住所（弁護士であれば，法律事務所の名前及び所属する弁護士会の名前）を記入する。複数の原告がいる場合，弁護される原告についても明記する。
- (16) 及び(19)には，(13)のように記入する。
- (17) 及び(20)には，(14)のように記入する。
- (18) 及び(21)には，(15)のように記入する。
- (22) 氏名，住所を記入する。（未成年者であれば，氏名の後に生年月日及び法定代理人の氏名を記入する）
- (23) 氏名，職名，職場の住所（職場がなければ，居住の住所）を記入する。
- (24) 氏名，職場の住所（職場がなければ，居住の住所）を記入する。
- (25) ここでは，原告，機関，組織，個人の請求，被告の反訴，提議，関連の権利義務を有する者の独立的な請求，提議，検察院の意見を明記する。資料，証拠についての情報，事件の詳細を簡潔に記載し，証明を要しない各事由・事実，当事者によって合意された

こと、合意していないことを明記する。当事者により合意できない事件の各詳細・事実の場合、各当事者の立論、その根拠を明記しなければならない。

- (26) 事件において解決する必要がある課題に関する裁判所の認定を記載する（実体法と手続法の適用について）。裁判所は、事件の事実及び証拠について十分かつ客観的に分析、評価、認定するために、公判で検討された資料、証拠及び公判での争訟の結果に基づかなければならない。当事者の請求、提議、他の者の合法的な権利及び利益を保護するために訴えた機関、組織、個人（もしあれば）の請求、提議、当事者の弁護人の請求、提議、検察院（もしあれば）の意見を認容するか否か、他の問題を解決するために、法的根拠、判例（もしあれば）を分析し、引用しなければならない。その事件が、民事訴訟法第4条2項に該当する場合、裁判所は、場合に応じて、慣習の適用、類似法令の適用、民事法令の基本原則、判例又は公平の原理の適用について立論、分析する。

ここでは、各段落の番号は [] に入れられる。

- (27) 具体的な場合に応じて、決定した法的根拠を明記する。
- (28) 事件に関する解決に必要なこと、緊急保全処分の適用、訴訟費用、手続費用及び判決に対する控訴権についての裁判所の決定を記入する。即時に執行する必要がある決定があれば、当該決定を明記しなければならない。監督審又は再審の決定に基づき事件を再審理するに当たり、判決、決定の一部又は全部が破棄された場合、破棄されたが法的効力が発生している判決、決定に基づいて既に執行された財産、義務（≒債権債務）（もしあれば）について記入する。民事訴訟法第482条に基づき執行される決定がある場合、判決執行の請求権、判決執行の義務、判決執行の時効に関する内容を明確に記入しなければならない。
- (29) 判決の最後には、評議室で採択された判決書に裁判合議体の構成員の全員の署名と捺印がなければならない（この判決書が事件記録に編綴される。）。当事者、訴えを提起した機関、組織、個人及び検察院に送付される判決書に対しては、以下のように記入する。

宛先：

民事訴訟法第269条に基づいて第一審の裁判所が判決を引き渡し、又は送信しなければならない場所及び要保管場所

第一審の裁判合議体の代表

裁判長

(署名捺印)

判例第35／2020／AL号⁵¹

ベトナム人が外国へ定住に行く前に農地を国内に居住する者に交付することについて

2020年2月05日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2020年2月25日付最高人民裁判所長官決定第50／QD－CA号に基づき公布された。

判例源

ダクラク省における原告たるグエン・ティ・Kと被告たるグエン・ティ・T間の「判決により強制執行される財産に関する紛争」という民事事件についての在ダナン高級人民裁判所の2018年8月6日付監督審決定第65／2018／GDT－DS号

判例内容の位置

「裁判所の認定」の第4、第5段落部分

判例内容の概要

－判例の事実

ベトナム人が外国へ定住に行く前に、農地を国内に居住する者に交付した。国内に居住する者は、当該土地を安定的長期に使用し、土地使用権証明書の発行を受けた。

－法的解決

この場合、国内に居住する者は、適法な土地使用権を有するとしなければならない。裁判所は、土地使用権の返還請求を認容しない。

判例に関する法令の規定

- －全国における農地管理の統一及び農地管理の強化についての政府評議会⁵²による1980年7月1日付決定第201－HDCP／QD号第Ⅲ部第3節、第Ⅴ部第3節
- －1987年土地法14条、1993年土地法26条、2003年土地法38条11項、50条（2013年土地法64条1項h号、100条が対応する。）

判例のキーワード

「外国に定住するベトナム人」「国内に居住する者に対し使用のため農地を交付する」「土地使用権証明書が発行される」「土地使用権の返還請求」

事件の内容

2012年5月9日付訴状及び訴訟過程において、原告たるグエン・ティ・Kは次のと

⁵¹ この判例は、最高人民裁判所法制・科学管理部により提案された。

⁵² (翻訳者注) ベトナム語：Hội đồng Chính phủ

おり述べた。1978年にグエン・ティ・K, グエンC夫婦は, 書面によりグエン・ヴァン・D (息子) に, 東はL, 西はグエン・ティ・E, 南はトゥオン人⁵³, 北は国道第14号に接する土地を5サオー⁵⁴贈与した。しかし, 1982年, 1983年にDは, グエン・ダン・N及びグエン・ヴァン・Bにすべて売却した。その後, Kは, Dに対し, さらに隣接土地150㎡を贈与した。2005年に贈与する時, 書面を作成せず, Dに対し, 土地上の住宅を贈与した (Dに贈与した住宅については, 東はB, 西と南は家族の残りの土地, 北は国道第14号に接すると確認された。)。2005年, Kは土地使用权証明書の発行を申請したため, 2006年3月9日, P市人民委員会は土地使用权証明書を2通発行した。一つは, グエン・ティ・Kに対する, 土地区画第9A号地図シート第58号に属する面積10,112.4㎡である土地の土地使用权証明書第AD516166号である。使用目的は一年生樹木を栽培するためである。使用期間は2013年までである。もう一つは, グエン・ティ・K, グエンCに対する土地区画第9A号地図シート第58号に属する面積が300㎡である土地の土地使用权証明書第AD516165号である。使用目的は都市での宅地のためである。2006年11月, Kは, 土地上に自宅を建てた状態に合わせるために, 土地使用权証明書の調整と再発行を申請した。そのため, 2006年11月24日, P市人民委員会は決定第762/QD-UBND号を発行し, 土地使用权証明書第AD516165号と第AD516166号を回収し, グエン・ティ・K, グエンCに対し, 新たな土地使用权証明書第AG680769号と第AG680768号を発行した。2009年6月19日, P市人民委員会委員長は決定第1654号/QD-UBND号を発行し, グエン・ヴァン・Dに対して発行した土地使用权証明書の面積・土地区画番号が重複していることを理由として, グエン・ティ・KとグエンCに発行した土地使用权証明書を回収した⁵⁵。

Kは, 同人らに発行した土地使用权証明書を回収した決定第1654/QD-UBND号を発行したことについて, P市人民委員会委員長に対し, 行政事件を提起した。ブオンマトゥット市人民裁判所による2010年6月11日付第一審行政判決第02/2010/HC-ST号は, Kの提訴請求を認容しなかった。ダクラク省人民裁判所による2010年9月17日付控訴審行政判決第07/2010/HC-PT号は, 第一審判決を修正し, Kの提訴請求を認容した。控訴審行政判決は, 最高人民検察院長官により異議申立てがなされ, 2011年11月15日付監督審決定第10/2011/HC-GDT号において, 最高人民裁判所行政法廷は, ブオンマトゥット市人民裁判所による2010年6月11日付第一審行政判決第02/2010/HC-ST号, ダクラク省人民裁判所による2010年9月17日付控訴審行政判決第07/2010/HC-PT号を破棄し, 再び第一審の審理を行うために事件記録をブオンマトゥット市人民裁判所に送付した。事件を再び第一審の手続に従って受理した後, ブオンマトゥット市人民裁判所は, K

⁵³ (翻訳者注) ベトナム語: người Thương

⁵⁴ (翻訳者注) ベトナム語: sào (ベトナムの昔の面積の物理単位である)

⁵⁵ (監修者注) ベトナム語: thu hồi

を2回適式に召喚したが、Kが欠席したため、ブオンマトゥット市人民裁判所は、事件解決を中止した。

現在Kは、D夫婦に対し土地返還を請求するために民事事件を提起している。その理由は次のとおりである。2005年にDは、1978年の土地贈与書面の写しを使い、土地の住所をすべて修正し、修正したものの写しを作成し、それを土地使用権証明書の発行申請のための申告書類として使用した。それと共に、Dは書類原本の喪失証明を申請し、E区人民委員会により認定された。これらのDにより提出された書類に基づき、P市人民委員会は、Dに対し、面積が4,925.5㎡である土地の土地使用権証明書を発行した（地図シート第58号土地区画第9A号に属する面積が300.5㎡である土地の土地使用権証明書第AD579302号、地図シート第58号土地区画第9A号に属する面積が4,624㎡である土地の土地使用権証明書第AD579313号）。現在Kは、D夫婦に対し4,652.7㎡の土地（P市人民委員会により2010年1月24日付決定第4233/QD-UBNDで回収された272.8㎡を差し引いた。）を返還するよう提訴した。Kは、D夫婦に対し、183.74㎡の土地（以前に贈与した150㎡を含み、また住宅を建てたため33.74㎡を加えて贈与した。）を引き続き使用させるが、裁判所に対し、P市人民委員会がD・T夫婦に発行した土地使用権証明書を取り消すよう請求した。

－以前、グイエンヴァンD（現在、死亡）とグエン・ティ・Tは、次のとおり述べた。1978年、C・K夫婦は、彼らに対し、書面により、東はL、西はグエン・ティ・E、南はトゥオン人、北は国道第14号に接する土地を5サオー贈与した。しかし、1982年にKは、Nに土地を1サオー売却し、また1985年にCは、Bに対し、土地を4サオー売却したため、1978年に彼らに贈与した土地5サオーは売却された。そこで、両親は土地の取り換えに同意し、彼らに5サオーの隣接土地を贈与した。その後、両親はドイツへ定住に行った。

ドイツへ定住に行く前に、Kは住宅・土地の書類をすべてグエン・ティ・Eに預けた。2004年にKが帰国した。2005年にD・T夫婦は、住宅・土地の書類を受け取るためにEに会ったが、Eはそれらの写ししか渡さず、管轄機関の印や認定がある書類はKが所持していると答えた。D夫婦は、Eが渡した書類の写しをさらにコピーし、P市人民委員会による1980年と1990年のコーヒー栽培土地の交付決定と共にE区人民委員会に持参し、土地使用権証明書の発行手続を確認した。その際、住宅・土地の贈与書面の原本のとおりに、1978年に両親がD夫婦に150㎡の住宅及び3.5サオーの果樹を植える土地を贈与したと証明する、Kと家族の兄弟の署名が必要であると案内された。その後Dは、Kに上記のことを伝え（当時、Cは死亡していた。）、Kは、1978年にD夫婦に当該住宅と土地を贈与したとの確認書に署名し、この確認書には、グエン・ヴァンDD（現在、死亡）とグエン・ティ・Eの署名もあった。この確認書を基礎に、2005年12月26日、P市人民委員会は、D夫婦に対し、地図シート第58号土地区画第9A号に属する面積が300.5㎡である宅地の土地使用権証明書第AD579302号、地図シート第58号土地区画第9A号に属する面積が4,624.9㎡である農地の土地使用権

証明書第AD579313号を発行した。

しかしながらその後の2006年3月9日、P市人民委員会は、Kに対し、一年生樹木を栽培するための地図シート第58号土地区画第9A号に属する面積が10,112.4㎡である土地の土地権利証明書第AD516166号を発行し、K・Cに対し都市での宅地のための地図シート第58号土地区画第9A号に属する面積が300㎡である土地の土地権利証明書第AD516165号を発行した。それは、D夫婦に土地権利証明書を発行した土地の面積に重ねたものである。しかしながら、これらの誤りを発見したため、2006年11月24日、P市人民委員会は、C・Kに発行した土地権利証明書を回収する決定第762/QD-UBND号を発行した。

現在、D夫婦は、Kの提訴請求を認めないと共に、次の事実を述べている。上記の土地の2スロットにつき、3,000,000,000ドルを借りるために、A銀行に対し抵当を設定した。また、その融資を返済できなかったため、銀行が提訴し、裁判所が事件を解決し、判決執行機関が判決執行のための競売を行った。そのため、裁判所に対し、法令の規定に基づき、解決するよう申し立てている。

関連する権利義務を有する者であるP市人民委員会の代表は、D・T夫婦に対する土地権利証明書の発行の手順、手続は適法であると述べた。

関連する権利義務を有する者であるA銀行の代表は、銀行とD・T間に締結された融資の貸付契約は善意であり、法令の規定に基づき、担保取引が登記されたと述べた。

- 2013年9月6日付第一審民事判決第124/2013/DS-ST号において、ダクラク省ブオンマトゥット市人民裁判所は、原告の提訴請求を全部棄却した。

- 2014年1月14日付控訴審民事判決第07/2014/DSP T号において、ダクラク省人民裁判所は、第一審判決を修正し、原告の提訴請求を全部認容し、D・T夫婦は（Kが任意にDに贈与し、Dが住宅を建てた183,74㎡の土地を除く。）、Kに土地返還をすべきであるとし、P市人民委員会がD・T夫婦に発行した土地権利証明書を取り消した。

D夫婦、A銀行とH（銀行とD夫婦間の金融貸付契約、及び土地権利抵当契約の紛争を解決した、ダクラク省人民裁判所による2011年6月17日付当事者間の合意を認める決定第47/2011/QDST-KDTM号に基づく競売の落札者である。）は、監督審の申立てをした。

- 2014年9月16日付決定第343/2014/KN-DS号で、最高人民裁判所長官は、監督審手続に基づき、ダクラク省人民裁判所による2014年1月14日付控訴審民事判決第07/2014/DSP T号に対し、異議申立てをした。最高人民裁判所長官は、控訴審判決と第一審判決を破棄するよう監督審の審理を行い、再審理するために、事件記録を第一審裁判所に送付するよう申し立てた。2014年11月24日付監督審決定第461/2014/DS-GDT号において、最高人民裁判所民事裁判所は、第一審判決、控訴審判決を破棄し、次の認定（概要）に基づき、再び第一審を行うために事件記録をブオンマトゥット市人民裁判所に送付した。

+存命中、C・K夫婦は29,418.27㎡の土地を使用していた。1983年にドイツへ定住に行くため、子たちに土地を交付した。D夫婦は、その一部を使用させられ、2005年末、4,924㎡の土地（宅地が300.5㎡と農地が4,624.9㎡からなる。）に対し、土地権利証明書⁵⁶の発行を受けた。2004年にKが帰国した。2006年にKは、D夫婦が使用しており、土地権利証明書が発行された土地を含む土地権利証明書の発行を受けた。しかしその後、人民委員会は、誤りを発見し、Kに対して発行した土地権利証明書を取り消す決定を発行し、D夫婦に対する土地権利証明書の発行は適法であるとした。このように、紛争となった土地は、従来K・Cのものであったが、彼らは外国に行き、1983年からD夫婦に使用のために交付し、D夫婦は、2005年に土地権利証明書の発行を受けた。また、4,624.9㎡の農地については、D夫婦に交付しなければ国家により回収されたものである。300.5㎡の宅地は、KがDに150㎡贈与し、残部はCの相続財産であるため、Kは返還を請求することができない。

+他方で、2009年にD夫婦は、融資を借入れるため、銀行に対し、抵当を土地に設定した。融資を返済することができなかつたため、銀行が提訴し、裁判所がそれを解決し、判決執行機関が判決執行のための競売を行った。控訴審裁判所が、D夫婦に対し、土地の全部（Dが住宅を建てた180㎡の土地を除く。）を返還すべきとしたのは相当ではなく、銀行とH（土地の落札者）の適法な権利・利益を保障することができない。

-2014年1月14日付第一審民事判決第98/2014/DS-ST号において、ブオンマトット市人民裁判所は、原告の提訴請求を全部棄却した。

-2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT, ダクラク省人民裁判所は、上記の第一審判決を維持すると決定した。

控訴審の審理を行った後、Kは、ダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT号に対し、監督審手続による異議申立てを求める届けを出した。

-2017年2月7日付異議申立第11/2017/KN-DS-VC2号において、再び第一審を解決するため、在ダナン高級人民検察院長官は、在ダナン高級人民裁判所裁判官委員会に対し、ブオンマトット市人民裁判所による2014年1月14日付第一審民事判決第98/2014/DS-ST号、及びダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT号を破棄するよう、監督審の審理を申立てた。その理由は次の通りである。

+土地権利証明書発行の申請のための申告過程において、グエン・ヴァンDは、1978年1月2日付住宅・土地の贈与書面の写しを使用し、偽造書面（接する四辺を修正した）を作成し、農民連盟会⁵⁶会長であるグエン・ヴァン・SとE区人民委員会委員長による1983年11月25日付認証（土地贈与日から5年以上）を加えた。これは、違法である。P市人民委員会は、2005年12月26日に地図シート第58号土地地区画第

⁵⁶（翻訳者注）：ベトナム語：Hội Liên hiệp nông dân

9 A号に属す面積が300.55㎡である土地につき土地権利証明書第AD579302号、地図シート第58号土地区画第9A号に属す面積が4,624㎡である土地につき土地権利証明書第AD579313号を、Dに発行することは正当ではない。他方で、農民連盟会会長であるグエン・ヴァン・SとE区人民委員会委員長は、1978年1月2日付住宅・土地の贈与書面に1983年11月25日を記入し認証したにもかかわらず、第一審裁判所と控訴審裁判所がこれを確認せず、これらの者の供述を聴取しなかったことから、事件の全面的解明に至っていない。

+被告は、次のとおり述べた。1982年にグエン・ティ・Kは、グエン・ダン・Nに対し、被告の夫婦に贈与した土地の中の1サオーを売却した。また1985年にCは、グエン・ヴァン・Bに土地を4サオー売却した。C・Kが土地を売却した後、T夫婦に対し5サオーの隣接土地を贈与した。1978年にC・K夫婦が被告らに贈与した土地については、誰と隣接しているかわからなかったため、C・Kはそれを贈与書面に記載しなかった。その土地が上記のように売却された後、C・Kから隣接土地を新たに5サオー贈与されたため、その時被告らは、Bに接し、家族の土地に接すると記載し、ダクラク省文化センター⁵⁷に属する国営映画館⁵⁸、E区の団体農民協会⁵⁹の認証を申請した。

しかし土地の譲渡書面には、Dが直接、NとBに土地を譲渡したと記載されている。土地の贈与については、Kにより提供された原本と、被告により提供された写しという証拠のいずれも、当該土地は四辺があること明確であったが、写しに記載されていなかったわけではなく、四辺が修正されたものであることを表していた。また、Tにより陳述された、C・Kが5サオーの土地を譲渡した後に、再び隣接する5サオーの土地を贈与したことは、証拠がないため根拠のないことである。

被告は、Kが2005年10月15日付文書⁶⁰を作成し、1978年にT夫婦に対し住宅及び数サオーの果樹の栽培土地を贈与したと認証したとも述べた。Kと家族の兄弟であるグイエンヴァンDD（2008年に死亡）、グエン・ティ・Eのいずれも、上記の写しにより住宅・土地の贈与書面を適法化するために認証をした。しかし、上記の文書を検討すると、Kが150㎡（5m x 30m）の土地の面積に100㎡（5m x 20m）の面積で建てられた住宅の贈与のみ認証したことを示しているだけであり、T夫婦に対し、数サオーの果樹栽培土地を贈与したことを認証する内容は存在しない。

訴訟について。2005年にD・T夫婦は、K・Cにより1978年1月2日に贈与された土地ではなく、他の土地について土地権利証明書の発行を申請した。しかし、Cは1988年に死亡したため、この時点ではKとC・Kの子の14名に対する相続権が発生した。第一審裁判所、控訴審裁判所が、これらの者を関連する権利義務を有する者として訴訟に参加させないことは、2004年民事訴訟法第61条（2015年民事訴訟法第73条が対応する。）に違反している。

⁵⁷ (翻訳者注)：ベトナム語：Ty văn hóa

⁵⁸ (翻訳者注)：ベトナム語：Quốc doanh chiếu bóng

⁵⁹ (翻訳者注)：ベトナム語：Hội nông dân tập thể

⁶⁰ (監修者注)：ベトナム語：đơn

監督審の公判において、在ダナン高級検察院代表は、在ダナン高級裁判所裁判官委員会に対し、在ダナン高級検察院長官による異議申立てを認容するよう申立てた。

裁判所の認定

- [1] K夫婦は、D・T夫婦がP市人民委員会より、2005年12月26日付土地使用権証明書を発行された面積4,924㎡の土地の返還請求権を有するかについて、在ダナン高級裁判所裁判官委員会は、次のように判断する。
- [2] グエンC・グエン・ティ・K夫婦は、14名の子を有し、グエン・ヴァン・Dはその子の一人である。KとD・T夫婦間において紛争となっている4,924㎡の土地（宅地の300.5㎡と農地の4,624.9㎡からなる。）は、C・K夫婦が活着している間に確立した29,418.27㎡の土地の一部である（1975年前に、この土地の面積はC村の境界に属していたが、1975年にH村の境界に属し、1983年からE村に属することになった。現在はダクラク省P市E区である。）。1978年10月2日にC・K夫婦は、住宅・土地の贈与書面を作成した。その内容は、息子であるDに対し、面積が5サオーである、東はLの土地に、西はグエン・ティ・Eの土地に、南はトゥオン人の土地に、北は国道第14号に接する土地の上に所在する面積が4m x 12mである住宅を贈与することである。しかしながら、1982年、1983年にグエン・ダン・Nとグエン・ティ・Bは、右の5サオーの土地をすべて譲り受けた。Kの陳述によれば、N・Bへの5サオーの土地の譲渡は、Dにより行なわれたのに対して、Dはそれを認めず、C・Kが土地の譲渡人であったとした。監督審裁判所は、Dの供述は、C・Kから土地を5サオー購入し、C・Kに対し代金を支払ったというN・Bの供述と合致し、また1978年にC・Kは、Dへの住宅・土地の贈与につき、手書きの書面にしか署名しなかったため、法律上C・Kは、未だ当該土地の使用主である事実にも合致する。
- [3] 1978年に、手書きの書面によりDに対して贈与した土地の5サオーを譲渡した後、1983年からC・K夫婦は、ドイツに定住するために出国した。残りの住宅と土地は、D・T夫婦が管理し使用していた。監督審の審理合議体は、両親がドイツへ定住に行く前にN・Bに売却した5サオーの土地を取り換えるため、隣接の5サオーの土地を贈与してくれたというD・Tの供述は、根拠があると判断する。なぜなら、この供述は、C・Kから土地を購入し、C・Kに対し代金を支払ったというN・Bの供述と合致するためである。またこの供述は、Kが、2005年10月15日付説明文書（文書は、グエン・ヴァン・DD、グエン・ティ・E、証人たる隣人であるグエン・ヴァン・H1の署名、地方の管轄機関の認証がある。）に署名したという事実にも合致している。この文書は、1978年にK夫婦が、Dに対し住宅・土地を贈与したが、これらの書面が喪失したため、Dが、法令の規定に基づき、土地使用権登記を行うため、この文書に署名したという内容を認証するためのものである。
- [4] 他方で、D・T夫婦がP市人民委員会により2005年12月26日付土地使用権

証明書を発行された面積4,924㎡の土地のうち、宅地は300.5㎡しかなく（土地使用権証明書第AD579302号，土地区画第9A号地図シート第58号），残りの図シート第58号土地区画第9A号地に所在する4,624.9㎡は農地である（土地使用権証明書第AD579313号）。1987年土地法第14条5項，1993年土地法第26条3項の定めるところにより，使用者が国の許可なしに6か月又は12か月を超えて土地を使用しない場合，国家は土地を回収する。2003年土地法第38条11項及び2013年土地法第64条1項h号に基づき，土地使用が土地に関する法令に違反するいくつかの場合において，国家は土地を回収する。例えば，「一年生樹木栽培地が連続する12か月間，多年生樹木の植林地が連続する18か月間，植林地が連続する24か月間，使用されない」場合等である。監督審は次のように判断した。以前，C・Kは4,624.94㎡の農地を使用していたが，彼らは外国へ定住に行き，長期間に渡り使用しなかったため，この農地は，国家により回収される土地となった。D夫婦は，直接使用し，毎年申告し，国家に税金を納め，2005年に国家より土地使用権証明書の発行を受けた。そのため，当該土地に対し適法な使用权を有する。

[5] 上記を踏まえて，監督審は次のことを認定するために十分な根拠がある。C・K夫婦がドイツへ定住に行く前に，現在はD・T夫婦が土地使用権証明書の発行を受けている5サオーの土地をD・T夫婦に対し贈与した。これは，C・K夫婦が1978年にDに贈与したが，1982年，1983年にN，Bに譲渡した5サオーの土地を補うために贈与した土地である。他方で，C・K夫婦は長期間に渡り土地を使用しなかったため，この土地は国により回収される土地となったのに対して，D夫婦は，土地を使用し，申告し，国家に税金を納め，そして国家により土地使用権証明書を発行された。そのためD・T夫婦は，当該土地に対し適法な使用权を有する。したがって，ブオンマトゥット市人民裁判所による2014年1月14日付第一審民事判決第98/2014/DS-ST号及びダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT号が，D・Tに対する上記の土地の返還請求という，Kの提訴請求を認容しないことには根拠があり，適法である。

[6] P市人民裁判所により，2005年12月26日付土地使用権証明書（土地区画第9A号地図シート第58号，面積が300.5㎡である宅地についての土地使用権証明書第AD579302号，及び土地区画第9A号地図シート第58号，面積が4,624.9㎡である農地についての土地使用権証明書第AD579313号）を発行された後，2009年にD・Tは，融資を借入るために，これらつきA銀行に対し抵当を設定した。D・Tは期限どおりに融資を返済しなかったため，銀行が提訴した。ダクラク人民裁判所は，2011年6月17日付で当事者間の合意を認める決定第47/2011/QDST-KDTMで解決し，D・T夫婦が銀行に融資を返済しなければならないとし，返済できない場合，銀行は，抵当を設定したD夫婦の土地の二つの使用权を競売する権利を有するとした。その後，上記の土地使用権は，銀行に対

する判決執行のために判決執行機関により競売された。落札者はHであり、2005年民法第138条と第258条の定めるところにより、Hは善意の第三者であり、KとD・T夫婦間の紛争に関係なく上記の土地に対して適法な使用権を有することになる。

[7] 上記を踏まえて、在ダナン高級裁判所裁判官委員会は、ダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT号に対するダナンに所在する高級検察院長官による2017年2月7日付監督審異議申立第11/2017/KN-DS-VC2号が、根拠のないものであると認定してこれを認容せず、ダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT号を維持すると決定する。

上記を踏まえて、

決定

2015年民事訴訟法第337条1項b号、第343条1項に基づく決定：

1. 在ダナン高級検察院長官による2017年2月7日付監督審異議申立第11/2017/KN-DS-VC2号を認容せず、ダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06・2016/DS-PT号を維持する。
2. ダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT号は引き続き有効である。

監督審決定は執行効力を有する。

判例の内容

[4] 他方で、D・T夫婦がP市人民委員会により2005年12月26日付土地使用権証明書を発行された面積4,924㎡の土地のうち、宅地は300.5㎡しかなく（土地使用権証明書第AD579302号、土地区画第9A号地図シート第58号）、残りの地図シート第58号土地区画第9A号地に所在する4,624.9㎡は、農地である（土地使用権証明書第AD579313号。）。1987年土地法第14条5項、1993年土地法第26条3項の定めるところにより、使用者が国の許可なしに6か月又は12か月を超えて土地を使用しない場合、国家は土地を回収する。2003年土地法第38条11項及び2013年土地法第64条1項h号に基づき、土地使用が土地に関する法令に違反するいくつかの場合において、国家は土地を回収する。例えば、「一年生樹木栽培地が連続する12か月間、多年生樹木の植林地が連続する18か月間、植林地が連続する24か月間、使用されない」場合等である。監督審は次のように判断した。以前、C・Kは4,624.94㎡の農地を使用していたが、彼らは外国へ定住に行き、長期間に渡り使用しなかったため、この農地は、国家により回収される土地となった。D夫婦は、直接使用し、毎年申

告し，国家に税金を納め，2005年に国家より土地権利證明書の発行を受けた。そのため，当該土地に対し適法な権利を有する。

[5] …ブオンマトゥット市人民裁判所による2014年1月14日付第一審民事判決第98/2014/DS-ST号及びダクラク省人民裁判所による2016年1月11日付控訴審民事判決第06/2016/DS-PT号が，D・Tに対する上記の土地の返還請求という，Kの提訴請求を認容しないことには根拠があり，適法である。」

判例第15／2017／AL号

農地使用权を交換する場合における当事者の口頭合意の承認について

2017年12月14日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2017年12月28日付最高人民裁判所長官決定第299／QD－CAに基づき公布された。

判例源

下記当事者間のハノイ市における「土地交換契約紛争」事件に関する2012年8月23日付最高人民裁判所の監督審決定第394／2012／DS－GD号である。原告はチン・ティ・C，被告はグエン・ミン・T；関連する権利義務を有する者はヴ・ティ・P，グエン・ミン・Tr，ブイ・タイン・H，チュオン・ティ・X，チュオン・シ・K，チュオン・ホン・T，チュオン・ティ・H1，チュオン・アイン・T，チュオン・トゥイ・N，チュオン・クアン・K，チュオン・ティ・H2である。

判例内容の位置

「裁判所の認定」の第1，第2段落部分

判例内容の概要

－判例の事実

1993年10月15日（土地法施行日）の前に、当事者は農地使用权の交換について、互いに口頭で自主的に合意した。当事者は交換された土地面積を登記かつ申告し、地政簿に記入された。当事者は直接耕作し、安定かつ継続して長期に使用した。

－法的解決

この場合、裁判所は、当事者が、交換された土地面積の使用权を有することを確認するため、当該農地使用权の交換に係る当事者の口頭合意を承認しなければならない。

判例に関する法令の規定

- －1987年土地法16条2項
- －2005年民法170条2項

判例のキーワード

「農地使用权の交換」「実際の土地使用权の交換」「土地使用权の承認」

事件の内容

2006年5月2日の訴状及び事件解決過程の証言において、原告であるチン・ティ・Cは以下のとおり述べた。

1962年には、チン・ティ・C家族はKエリアにある地図紙第4番の土地ロット第28番に属する517㎡の耕作するための5%土地⁶¹を付与された。この土地はグエン・ミン・T（被告）の隣にある。1987年地図によれば、この土地は土地ロット第158及び第159に属する。1992年始め、耕作の便宜のため、グエン・ミン・Tはチン・ティ・CにCの5%土地、及び、TのB田畑にある10請負政策⁶²に基づき交付された540㎡の土地を一時的に交換しようとして提案した。両当事者は口頭で合意し、文書を作成せず、必要に応じて一時的に交換し、1週間前に通知すれば再び交換することとした。1994年、生産需要のため、チン・ティ・Cは土地の交換を要求したが、グエン・ミン・Tは同意しなかった。チン・ティ・Cは県及び市に不服を申し立てたが、完全に解決されなかった。そのため、チン・ティ・Cは、裁判所に対し、法令の規定に基づき、グエン・ミン・Tがチン・ティ・Cに土地を返還するよう提議した。

被告であるグエン・ミン・Tは以下のように述べた。

10請負政策により、1991年始めに、農協Dは家族世帯に土地を交付した。この政策実施中、農協は家族世帯に土地交換を案内した。1992年2月には、原告の主張のように、グエン・ミン・Tとチン・ティ・Cは口頭で土地を交換した。土地を交換した後、グエン・ミン・Tは土地を池に改修し、墓10個を村の霊園に移転した。1994年5月、1993年土地法に基づき、各家族世帯の耕作地を申告し、各家族の土地税帳簿に記入する方針があった。この時、チン・ティ・Cは交換されたB田畑にある土地を申告し、グエン・ミン・Tは、チン・ティ・Cとの間で交換されたK区域にある土地及び自己使用している土地を申告した（グエン・ミン・Tは、チン・ティ・Cの家族が交換した土地及びグエン・ミン・Tの家族が使用している土地を申告した。）。1994年末に農協Dが世帯に出した土地交付の文書には、グエン・ミン・Tとチン・ティ・Cの間で、互いに、土地交換が行われたと記載されている。グエン・ミン・Tは、1992年からこれまでその土地を直接耕作している。したがって、グエン・ミン・Tは、原告の土地の再交換の請求を認めない。

関連をする権利義務を有する者であるチュオン・ティ・H2は次のように述べた：

K区域は元々1962年にH2の両親が供与された土地である。H2の父が亡くなった後、本土地の名義者はH2の兄である。1990年、1991年には、Aは、H2に対し、100㎡を分割した。チン・ティ・Cは、グエン・ミン・Tに対し、土地の全部を交換するのは適切でないと述べ、Tに土地返還を請求した。

2008年8月20日付けの第一審民事判決第17/2008/DSS T号において、ホアン・マイ区人民裁判所は以下の通り決定した。

「1. チン・ティ・C及びグエン・ミン・T間の、1992年2月に確立した5%土地

⁶¹（監修者注）「5%土地」とは、ベトナム土地政策上の土地の呼称を意味する。

⁶²（監修者注）共産党のホームページ記事（2021年11月19日閲覧）によれば、1988年4月5日付け政治局議決第10号に基づく政策。世帯は自立的経済単位とされ、農民には土地使用権と長期契約が付与された。

<https://dangcongsan.vn/huong-toi-ky-niem-90-nam-ngay-truyen-thong-nganh-tuyen-giao/thong-tin-tu-lieu/nghi-quyet-10-nq-tw-nam-1988-ve-doi-moi-quan-ly-kinh-te-nong-nghiep-556557.html>

及び10請負政策により交付された土地の間の、農業生産地の交換に係る口頭取引は無効であると宣言する。

グエン・ミン・T世帯は、チン・ティ・C世帯に対し、1990年、K区域にある地図紙第4番の土地ロット第28番（現在は、ハノイ、M区、Lワード、33番の土地）に属する517平方メートルの5%土地を返還せよ。

チン・ティ・C世帯は、グエン・ミン・T世帯に対し、ハノイ、M区、Lワード、Bエリアにある、1994年に作成した土地管理地図の地図紙第42-A2号の土地ロット第80番の一部である、540㎡の土地を返還せよ。

2. チン・ティ・Cは、グエン・ミン・Tに対し、112,817,000ドンの土地修復費用及び墓移動費用を支払え。

3. グエン・ミン・Tr, ブイ・タイン・Hは、チン・ティ・C世帯に土地を返還するために、1990年土地管理地図の地図紙第4番の土地ロット第28番に属する517㎡の土地面積中にある75.28㎡の個別住宅⁶³を撤去せよ。」

グエン・ミン・Tは第一審民事判決の全体を控訴した。

2008年11月27日付控訴審判決第111/2008/DSP T号において、ハノイ人民裁判所は第一審判決を維持すると決定する。

その他、控訴審は事件費を決定する。

控訴審の後、グエン・ミン・Tは、以上の控訴審民事判決に対し不服申立書を出した。

2011年8月2日付決定第482/2011/KN-DS号において、最高人民裁判所長官は以上の控訴審民事判決に対し異議を述べ；最高人民裁判所民事廷は第一審判決及び控訴審判決を破棄するために、監督審で審理するよう提議した。そして、法令の規定に基づき、再び第一審を審理するため、ホアン・マイ人民裁判所に当該事件の記録を差し戻すと提案した。

本日、最高人民検察院の代表者は最高人民裁判所長官の異議内容に同意した。

裁判所の認定

- (1) 事件記録の研究及び協議を経た後、人民裁判所の裁判合議体は、異議申立ての内容に同意した：当事者間の土地交換は自主的であり、当事者の耕作使用ニーズに基づく根拠がある。土地を交換した後、当事者は、交換された面積に対し、登記かつ申告し、地政簿に記入され、1992年からこれまで直接耕作し、安定かつ継続して使用している。土地使用過程において、グエン・ミン・Tは土地の一部を池に改修し、土地上の墓を移転した。
- (2) 実際には、土地交換は1992年2月に行われたが、事件記録にある証拠は、当事者は、1994年から地方機関において交換された土地面積に対する登記かつ申告の手

⁶³ (翻訳者注) ベトナム語：「nhà cấp 4」

続、土地書類の発給、確定申告の手続も1994年から行われていると示している。この場合、交換された土地面積の使用権を有することを承認するために、土地交換が実際に発生したと承認すべきであったのであり、それは正確かつ実態に符合している。一時的な土地交換を認定するため、チン・ティ・Cの証言に基づき、第一審裁判所及び控訴審裁判所が、土地交換は違法と判断して土地交換取引を取り消し、各当事者に対し、住宅を撤去して土地を返還せよと確定するのは誤りであり、各当事者の土地使用に無用な混乱を生じさせる。

そのため、上記の理由により、
民事訴訟法291条2項、297条3項、299条に基づき、

決定

原告チン・ティ・C及び被告グエン・ミン・T間の「土地交換契約紛争」に関する事件における2008年11月27日付ハノイ市人民裁判所の控訴審判決第111/2008/DSPT号の全部、及び2008年8月20日付ホアン・マイ区人民裁判所の第一審判決第17/2008/DSS T号の全部を破棄する。

法令の規定に基づき、再び第一審を審理するため、ホアン・マイ区人民裁判所、ハノイ市人民裁判所に当該事件の記録を差し戻す。

判例の内容

- (1) 事件記録の研究及び協議を経た後、人民裁判所の裁判合議体は、異議申立ての内容に同意した：当事者間の土地交換は自主的であり、当事者の耕作使用ニーズに基づく根拠がある。土地を交換した後、当事者は、交換された面積に対し、登記かつ申告し、地政簿に記入され、1992年からこれまで直接耕作し、安定かつ継続して使用している。土地使用過程において、グエン・ミン・Tは土地の一部を池に改修し、土地上の墓を移転した。
- (2) 実際には、土地交換は1992年2月に行われたが、事件記録にある証拠は、当事者は、1994年から地方機関において交換された土地面積に対する登記かつ申告の手続、土地書類の発給、確定申告の手続も1994年から行われていると示している。この場合、交換された土地面積の使用権を有することを承認するために、土地交換が実際に発生したと承認すべきであったのであり、それは正確かつ実態に符合している。一時的な土地交換を認定するため、チン・ティ・Cの証言に基づき、第一審裁判所及び控訴審裁判所が、土地交換は違法と判断して土地交換取引を取り消し、各当事者に対し、住宅を撤去して土地を返還せよと確定するのは誤りであり、各当事者の土地使用に無用な混乱を生じさせる。

判例第21／2018／AL号

財産賃貸借契約の一方的終了における過失及び損害について

2018年10月17日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2018年11月6日付最高人民裁判所長官決定第269／QD-CAに基づき公布された。

判例の源

クアンニン省における、原告であるD有限会社、及び被告であるC株式会社との「財産賃貸借契約紛争」という経営商事事件に係る、最高人民裁判所裁判官評議会の2016年5月20日付監督審決定第08／2016／KDTM-GDT号。

判例内容の位置

「裁判所の認定」の第1段落部分

判例内容の概要

一判例の事実

財産賃貸借契約は有期であり、契約の終了の条件に関する合意は存在しない。賃借人は期限前に契約を終了させようとしたが、賃貸人の同意を得られなかった。

賃借人が通知書を発行した時から契約終了時までの期間が短すぎたため、賃貸人は、賃貸借契約の残りの期間について、代替の契約を直ちに締結することができなかった。

賃貸人は、賃借人に対し、契約の残期間の財産の賃料を支払うよう請求した。

一法的解決

この場合には、賃借人に過失があり、賃貸人に与えた損害に対し責任を負わなければならないと判断すべきである。考慮しなければならない実損は、契約の残期間における目的物の賃料である。

判例に関する法令の規定

2005年民法第426条（2015年民法第428条が対応する。）

2005年商法第269条，第302条，第303条

判例のキーワード

「財産賃貸借契約」「契約終了の条件」「期限前の契約終了」「損害賠償」「実損」「過失」

事件の内容

2007年3月18日付訴状及びその後の陳述で、D有限会社の代表は次のとおり述べた。

2006年4月10日、D有限会社（以下「D会社」という。）は、C株式会社と（タグボートの賃貸借にする）経済契約第1141/H D - C N Q N号を締結した。契約により、D会社は、C株式会社に対し、135馬力ある、ナンバープレートNB2010、NB2172のスチールのタグボートの2台を賃貸した。そして、クアンニン省の10-10港とケーザイ港で、物品の受取り及び出入りのため、C株式会社の船の牽引（出し入れ）を引き受けた。賃料（V A T込み）は、タグボートの1台につき月額5000万ドンである。タグボートの燃料代は、ディーゼルオイル17リットル/エンジン始動の1時間/135馬力の1台+0.23リットルの潤滑剤/1時間/1台であり、C株式会社はその全部をD会社に支払う（燃料の値段、及び船着き場で発生するコスト（もしあれば）は、支払い時点で、当事者間で再計算する。）。D会社は、船長1人、エンジンチーフ1人、船員1人からなるタグボートの人員を手配し、それらの職位を配置する責任を負い、乗員の賃金全てを支払わなければならない。契約は、締結日から2006年12月31日まで有効である。

2006年8月17日、C株式会社は、文書⁶⁴第2349 I N D E V C O号を発行し、D会社に対し、2006年8月20日をもって、2006年4月10日付契約第1141/H D - C N Q N号を期限前に終了させることを求めた。

2006年8月18日、D会社は文書第59. C V C t y号を発行し、C株式会社の文書第2349 I N D E V C O号に対し、次のとおり回答した。C株式会社に対し、2006年第2半期のタグボートの賃料（2006年7月13日付決算確認書⁶⁵あり。）を全額支払うことを求める。またC株式会社において、2006年8月20日から、上記2台のタグボートを賃借する必要がなくなった場合、2006年8月1日から2006年12月31日までの契約の残期間の2台のタグボートの賃料を清算するよう求める。

2006年9月4日、C株式会社とD会社は、タグボートの賃料の決算書⁶⁶を作成した。同文書によれば、両者は、C株式会社がD会社に支払わなければならない金額を、2006年8月21日まで計算し511,539,505ドンであることを確認した。

2007年1月16日、C株式会社は、D会社に511,539,505ドンを支払った。

2007年3月18日、不調な交渉を何度か重ねた後、D会社は提訴し、裁判所に対し、C株式会社がD会社に、法令の規定に基づき、403,000,000ドン及び2006年8月21日から2006年12月31日までの支払い遅延による利息の支払いを命じるよう請求した。第一審の公判では、原告の代表は、支払い遅延による利息請求を取り下げた。

C株式会社の代表は、次のように述べた。

D会社と締結した2006年4月10日付契約第1141/H D - C N Q N号の履行

⁶⁴ (監修者注)「文書」と訳したベトナム語は「Công văn」である。

⁶⁵ (監修者注)「決算確認書」と訳したベトナム語は「Biên bản đối chiếu thanh quyết toán」である。

⁶⁶ (監修者注)「決算書」と訳したベトナム語は「Biên bản quyết toán」である。

は、原告が述べたとおりである。2006年8月17日、賃借していたタグボートを使用する必要がなくなったため、C株式会社は、D会社に対し文書を送付し、契約を期限前に終了させることを求めた。C株式会社は、D会社に511,539,505ドンを支払った。C株式会社は、403,000,000ドンの支払いにつき、それが実態に合致していないことを理由として同意せず、D会社に再計算するよう請求した。C株式会社は、計算された金額の50%のみを承諾するが、正確かつ適切でなければならない。

2012年1月18日付第一審経営商事判決第01/2012/KDTM-ST号において、クアンニン省人民裁判所は、次のとおり決定した。

D有限会社による、C株式会社（現在は1グループ株式会社である。）に対する、2006年4月10日付契約第1141/HD-CNQN号の残期間の価値に相当する303,000,000ドン、及びその支払い遅延による利息である157,260,000ドンを支払うべきとの請求は認容しない。

その他、第一審裁判所は、法令の規定に基づき、訴訟費用及び当事者の控訴権について決定した。

2012年2月10日、D有限会社は、第一審判決に対し、控訴状を提出した（送付元の郵便消印日は、2012年2月25日であった）。

2012年5月17日付の、期限を徒過した控訴の不認容決定第87/2012/KDTMP T-QD号において、在ハノイ最高人民裁判所控訴審裁判所は、民事訴訟法第245条に定める期間が経過したことを理由として、D有限会社の控訴を認容しなかった。

2012年6月7日、D有限会社は、上記の控訴審判決に対し、監督審の手續による再検討を提議した。

2015年5月4日付異議申立決定第29/2015/KN-KDTM号において、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審の手續により再審理を行い、在ハノイ最高人民裁判所控訴審裁判所の2012年5月17日付、期限を徒過した控訴の不認容決定第87/2012/KDTMP T-QD号、及びクアンニン省人民裁判所の2012年1月18日付経営商事判決第01/2012/KDTM-ST号を破棄し、法令の規定に基づき再審理を行うため、クアンニン省人民裁判所に事件記録を送付することを提議した。

監督審の公判で、最高人民検察院の代表は、最高人民裁判所長官の異議申立決定に同意した。

裁判所の認定

【1】2006年4月10日、D会社は、C株式会社に対し、クアンニン省の10-10港とケーザイ港で船舶を牽引（出し入れ）するためのスチールのタグボートの2台を賃貸することになった。この賃貸借は、経済契約第1141/HD-CNQN号の締結日から2006年12月31日まで有効であるとされた。契約において、契約の終

了条件について合意をしていなかった。しかし、2006年8月17日、C株式会社は、文書第2349 INDE VCO号を発行し、D会社に対し、2006年8月20日をもって契約を終了させることを通知した。その理由は、「2台のタグボートの賃借する必要がなくなった」ということであった。C株式会社が通知書を発行した時点から、契約を終了させる時点までの期間は短すぎであり、D会社は代替する契約を直ちに締結することができなかつたため、D有限会社に損害を与えた。C株式会社には過失があつたため、D会社が受けた損害につき、責任を負わなければならない。考慮しなければならない実損は、契約の残期間における目的物の賃料である。

【2】 提訴する前、D会社は、文書第75 CVC t y DG号（日月を記入せず、2006年のみ記入した。）を発行し、C株式会社に対し、2006年8月21日から2006年12月31日までのタグボートの賃料として250,000,000ドルの支払いを請求した。また、2006年10月17日付文書第2774 INDE VCO号で、C株式会社は、操縦士の賃金の支払いに対してのみ同意するとした。同意しなかつたため、D有限会社は、2007年3月18日、C株式会社に対し、訴訟提起し、403,000,000ドルの金額（契約の残期間のタグボートの2台の賃料である。）を支払うよう請求した。このように、これは、原告が損害賠償を請求した実際の損害とみなすことができる。

【3】 第一審裁判所が、第一審の審理を行うために事件を受理した時、D有限会社は、2006年8月21日から2008（訳者注：原文ママ）年12月31日までの契約の残りの価値としての403,000,000ドル及びその利息の支払いを請求した。また、C株式会社は100,000,000ドルを支払い済みであるため、303,000,000ドルとその遅延利息を支払わなければならないと主張した。第一審裁判所は、この請求は根拠のないものであると判断し、未履行の契約の残額とみなしたため、その請求を認容しなかつた。一方、D会社は損害賠償請求権を有するが、第一審裁判所が、D会社が請求しないことを理由にD会社の請求を考慮しなかつたのは正当ではなく、D会社の合法的利益に影響を及ぼした。

【4】 2012年1月18日の第一審公判の記録によれば、D株式会社の代表は公判に出席していたのであり、したがって、公判内容と裁判所の決定を知るべきであつた。D会社は、2012年2月10日に控訴状を出した（送付元の郵便消印日は、2012年2月25日であり、文書が届いた日の消印は2012年2月27日であつた。）のは、民事訴訟法第245条に基づき、期限を徒過した控訴である。しかしD会社が、控訴期限を徒過したのは、同社の代表者が裁判長による判決の言い渡しを明確に聞き取れなかつたためであると主張したのは、2006年8月4日付最高人民裁判所裁判官評議会決議第05/2006/NQ-HDTP号第I部第5節の規定によれば、根拠がない。そのため、控訴審裁判所が、期限を徒過した控訴を認容しないことは正当である。

【5】 2012年5月17日付在ハノイ最高人民裁判所控訴審裁判所による、期限を徒過

した控訴の不認容決定第87/2012/KDTMPT-QD号は根拠があるものの、第一審判決はその決定により有効となっているため、2012年5月17日付在ハノイ最高人民裁判所控訴審裁判所による、期限を徒過した控訴の不認容決定第87/2012/KDTMPT-QD号及び2012年1月18日付クアンニン省人民裁判所の経営商事判決第01/2012/KDTM-ST号も破棄されなければならない。また、法令の規定に基づき、再審理を行うためクアンニン省人民裁判所に事件記録を送付する。

上記を踏まえて、民事訴訟法（2011年3月29日付法第65/2011/QH12号により修正、補充された。）第297条3項、第299条1項、2項に基づき、

決定

- 1 2012年5月17日付在ハノイ最高人民裁判所控訴審裁判所による、期限を徒過した控訴の不認容決定第87/2012/KDTMPT-QD号、並びに原告であるD有限会社及び被告であるC株式会社の間の財産賃貸借契約紛争という経営商事事件を審理する2012年1月18日付クアンニン省人民裁判所の経営商事判決01/2012/KDTM-ST号を破棄する。
- 2 法令の規定に基づき、再審理を行うため、クアンニン省人民裁判所に事件記録を送付する。

判例の内容

「【1】2006年4月10日、D会社は、C株式会社に対し、クアンニン省の10-10港とケーザイ港で船舶を牽引（出し入れ）するためのスチールのタグボートの2台を賃貸することになった。この賃貸借は、経済契約第1141/HD-CNQN号の締結日から2006年12月31日まで有効であるとされた。契約において、契約の終了条件について合意をしていなかった。しかし、2006年8月17日、C株式会社は、文書第2349INDEVCO号を発行し、D会社に対し、2006年8月20日をもって契約を終了させることを通知した。その理由は、「2台のタグボートの賃借する必要がなくなった」ということであった。C株式会社が通知書を発行した時点から、契約を終了させる時点までの期間は短すぎであり、D会社は代替する契約を直ちに締結することができなかったため、D有限会社に損害を与えた。C株式会社には過失があったため、D会社が受けた損害につき、責任を負わなければならない。考慮しなければならない実損は、契約の残期間における目的物の賃料である。」

ラオス最高裁判決の評釈③（刑事事件）

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

前号及び前々号でラオス最高人民裁判所のホームページに公開されている7件の最高裁判決のうち民事、家事及び商事事件を紹介しました。今回は刑事事件を紹介します。最高裁判決に関する連載は今回で最終回となりますが、今後、更に紹介すべき判決があった場合はまた執筆させていただきます。

◇適用法について

ラオス刑訴法には2004年成立法、2012年改正法及び2017年改正法（現行法）がある。今回、紹介するのはいずれも2010年にされた判決であって、適用されるのは2004年刑訴法である¹。大幅に手続が変わったわけではないようであるため、本稿では主に2017年刑訴法（現行法）に基づいて説明し、適宜、旧法との違いについて言及する（以下の手続の説明において特に断りがなければ刑訴法は2017年刑訴法を意味する。）。

また、刑法は1989年成立法、2001年改正法、2005年改正法及び2017年改正法（現行法）がある。今回の判決で適用されるのは2005年改正法である。必要に応じて各法について言及する。

◇当事者について

刑事判決を読むと、まず当事者欄の記載が目を引く。検察が「原告」とされている。ラオスの刑事手続は裁判所も証拠を探知する職権主義であり検察官と被告人の対立構造ではないのだが、検察庁は被疑者を起訴する権限を有する（刑訴法49条）から、訴えを提起する者という意味で原告とされているのかもしれない。人民検察院法45条3項は「刑事事件において人民検察院は政府の代表であり原告である」と規定する。また、刑事訴訟手続参加者は被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事責任者、証人、弁護士その他の保護者、専門家、熟練者、通訳人とされ（刑訴法63条）、検察官は刑事手続参加者ではなく「訴訟遂行者」とされる（刑訴法52条）。

次に、ラオスでは附帯私訴が採用されており、日本では民事訴訟の原告となるべき被害者等が「民事原告」として刑事訴訟に参加する（刑訴法68条）。被告人が有罪判決を受け、かつ、損害を生じさせた場合、請求があれば、裁判所は損害賠償について検討しなければならない、仮執行宣言もできる（刑訴法208条2項）。被告人による犯罪のために損

¹ 刑訴法の沿革については伊藤浩之「ラオス改正刑事訴訟法の概要」（ICDNEWS第61号（2014年12月号）19頁、須田大「ラオス刑事訴訟法の改正動向について」（ICDNEWS第74号（2018年3月号）59頁を参照。

害賠償責任を負う者は「民事責任者」として刑事裁判に参加する（刑訴法69条）。興味深いのは、民事責任者として被告人の両親，養親，保護人，雇用者，監督者，組織及び事業者が列挙されている点である。個人責任の原則というより社会的責任を負わせる仕組みになっていると感じられる。

通常の民事手続に移行する又は分離する手続は無いようであり，附帯私訴部分の不服については刑事訴訟の上訴によって処理するようである。民事原告とその関係者は民事の部分についてのみ控訴できる（刑訴法212条2項）。

◇上訴審の手続

次に，ラオスの刑事上訴審の手続について説明する。民事の上訴審の手続については前々号掲載の評釈①をご覧ください。

1 3審制+再審

ラオスの現行の刑事訴訟は3審制であり，最高裁（破棄審と呼ばれる）は最終審である。再審は最高裁によってのみ審理される（刑訴法259条2項）。

2 上訴審の性質及び構造

当事者等は法的側面の適正を調査するために破棄申立できるとされ（刑訴法226条1項），破棄審は「破棄要請又は異議申立において提示された法的側面に関連する問題のみを審議する責務を有し，訴訟事件の事実問題について審理しないものとする」とされている（刑訴法233条1項）から，破棄審は法律審として規定されている。しかし，民訴法にも同様の規定があるものの民事訴訟における破棄審は実際のところ事実審理を行っており条文と実務が乖離している。今回，紹介する最高裁判決はいずれも手続面の瑕疵が問題になっているため，刑事訴訟でも破棄審が事実審化しているかは不明である。

上訴審の構造については，控訴審及び破棄審のいずれも原審の証拠（事件記録）を引き継いでいるから覆審ではないといえる。破棄審において原則的に新たな証拠提出はできないようであるから基本的に事後審に見えるが，前述のとおり，実務上の運用は不明である。

控訴事由について，検察庁による控訴（「異議申立」と呼ばれる）は，「理由が不十分又は法律的に適正でない裁判」に対してなされる（刑訴法213条）。

控訴審では新たな証拠の提出が予定されており（刑訴法218条），控訴判決は「以前に示した証拠及び新証拠をも審理判決の基本としなければならない」（刑訴法218条2項），また控訴審は，「主に公判での審理の結果又は新たな追加証拠に基づき，法的正当性及び判決の理由の面で判決を調査する。」（刑訴法220条1項）とされている。これらの規定からすると控訴審は継続審のように見える。

3 上訴審の判決

控訴審判決は①全体的に一審判決を承認する，②部分的又は全体的に一審判決を変更し，刑罰を増減する，③一審判決を破棄し，一審裁判所の新たな合議体へ差し戻し，以前の合議体がある要請に対しまだ審議していなかった場合は旧合議体へ事件を送る，④一審判決を破棄し，被告人を無罪とする，のいずれかである（刑訴法222条1項）。

一審を控訴審が破棄又は変更するための事由は①捜査又は公判での審理が包括的でない，十分でない又は客観的でない，②判決の理由付けと事実の不一致，③一審の判断刑が犯罪の性質及び社会にとって脅威又は被告人の人格にとって適切でない，④刑事訴訟手続違反又は刑法の不正確な適用がある，のいずれかである（刑訴法223条）。

破棄審判決は①破棄申立てを受理しない（日本でいう却下），②破棄申立てを棄却して控訴審判決を全部承認する，③控訴審判決を破棄して差し戻さずに被告人を無罪とする，④控訴審判決の一部又は全部を変更する，⑤控訴審判決の一部又は全体を破棄し，控訴審裁判所の新たな合議体へ差し戻し，以前の合議体がある要請に対しまだ審議していなかった場合又は法律違反があった場合は以前の合議体へ事件を送る，のいずれかである（刑訴法231条）。

控訴審判決の破棄事由は，①一審の判断刑が犯罪の性質及び社会にとって脅威又は被告人の人格にとって適切でない，②刑事訴訟手続違反又は刑法の不正確な適用がある，のいずれかである（刑訴法232条）。前記一審の破棄事由と違って事実の誤りは破棄事由になっていないので，やはり手続法上は，破棄審は法律審といえる。

◇合議体について

最高裁判決7件を通読し，合議体に関して気付いたことがあった。各判決の担当裁判官をみると，民事判決1の裁判長，商事判決1，2及び家事判決の左陪席は同一人物である。また，民事判決1，2，商事判決1及び2の右陪席，家事判決の裁判長は同一人物，民事判決1の左陪席，商事判決1及び2の裁判長，家事判決の右陪席は同一人物，民事判決2の左陪席，刑事判決1の裁判長，刑事判決2の右陪席は同一人物，刑事判決1の右陪席と刑事判決2の裁判長は同一人物，刑事判決1及び2の左陪席は同一人物である。

つまり，最高裁は民事部，刑事部，家庭部，商事部，少年部，労働部及び行政部に分かれているが（行政部は2017年裁判所法改正以降に設置された），少なくとも2010年当時は最高裁判事が十分におらず1人の裁判官が複数の部を兼部していたと推認できる。刑事系と民事系を兼任している裁判官もいたことも分かる。また，裁判長，右陪席，左陪席の序列は日本と同様に年次に基づくと聞いたことがあるが，この7件の最高裁判決を見る限り，最高裁内では裁判長と各陪席はランダムに務めているように見える。

刑事事件 1（別紙 1）
2010年4月6日刑事破棄審第28号
事故を招く交通規則違反事件

事案の概要

2007年12月23日午後5時頃、被告人が自宅からベーン川に向かってバイクを時速40kmで走行させ、坂を下ってカーブになったところに差し掛かった際、カムピンの運転するバイクが対向車線から走って来た。カムピンは左右に揺れながら向かってきたため、被告人は避けようとしたが避けきれず当該バイクに衝突し、カムピンは足を骨折した。

罰条

2005年刑法86条1項 事故を招く交通規則違反
交通規則に違反し、それにより他者に事故及び傷害を生じさせた者に対し、5万キープ（約600円）から30万キープ（約3600円）の罰金が科されるものとする²。

1 審判決（ウドムサイ県裁判所）

被告人は無罪である。

カムピン（民事原告）が控訴。北部控訴審検察院は、1審判決は適正にされたものであるとの意見を述べた。

2 審判決（北部控訴審裁判所）

1審判決を全部維持（控訴棄却）。

カムピン（民事原告）が破棄申立て。最高人民検察院は、2審判決は適法であり、カムピンによる破棄申立ては2004年刑訴法96条に適合しないとの意見を述べた。

判旨

破棄申立てを受理しない（却下）。

控訴審判決は2009年11月16日付けであり、カムピン（民事原告）が破棄申立てしたのは2010年1月18日なので、破棄申立期限を2日徒過したため刑訴法96条に違反する。

² 現行刑法145条1項も同じ規定。ただし、罰金が100万キープ（約1万2000円）から500万キープ（約6万円）と引き上げられた。

1 上告期間

2004年刑訴法では、上告期間は控訴審判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から2か月以内とされている（2004年刑訴法96条3項）。日本風に考えれば、控訴審判決の翌日である2009年11月17日が起算点となり、2か月後の応当日は2010年1月17日、さらに同日は日曜日であるから翌18日24時までが破棄申立期間となり（日本刑訴法55条）、同日にされた破棄申立ては適法である。しかし、ラオスでは違法とされた。

本判決当時の刑訴法及び本判決当時に適用されていた契約内債務法（及び同法の改正法である契約内外債務法）には、期間の計算方法についての定めは見当たらないようである。しかし、本判決は破棄申立期限を2日徒過したと判断しているから、上告期間は初日を算入し、さらに土日も算入しているようだ。この処理について、初日算入は許容範囲だと考えるとしても、ラオスの裁判所は土日は休みであり、休日受付しているかは不明であるものの、土日休日を期間の満了日とするのは極めて酷だと思う。

なお、2020年5月27日に施行された民法典によれば、月で定めた期間は初日不算入とされ、満了日が休日のときは翌日が満了日となるから（民法47条2項、48条）、現在の民事法に従って計算した場合は本件上告は適法である。

もっとも、現行刑訴法では、破棄申立期間は短縮され、控訴審判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内とされている（刑訴法226条3項）。

2 本判決の意義

前記のとおり、本判決はラオスにおける上告期間の計算方法を示した判決である。当事者にとって厳しい計算方法を採用していることが分かった。当該計算方法の根拠法がどこにあるか分からないが、当時は通達があった可能性もある。

なお、一審と原審は被告人を無罪としているから、下級審も読んでみたい判決である。また、無罪判決であるが検察院は上訴せず（民事原告が上訴）、むしろ一審及び原審は適切になされた旨の意見を述べているから、検察院は裁判の監督者という地位を遵守しているように見える。

さらに、余談であるが、私は2021年9月15日に首都裁判所で刑事控訴審の審理及び判決を傍聴させてもらった。被告人は無罪を主張していたが、検察官は論告において控訴期間を徒過しているから控訴は不適法である旨の意見を述べ、裁判所も控訴期間を徒過したと認定し控訴を却下した（ラオスでは1回結審、15分程度の休廷後に即日判決するのが通常である）。しかし、裁判所は判決までの1時間、実体審理をしていたのである。ラオスでは起訴状一本主義は無く裁判官は一件記録を全て読んでから審理に臨むため、却下の心証で固まっているのであれば審理する必要は無かったと思うが、感銘力の問題だろうか…。

以上のほか、形式に関する詳細な指摘は別紙1の脚注を参照して下さい。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

最高人民裁判所

刑事裁判部

破棄審

第28号³／刑事裁判部・破棄審

2010年4月6日

判決

ブンヘン	ピマニヴォン (男性)	裁判長
トンマイ	ムンバンディット (男性)	裁判官
ブンテム	コムミッタパープ (男性)	裁判官

より構成される最高人民裁判所刑事裁判部合議体及び同席の
ポンサクシット ソーブンニャー (女性) 書記官

シーセントン ソーパープミサイ 最高人民検察官

2010年4月6日9時00分に、最高人民裁判所法廷において、2009年6月11日付け第27号⁴／……の刑事事件を審理した。

当事者

ウドムサイ県人民検察……………原告
カムピン サイチャルーン (男性.) 年齢：59歳, 国籍：ラオス, 職業：定年退職した職員, 住所：ホームスック村, サイ郡, ウドムサイ県……………民事原告
ソムワン (男性.) 年齢：18歳, 国籍：ラオス, タームン村ベン郡ウドムサイ県住民……………被告人

³ 判決番号。判決をする際に付される番号であり、脚注2の事件記録の番号とは異なる。

⁴ 事件記録の番号。つまり、日本と異なり、事件を受け付けて記録を作成したときに記録ファイルに付される番号と判決書に付される番号の2種類あるということ。

被疑事項：事故を招く交通規則違反

身柄拘束の有無：在宅事件

裁判所は

ラオス人民民主共和国の名において、
2003年改正人民裁判所法に基づく人民裁判所の職権及び職務に基づき、
公判手続において本刑事事件を審理し、
公判手続において最高人民検察院の意見を聴収した

事件の内容⁵

ウドムサイ県人民検察院の2009年7月15日付け第51号/OOPPの意見書によると、ソムワン（男性）（被告人）は2007年12月23日午後5時頃、自宅からベン川に向かってナンバープレートが付いていない赤色の中国製のバイク（モデル「ウェーブ」）を時速40kmで運転していたが、坂を下ってカーブになっているところに着くと、カムピン（男性）（民事原告）が運転していたナンバープレート「ウドムサイ0134」の青色のバイク（モデル「ドリーム」）が反対方面から来ているのが見えた。当該バイクは左右に揺れながら向かってきたため、被告人は避けようとしたが、避けきれなかったため当該バイクに衝突し、結果としてカムピン（男性）（民事原告）が大けがをし（足を骨折）、ソムワン（男性）（被告人）も軽傷を負い、両者のバイクも相当に壊れた。その後、住民に助けられ、カムピン（男性）（民事原告）はウドムサイ県病院に送られた。

ウドムサイ県人民検察院は、2009年6月8日付け第51号/OOPPの起訴状により、2005年改正刑法第86条所定の事故を招く交通規則違反の疑いでソムワン（男性）（被告人）を起訴した。

事件の進行過程⁶

「ソムワン（男性）（被告人）は無罪である」という旨の原告及び被告人の前で下した2009年7月29日付け第40号/……ウドムサイ県人民裁判所の第一審判決を確認した。

カムピン（男性）（民事原告）による2009年7月29日付け第226号/……控訴予約状を確認した。そして「ウドムサイ県の第一審裁判所がソムワン（男）（男性）（被告人）を無罪とした判決に対し不服があるため、北部控訴審人民検察院及び北部控訴審人民

⁵ ラオス語でヌアーカディ。当事者の主張のまとめである。

⁶ ラオス語でフープカディ。民事でも刑事でも一審判決には「フープカディ」という記載欄は無く、上訴審判決に特有の記載欄である。前号までの連載及び本稿では「事件の進行過程」と翻訳されているが、翻訳後、フープカディとは当事者など「事件の中身以外のこと」という意味で使っているという意見を耳にした（2021年6月10日ソムサク中部高裁所長（当時）から聴取）。また、2014年3月に印刷されたブンクワン最高裁副長官執筆の『裁判官向け民事訴訟手続』（日本語訳なし。プロジェクトで印刷費用のみ支援したもの。）には第一審でも「フープカディ」をするとあり、その具体的内容は裁判官が①管轄、②過去に同様の事件で判決をしたか、③時効にかかっていないか、を審査するとされている（これらが認められる場合は事件を却下する。）結論として、「フープカディ」の意義は明確でなく、多岐にわたるらしいと言えない。便宜上、本稿では「事件の進行過程」という翻訳を維持する。2012年民訴249条、277条、301条参照。

裁判所に対し、本件を真実及び公平性に基づいて審理し、民事原告に対する民事上の損害を被告人に賠償させることについて検討するよう申し立てる」という内容の2009年8月11日付け第194号／……受付番号ウドムサイ県人民裁判所の窓口提出された2009年8月7日付け控訴申立書を確認した。

「ウドムサイ県の第一審人民裁判所の判決は法律及び事件の事実に基づき適正にされたものである」という2009年10月14日付け第58号／……北部控訴審人民検察院の意見書を確認した。

「ウドムサイ県第一審人民裁判所の2009年7月29日付け第40号／……の判決をすべて維持し、カムピン（男性）（民事原告）に対し、30,000キープ⁷の控訴申立費用の支払を命じる」という原告及び民事原告の出席、被告人の欠席の下で下された北部控訴審裁判所の2009年11月16日付け第47号／……判決を確認した。

ソムワン（男性）（被告人）の弁護人であるカムフン（男性）弁護士による2009年12月25日付け第37号／……、及び30日付け第41号／……判決承知記録書を確認した。

2010年1月18日付け第01号／……破棄審予約状を確認した。そして、「第一審及び控訴審の裁判所がソムワン（男性）（被告人）を無罪とした判決は適正なものではないため、最高人民裁判所に当該判決を破棄し、再審理することを申し立てる。特に、ソムワン（男性）（被告人）は事故が発生してから現在に至るまで1キープも援助することなく見舞いも来てくれないので、治療費、慰謝料、怪我、障害による逸失利益及びバイク修理代の賠償を命じるよう申し立てる」と主張する2010年1月16日付け破棄申立書を確認した。

「2009年11月16日付け第47号／……北部控訴審裁判所の判決は適法であり、カムピン（男性）（民事原告）の破棄申立は刑事訴訟法第96条に適合しない」という旨の2010年2月23日付け第29号／OSPP意見書を確認した。

判断⁸

本刑事事件簿にある各書類を公判手続において検討した結果、

カムピン（男性）（民事原告）による2010年1月16日付け破棄申立書は2004年改正刑事訴訟法第96条所定の期間を遵守していないため、審理することにした⁹。

カムピン（男性）（民事原告）は北部控訴審裁判所の判決に不服があるため、2010年1月16日付け破棄申立書を作成したが、破棄審裁判所が審理した結果、当該破棄申立は不合理だと判断する。北部控訴審裁判所が民事原告に下した第47号／……の判決は2009年11月16日付けだったが、カムピン（男性）（民事原告）が破棄審の予約及び北部控訴審裁判所を通して最高人民裁判所への破棄申立書を提出したのは2010年1

⁷ 約360円。

⁸ ラオス語でヴィニッサイ。判決理由である。

⁹ 原文どおりの翻訳。「(上告) 期間を遵守していないため審理しないことにした」の誤記ではないと思われる。

月18日付けだったため、破棄申立期限を2日経過したことになり、刑事訴訟法第96条に違反することになる。よって、破棄審裁判所として、北部控訴審裁判所2009年11月16日付け第47号／……の判決は確定したから、その全てを維持すべきと判断する。

最高人民検察院の2010年2月23日付け第29号／……の意見書は合理的であると判断する。

最高人民裁判所刑事裁判部は上記の理由に基づき、北部控訴審裁判所2009年11月16日付け第47号／……の判決は確定したから、全て維持すると判断する。

カムピン（男性）（民事原告）が破棄申立人のため、法定の破棄申立費用の支払を命じる。

2005年改正刑法第86条、2004年改正刑事訴訟法第95条、96条、98条、99条、101条に基づき判断した。

改正裁判費用に関する法律¹⁰第34条に基づき判断した。

よって

破棄審として、また、法的最終審として本事件について判決する。

事件の状況上：カムピン（男性）（民事原告）の破棄申立を受理する¹¹。

法律上：当該破棄申立は審理することができない。

判決：北部控訴審裁判所による2009年11月16日付け第47号／……判決を全て維持する。

カムピン（男性）（民事原告）に対し、法定の破棄申立費用の支払を命じる。

本判決は本日より効力を生じる。

裁判長

ブンヘン ピマニヴォン

書記官

ポンサクシット ソーブンニャー

¹⁰ 原文どおりの翻訳。他は何年の改正版か記載があるが、この部分には何年の改正か記載がない。

¹¹ 上告は不適法却下だが「事件の状況上、受理する」とはどういう意味か分からない。このような項目を判決に設ける根拠も分からない。

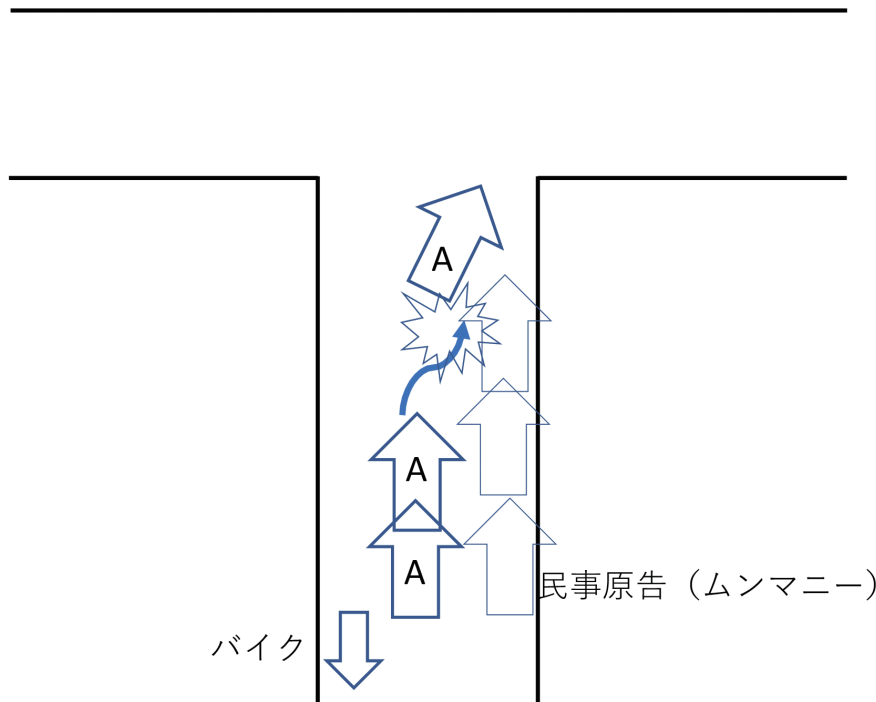
刑事事件 2 (別紙 2)
2010年4月6日刑事破棄審第30号
交通事故現場からの逃走事件

事案の概要

2007年5月29日午後8時頃、被告人は、ノンター村からポンパナオ村に向かって自動車を運転し、ポントンサワート村のT字路に着いたところ、ムンマニーが運転していた自動車が右側の道路沿いに停止していた。その頃、反対車線からバイクが向かってきたため、被告人はムンマニーの自動車の左側に停車し、バイクが通り過ぎた後、ムンマニーが先に発進し、直後に被告人が道路の真ん中から発進し、被告人はムンマニーの自動車を追い越そうとしたが追い越しきれず、被告人の自動車の後部がムンマニーの自動車の前部に衝突し、損傷させた。しかし、被告人は運転して逃げ去った。

事故現場の図

事案がやや分かりにくいいため、図を作成した。この図は最高裁判決に添付されたものではなく鈴木一子が作成したものであるから不正確かもしれない。便宜上、ここに貼り付ける。ラオスで自動車は右側通行である。



罰条

2005年刑法87条 事後現場からの逃走

事故を引き起こしその現場から逃走した者に対し、6か月から2年の懲役及び20万キープ（約2400円）から100万キープ（約1万2000円）の罰金が科されるものとする¹²。

1 審判決（首都ビエンチャン裁判所）

被告人を懲役6か月に処し、この刑の執行を猶予する。さらに20万キープの罰金を科す。被告人に対し民事原告の自動車を原状へと修理することを命じる。

被告人が控訴し、8万5600パーツ（約28万7000円）の損害賠償請求をした。中部検察院は、1審判決は適正にされたものであるとの意見を述べた。

2 審判決（中部高等裁判所）

1審判決を全部維持（控訴棄却）。

被告人が破棄申立ての予約。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

判旨

原判決を全部維持（破棄申立棄却）。

被告人は2008年9月4日に破棄申立ての予約をしたが、1年6か月18日が経過して当該事件記録が最高裁に届いた2010年3月22日になっても破棄申立書を提出しなかったため、不服の理由や目的が不明である。これは2004年刑訴法97条1項及び同条4項に反している。

原審は適切になされたため、全てを維持する。

解説

1 破棄申立ての予約と破棄申立て

本判決をみると「破棄申立ての予約」と「破棄申立て」という用語が出てくるが、前者は日本でいう上告状の提出であり、後者は日本でいう上告理由書の提出である。ラオスでは実務上、上告理由書の提出を「上告の申立て」として扱ってきたが、刑訴法上、明確な規定が無かったようである。2012年刑訴法改正によって「破棄申立ての予約」という用語を法律上も導入した（2012年刑訴法226条4項）。日本人に分かりやすく要約すれば2012年刑訴法によって法定期間内に少なくとも上告状を提出すれば足りるということが明示されたのである。

本判決に適用されるのは2004年刑訴法だから、刑訴法上の規定はなかったが、破棄申立ての予約という行為がされていたことが分かる。

¹² 現行刑法146条は少し内容が異なっている。「事故を引き起こした又は事故と直接関係する者が、その現場から逃走した場合、その者に対し、1年から3年の懲役及び300万キープ（約3万6000円）から1000万キープ（約12万円）の罰金が科されるものとする。」

2 本判決の意義

本判決は迅速な裁判を受ける権利と関わる。本判決の言わんとすることを整理すると次のようになると思われる。

- ① 被告人による破棄申立ての予約（日本で言う上告申立て）は適法にされたが、破棄申立書（日本で言う上告理由書）が提出されなかったから上告理由が不明である。
- ② 控訴裁判所は、破棄申立て予約がされた2008年9月4日の後、速やかに被告人に対して破棄申立書の書き方等について教示し、破棄申立期間が満了してから3日が経過するまでに破棄申立書を提出させた上で破棄申立書を含めた事件記録を最高裁に送付しなければならなかったのに（2004年刑訴法97条1項¹³）、破棄申立ての予約がされてから1年6か月18日の間、破棄申立書が提出されなかった。
- ③ ②の結果、最高裁は、本来の事件記録を受領すべき日である日から2か月以内に審理できず、2004年刑訴法97条4項¹⁴に違反してしまった。
- ④ とはいえ、原審の判断は適当であるから控訴棄却。

上告期間の計算を刑事判決1にならって行くと、控訴判決は2008年8月18日だから上告期間の満了日は2008年10月18日であり（同日は土曜日であるが）、最高裁が本来、事件記録を受領すべきだった日は2008年10月20日となると思われるが、実際には2010年3月22日に受領した。本件はこのような控訴裁判所による処理の遅延について最高裁が批判したと解釈することができる。

控訴裁判所が破棄申立てを受理しない又は受理が遅れる場合については、2004年刑訴法97条2項、3項に規定があり¹⁵（2012年刑訴法及び現行刑訴法227条3項、4項にも同じ規定がある。）、控訴裁判所の処理の遅延は以前から問題になっていたことが推認される。

もっとも、本判決は破棄申立棄却としており、本件の事案の下では被告人に対して救済手段を採るには至っていない¹⁶。あるいは、控訴裁判所の処理が遅延する場合には被告人は最高裁に対して破棄申立てできる例外的手段（97条2項、3項）を採らなかったから本判決には被告人を非難する趣旨も込められているのかもしれない。ラオスの憲法には裁判を受ける権利及び迅速な裁判を受ける権利については規定が無いようだが

¹³ 現行刑訴法でも同じ、227条1項。

¹⁴ 現行刑訴法では「破棄審裁判所は、事件ファイル受領の日から30日以内にその訴訟事件を審理し判決しなければならない」とされている（刑訴法228条）。

¹⁵ 97条2項は控訴裁判所が破棄申立てを受理しない場合又は受理が遅れる場合、訴訟当事者又は検察官は、破棄裁判所に破棄申立てをする権利を有する旨を定め、同条3項は、破棄申立期間が終了し破棄申立てを受領した控訴裁判所から破棄裁判所に対する事件記録の提出が遅延している場合、訴訟当事者又は検察官は破棄裁判所に対し審理するため事件記録を控訴裁判所に対して要求するよう求める権利を有する旨を定める。

¹⁶ 15年以上審理が中断されていた刑事事件について被告人の迅速な裁判を受ける権利が侵害されたとして審理を打ち切った高田事件（最大判昭和47年12月20日刑集26巻10号631頁）が思い出される。

ら、将来、被告人を救済する判断をする際にはどのような根拠規定を示すのか興味深い。

3 附帯私訴について

ラオスでは金銭賠償の原則¹⁷を定めた規定がない。本件でも被告人に対し金銭賠償ではなく自動車の修理を命じた一審判決が確定しており、実務で原状回復請求を命じるのが通常であることが分かる（教育研修改善サブワーキンググループでも基本は金銭請求ではなく原状回復請求であると聞いている）。

これに対し、被告人は民事原告の言動に不満があったらしく、控訴して8万5600パーツ（約28万7000円）の損害賠償請求をした。つまり、被告人は控訴審で反訴を提起したのである。刑事判決1の解説でも示したとおり、民事事件と刑事事件を分離する手続は無いので、刑事事件に争いが無い場合でも民事部分が争われる限り刑事事件も移審することが分かる。また、控訴審で反訴することが許されることが分かる。

以上のほか、形式に関する詳細な指摘は別紙1及び別紙2の脚注を参照して下さい。

¹⁷ 日本の民法417条。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

最高人民裁判所
刑事裁判部
破棄審

第30号／刑事裁判部・破棄審
2010年4月6日

判決

トンマイ	ムンバンディット (男性)	裁判長
ブンヘン	ピマニヴォン (男性)	裁判官
ブンテム	コムミッタパープ (男性)	裁判官

より構成される最高人民裁判所刑事裁判部合議体及び同席の
ポンサクシット ソーブンニャー (女性) 書記官

は、

シーズントン ソーパープミサイ 最高人民検察官
の立会いの下で、

2010年4月6日10時00分に、最高人民裁判所法廷において、2007年9月27日付け第506号／…の刑事事件を審理した。

当事者

ビエンチャン首都人民検察……………原告
ムンマニー (男性) 年齢：46歳, 国籍：ラオス, 職業：職員, 住所：ボンパナオ村
29丁目サイセッター郡, 首都ビエンチャン……………民事原告
サイケオ (男性) 年齢55歳, 国籍：ラオス, 祝業：定年退職した職員, チョムマニー
ガーン村32丁目サイセッター郡, 首都ビエンチャン……………被告人

被疑事項：交通事故現場からの逃走

身柄拘束の有無：在宅事件

裁判所は

ラオス人民民主共和国の名において、
2003年改正人民裁判所法に基づく人民裁判所の職権及び職務に基づき、
公判手続において本刑事事件を審理し、
公判手続において最高人民検察院の意見を聴収した

事件の内容

首都ビエンチャン人民検察院による2007年9月13日付け第654号/VCOPPの意見書によると、2007年5月29日午後8時頃、サイケオ（男性）はノンター村からポンパオ村に向かうために、ナンバープレート「3214」のヒュンダイのピックアップ車を運転していたが、ポントンサワート村のT字路に着いたところ、ムンマニー（男性）が運転していたナンバープレート「7633」のブランド名「タイガー」のピックアップ車が右側の道路沿いに停止していたが、ちょうど反対方面からバイクが向かってきていたため、サイケオ（男性）もタイガー車の左側に停止した。バイクが通り過ぎるとムンマニー（男性）のタイガー車が先に発進し、直後にサイケオ（男性）の車が道路の真ん中から発進した形だったが、サイケオ（男性）はタイガー車を追い越そうとしたが、追い越しきれなかったため、ヒュンダイ車の後部がタイガー車の前部にぶつかり、損傷させたにもかかわらず、サイケオ（男性）がそのまま運転して逃げて行ったため、ムンマニー（男性）がクラクションを鳴らしながら事故現場から約150m追跡してから、サイケオ（男性）が車を停止させた。サイケオ（男性）はその後刑事手続にかけられた。

首都ビエンチャン人民検察院は、2007年9月13日付け第1127号/VCOPPの起訴状により、刑法第87条に定められている交通事故現場からの逃走の疑いでサイケオ（男性）を起訴した。

事件の進行過程

「サイケオ（男性）（被告人）は交通事故現場からの逃走事件について有罪であり、被告人を6か月の懲役に処し、この刑の執行を猶予する¹⁸。さらに200,000キープ¹⁹の罰金を科す。被告人に対し民事原告の車を原状へと修理することを科す。被告人に対し30,000キープ²⁰の裁判費用の支払を科す」という原告、民事原告及び被告人の前で下した2008年1月16日付け第31号/……首都ビエンチャン人民裁判所による第一審判決を確認した。

¹⁸ 執行猶予期間の記載が無いが、ラオスで執行猶予とは5年の執行猶予を意味する（2017年刑法79条）。

¹⁹ 約2400円。

²⁰ 約360円。

サイケオ（男性）（被告人）による2008年1月18日付け第7号／……控訴予約状を確認した。

「ムンマニー（男性）による、この15か月間の行動が自分に損害を与えたため、85,600バーツ²¹の損害を賠償すること及び各書類の分析をすることを申し立てる」という2008年7月28日付け第351号／……の受付番号中部控訴審裁判所の窓口へ提出された2008年7月28日付けサイケオ（男性）（被告人）による控訴申立書を確認した。

「サイケオ（男性）（被告人）の交通事故現場からの逃走事件に関する首都ビエンチャン人民裁判所の判決は法律及び事件の事実に基づき適正に下されたものである」という2008年8月8日付け第164号／……の中部人民裁判所²²の意見書を確認した。

「首都ビエンチャン人民裁判所の判決をすべて維持し、サイケオ（男性）に対し30,000キープの控訴申立費用の支払を命じる」という中部裁判所による2008年8月18日付け第2008-155号／……控訴審判決を確認した。

サイケオ（男性）（被告人）による2008年9月4日付け第155号／……破棄審予約状を確認した。

「中部控訴審裁判所の判決は適法に判断されたものである」という2010年3月11日付け第34号／……の最高人民検察院の意見書を確認した。

判断

本刑事事件簿にある各書類を公判手続において検討した結果、

サイケオ（男性）（被告人）の破棄審予約状は2004年改正刑事訴訟法第96条所定の期間に従って提出されたものであるため、審理することにした。

サイケオ（男性）（被告人）は2008年9月4日付け第155号／……予約状により破棄審を予約したが、1年6か月18日が経過して、当該事件記録が最高人民裁判所の窓口へ届いた2010年3月22日になっても被告人破棄申立書を提出しなかったため、中部控訴審裁判所の判決に対する不服の理由や目的が不明である。サイケオ（男性）（被告人）による当該の権利の履行は、「裁判所の命令、処分又は判決に対する破棄申立又は異議申立がある場合、当事者又は人民検察院は、当該事件に対し判決を下した控訴審裁判所を通して、破棄審裁判所に破棄申立又は異議申立を提起しなければならない。控訴審裁判所は破棄申立期限、破棄申立書の作成、破棄申立費用及び申立者の権利等について、破棄申立者に案内しなければならない。控訴審裁判所は、破棄申立期限が過ぎた場合でも、破棄申立又は異議申立を受理しなければならない。控訴審裁判所は、破棄申立期間又は異議申立期間の終了後、3日以内に破棄申立書又は異議申立書を事件記録とともに破棄審裁判所に通達しなければならない」と規定する2004年改正刑事訴訟法第97条1項及び「破棄審裁判所は事件記録を受理してから2か月以内に事件を審理しなければならない」

²¹ 約28万7000円。ラオスでは自国通貨のキープのほか、タイバーツも流通している。

²² 原文どおりの翻訳。中部人民検察院の誤記だと思われる。

と規定する同条4項に違反している。

破棄審裁判所は、「中部控訴審裁判所の判決は適法に判断されたものである」という最高人民検察院の意見書は合理的であると判断する。

破棄審裁判所は上記の理由に基づき、中部控訴審裁判所の判決は事件の事実及び法律に適合して下されたものであるため、その全てを維持すると判断する。

サイケオ（男性）（被告人）が破棄申立人のため、40,000キープ²³の破棄申立費用の支払いを命じる。

2005年改正刑法第87条、2004年改正刑事訴訟法第95条、96条、97条、98条、99条、101条及び2006年裁判費用に関する法律第34条に基づき判断した。

よって

破棄審として、また、法的最終審として本事件について判決する。

事件の状況上：サイケオ（男性）（被告人）の破棄審予約状を受理する。

法律上：破棄申立書が存在しない

判決：中部控訴審裁判所による2008年8月18日付け第2008-155号／……
判決をすべて維持する。

サイケオ（男性）（被告人）に対し、40,000キープの破棄申立費用の支払を命じる。

本判決は本日より効力を生じる。

裁判長

書記官

トンマイ ムーンバンディット

ポンサクシット ソーブンニャー

²³ 約480円。

インドネシア新プロジェクトの概要 ～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上 及び紛争解決機能強化プロジェクト～

JICA長期派遣専門家

西尾 信員

1 はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）は、世界最多の1万3466もの大小の島々（島嶼）により構成される、国土総面積が約192万km²（我が国の約5倍・世界第14位）、令和2年（2020年）時点の人口が約2億7000万人（我が国の2倍超・世界第4位）、令和元年（2019年）の名目GDPが1兆1191億ドル（世界第16位）の大国である¹。首都であるジャカルタには、東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局やASEAN常駐代表部のほか、ASEAN日本政府代表部も置かれるなどしており、「ASEANの盟主」とも呼ばれている。

我が国にとって、インドネシアは安全保障上も経済上も極めて重要な国であり、政府の「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年（2013年）5月改訂）において、最重要国として位置付けられるとともに、「対インドネシア共和国 国別開発協力方針」（平成29年（2017年）9月）において、ビジネス・投資環境の改善や人材育成の支援等を通じた更なる経済成長への支援等がその重点分野とされている。

我が国のインドネシアに対する法制度整備支援²は、平成14年（2002年）から本格化した。すなわち、法務省は、同年から、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の枠組みを利用した研修や同省法務総合研究所（以下「法総研」という。）による調査等を通じて、インドネシア最高裁判所（以下「SC」という。）及び同法務人権省（以下「MOLHR」という。）関係者との交流を開始し、平成19年（2007年）から平成21年（2009年）には、JICAによる「インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト」が実施された。その後も、法務省は、SC副長官らの招へい、研修、共同研究及び現地調査を実施するなどして、交流を継続した。そして、平成27年（2015年）12月からは、JICAによる「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）が実施され、令和3年（2021年）9月をもって終了した。

今般、同年10月から、前プロジェクトに引き続いて、新たにJICAによる「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「新プロジェクト」という。）が開始した。本稿では、簡単に前プロジェクトの概要

¹ 以上の一般事情については、外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>）等を参照。

² 「法制度整備支援」とは、広義では、各省庁を含む政府、大学及び民間企業等の様々な主体による、あらゆる法領域に関わる支援・協力を指すものとも考えられるが、本稿では、主として法務省による支援・協力の文脈で使用するものとする。

を振り返った上で、新プロジェクトの形成過程及び概要について紹介することとした³。

2 前プロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」について

(1) 前プロジェクトの概要

前プロジェクトは、平成27年（2015年）12月から令和2年（2020年）12月までの5年間、MOLHR法規総局（以下「DGL」という。）、同知的財産総局（以下「DGIP」という。）⁴及びSCの3機関を実施機関（カウンターパート）とし、インドネシアにおける知的財産法を含むビジネス関連法令の法的整合性及び法執行手続の改善を上位目標、知的財産法に関する法的整合性向上のための体制整備及び知的財産の保護体制の強化をプロジェクト目標とするものとして開始した。このうち法務省が関与するDGL案件及びSC案件における具体的な活動としては、実施機関のメンバーとJICA長期派遣専門家（以下「長期専門家」という。）で構成されるプロジェクトチームにおいて、法令の起草・審査を担当するドラフター⁵や知財事件を担当する裁判官の人材育成、執務参考資料や判決集の作成等を支援することが予定されていた。

前プロジェクトの体制としては、我が国から長期専門家として、検察官出身者1名、特許庁出身者1名、裁判官出身者1名及び業務調整員2名⁶の計5名が派遣され、DGL案件については検察官出身者が、DGIP案件については特許庁出身者が、SC案件については裁判官出身者が、それぞれ主として担当することとなった⁷。また、SC案件については、我が国内に知的財産高等裁判所判事、弁護士（元知的財産高等裁判所長を含む。）及び法総研国際協力部（以下「ICD」という。）教官で構成される裁判所支援アドバイザーグループが設置された。

なお、DGL案件及びSC案件については、令和2年（2020年）3月頃以降のインドネシアにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響⁸を受けて、更なる活動期間を確保する必要が生じたことから、令和3年（2021年）9月までに期

³ インドネシアにおける法制度整備支援の経過並びに前プロジェクトの形成過程及び概要の詳細は、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」（ICD NEWS第67号・2016年6月号）及び竹内麻衣子「インドネシア・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（同第72号・2017年9月号）を参照。

⁴ MOLHRは、入国管理、矯正及び人権擁護等の業務を所管しているほか、民事法、刑事法及び知的財産法等の所管法令を起草し、あるいは他省庁が起草する法案の整合性を審査する業務（DGL）や、知的財産権に関する登録・審査等に関する業務（DGIP）等を所管している。その意味で、我が国でいえば法務省、特許庁及び内閣法制局に相当する機能を併せ持つ組織であるといえる。

⁵ ドラフターは、法令の起草・審査を担当する専門職員であり、MOLHRが実施する試験に合格して資格を取得する必要がある。

⁶ 前プロジェクトの開始当初に派遣された業務調整員は1名であったが、平成29年（2017年）11月から令和2年（2020年）12月までの期間は1名増員された。

⁷ なお、前プロジェクト期間中に派遣された長期専門家の合計人数は、検察官出身者2名、特許庁出身者2名、裁判官出身者3名及び業務調整員3名の計10名であった。

⁸ 令和2年（2020年）4月には、長期専門家が相当期間にわたる避難一時帰国を余儀なくされるなど、前プロジェクト活動は大きな影響を受けた。

間が延長された⁹。

(2) 前プロジェクトで実施した具体的な活動の内容

前プロジェクトで実施したDGL案件及びSC案件に関する具体的な活動は、以下のとおりであった。

ア DGL案件

まず、法的整合性の向上を図る前提となる手続の整備を目的として、令和元年(2019年)、「法令の制定に関する2011年法律第12号」の改正を内容とする「2019年法律第15号」が制定された¹⁰。

次に、法令の起草・審査のための執務参考資料としては、令和元年(2019年)12月、中央政府で法律等の起草・審査を担当するドラフター等が使用する「法制執務Q&A中央編」¹¹が刊行され、地方政府やMOLHRの地方事務所で条例等の起草・審査を担当するドラフター等が使用する「法制執務Q&A条例編」の刊行も間近となっている。また、ドラフターの養成等を目的として、法務省の協力の下で、地方セミナー¹²や、本邦研修¹³ないしオンラインセミナー¹⁴等が実施された。

なお、前プロジェクト期間中に、具体的な知的財産法令の改正に向けた取組みもなされたところであり、改正特許法(2016年第13号)及び改正商標法(2016年第20号)並びにこれらに関する施行規則(大臣令)等が制定され、実際に法的整合性の向上等が図られた¹⁵。

⁹ DGI P案件については、当初の予定どおり、令和2年(2020年)12月をもって終了し、特許庁出身者である長期専門家も業務を完了して帰国するに至った。

¹⁰ 「法令の制定に関する2011年法律第12号」及び「2019年法律第15号」は、インドネシアの法令の体系及び制定手続等を定めた法令の体系に関わる基本的な法律である。詳細は、横幕孝介「法令の制定に関する2011年法律第12号の改正をめぐる状況」(ICD NEWS第73号・2017年12月号)を参照。

¹¹ 法制執務Q&A中央編は、全5章(第1章:法令の定義、原則、種類及び内容、第2章:法令の制定、第3章:法令の周知、国民の参加及び翻訳、第4章:法令審査、第5章:法令策定技術)より成っており、知財分野に限られない法令一般の制定過程における論点等が網羅的にQ&A方式でまとめられたものであり、MOLHRの全てのドラフター、その他の中央省庁の法律部門、MOLHRの地方事務所及び地方政府等に配布され、ドラフターによる法案の起草・審査やドラフター候補者に対する講義等の執務に大いに活用されている。詳細は、庄地美菜子「インドネシアに対する法整備支援法的整合性の向上を目指して」(ICD NEWS第87号・2021年6月号)を参照。

¹² 地方セミナーは、前プロジェクト期間中、合計12回にわたって、インドネシア各地(西ジャワ、ジョグジャカルタ、北スマトラ、西スマトラ、パンカ・ピリトゥン、西カリマンタン、東カリマンタン、西ヌサ・トゥンガラ、東ヌサ・トゥンガラ及びバリ)において実施された。

¹³ 本邦研修は、合計10回(DGI P案件及びSC案件との共催を含む。)にわたって実施された。その内容としては、我が国の行政機関の職員、教育機関の教員、弁護士及びICD教官らによる講義のほか、裁判所(最高裁判所、司法研修所及び知的財産高等裁判所等)、行政機関(衆議院法制局、内閣法制局、法務省、特許庁、文化庁及び東京税関等)、地方自治体(東京都、大阪府堺市及び兵庫県芦屋市等)、教育機関(京都大学及び早稲田大学等)及び民間企業等への訪問等も含まれていた。

¹⁴ 令和3年(2021年)9月1日、我が国法務省民事局参事官による我が国の法制実務に関する講義ビデオの視聴及びこれを踏まえた同省大臣官房参事官による質疑応答セッションを内容とするものであり、ドラフターを含む多数のインドネシア政府関係者が参加した。詳細は、庄地美菜子「インドネシア法整備支援オンラインセミナー(法令の整合性確保のための方策について)」(本誌)参照。

¹⁵ 改正前2001年商標法では、「指定商品が非類似である周知商標」の取扱いが問題となっていた。

すなわち、2001年商標法6条は、「標章登録出願は、次に掲げる場合に、総局(DGI P)により拒絶される」ものとし(1項柱書)、その場合の一つとして、「同種の商品及び/又はサービスに対して、他の者の所有する著名商標と要部又は全体において同一性を有する場合」を定めるとともに(同項b)、「1項bの規定は、更に政令で規定する条件を満たす限り、同一でない商品又はサービスに対しても適用される」と定めていたが(2項)、同項にいう「政令」は定められていなかった。このような状況において、SCの判決は、「指定商品が非類似である周知商標」に基づく商標登録取消(無効)訴訟の場において、当該「政令」の規定がない以上は商標登録を無効とすることはできないとするものと、国際条約(パリ条約及びTRIPS協定)の精神から商標登録を無効とすることができるものとは分かれていた。

しかし、2016年改正商標法及び同法施行規則(大臣令)の施行により、上記問題は一応解決した。

イ SC案件

まず、知財事件を担当する裁判官の人材育成としては、司法研修所が長期専門家の支援を受けて主催するものとして、従前から存在する「商事裁判所¹⁶裁判官資格付与研修」¹⁷が実施されたほか、全国の裁判官を対象として知的財産法に関する基礎知識の普及を図る集合研修である「エレメンタリーコース」¹⁸が新設・実施された。また、SC及びJICAが主催するものとして、全国の裁判官を対象として知的財産法に関する基礎知識の普及を図る出張研修である「ショートコース」¹⁹が新設・実施された。さらに、法務省や裁判所支援アドバイザーグループの協力の下で、上記各研修を担当する講師の育成等を目的として、本邦研修²⁰や現地セミナーが実施されるなどした。

次に、知財事件に関する研修の教材ないし執務参考資料としては、平成30年（2018年）11月に「判決集第1集」（知財事件全般）²¹が刊行され、「判決集第2集」（商標の類否等）²²の刊行も間近な状況となっている。また、「商標ガイドブック」²³の作成も進められている。

さらに、知的財産権侵害品に対する水際措置や仮処分手続に関する規則改正のための活動としては、令和元年（2019年）12月、「一時的差止命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第4号」の改正を内容とする「インドネシア共和国最高裁判所規則2019年第6号」が制定された²⁴。

¹⁶ 商事裁判所は、知財事件の大部分（特許法、商標法、意匠法、著作権法及び半導体集積回路配置設計法に関する民事事件）及び倒産事件の第一審を専属的に管轄する特別法廷であり、全国5か所の地方裁判所（中央ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン及びマカッサル）に設置されている。商事裁判所の裁判官になるためには、司法研修所が実施する資格付与研修を受けて、その研修中に行われる試験に合格し、当該資格を付与される必要がある。上記知財事件に関する商事裁判所の判決に対する不服申立ては、SCに対する上告のみとされている。

商事裁判所を含むインドネシアの司法制度の概要については、間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(1)」（ICD NEWS第69号・2016年12月号）及び「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」（同第72号・2017年9月号）を参照。

¹⁷ 商事裁判所裁判官資格付与研修は、毎年1回、（最近では）1か月強の期間にわたって実施されるものであるが、前プロジェクト期間中、その一部の講義（国際条約等）について、長期専門家が依頼を受けて担当することもあった。

¹⁸ エレメンタリーコースは、前プロジェクト期間中、①平成30年（2018年）7月16日から同月20日まで及び②令和2年（2020年）9月18日から同年10月12日までの合計2回にわたって実施された（なお、2回目はオンライン研修であった。）。

¹⁹ ショートコースは、前プロジェクト期間中、合計16回にわたって、合計15都市（①ジャワ島のジャカルタ、バンドン、スマラン、ジョグジャカルタ及びスラバヤ、②スマトラ島のアチェ、メダン、プカンバル、プキティング及びパレンバン、③カリマンタン島のサマリダ、④バリ島のデンパサール、⑤スラウェシ島のマナド及びマカッサル並びに⑥アンボン島のアンボン）において実施されたところ、非常に好評であった。なお、ショートコースの機会に、各地の地方裁判所への表敬訪問及びそこで勤務する裁判官らとの意見交換会も実施された。

²⁰ 本邦研修は、前プロジェクト期間中、合計6回（DGL案件及びDGIP案件との共同開催を含む。）にわたって実施された。その内容としては、我が国の裁判官、弁護士及びICD教官らによる講義のほか、裁判所（最高裁判所、司法研修所、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所知的財産権専門部等）及び行政機関（内閣法制局、特許庁及び東京税関等）等への訪問等も含まれていた。

²¹ 判決集第1集は、知財事件全般（特許事件、商標事件及び著作権事件等）を取り上げ、インドネシアの知財事件8件に係る各審級の判決及び我が国裁判所（最高裁判所及び知的財産高等裁判所等）の判決9件が掲載されており、SCや商事裁判所の裁判官らに配布・活用されている。詳細は、石神有吾「インドネシアにおける知財判例集の作成について」（ICD NEWS第74号・2018年3月号）を参照。

²² 判決集第2集は、主として商標の類否、悪意出願及び周知性に関するインドネシアの商標事件10件に係る各審級の判決をまとめた資料及び我が国知的財産高等裁判所の判決14件が掲載される予定である。なお、インドネシアでは、知財事件全体に占める商標事件の件数が極めて多くなっており（前掲「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」参照）、特に商標の類否に関する判断基準を明確にしたいという要望が強い。

²³ 商標ガイドブックは、DGIPにおける商標の出願・審査手続や商事裁判所が取り扱う各種の商標事件等についての手続の流れや実体要件を商標法等の規定に基づいて説明する、商標事件処理のための執務参考資料である。

²⁴ 「仮処分決定に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第5号」については、改正に至っていない。

3 新プロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」について

(1) 新プロジェクトの形成経過

前プロジェクトの期間中である令和元年（2019年）以降、インドネシアの実施機関のうちDGL及びSCから、引き続き我が国政府に対して法制度整備支援を継続して欲しいとの要請が示された。

具体的には、DGLからは、法令の起草・審査を担当するドラフター的能力向上のための研修や執務参考資料の充実について強い要望が示された。また、SCからは、知財事件を担当する裁判官の紛争処理能力向上のための研修の充実（特に商事裁判所の裁判官として執務している者を対象とする研修の新設）や、知財事件に関する更なる執務参考資料の作成・普及について強い要望が示された。

令和2年（2020年）3月、日本政府において、DGL及びSCを実施機関とするJICA技術協力プロジェクト案件が正式に採択された。そして、新プロジェクトに関する技術協力事業合意文書（Record of Discussion=R/D）の締結に向けて、各実施機関との間で細部を詰めるための詳細計画策定調査等が進められ、令和3年（2021年）4月6日にはSCとの間で、同月14日にはDGLとの間で、それぞれ新プロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」に関するR/Dが締結され、同年10月1日から新プロジェクトが開始された。

(2) 新プロジェクトの概要

新プロジェクトの概要は、次のとおりである。

【期 間】 令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの4年間

【実施機関】 DGL及びSC

【上位目標】 ビジネス界における法的な予見可能性が改善する。

【プロジェクト目標】

- ①法令間の整合性確保に関するドラフター的能力が向上する（DGL）。
- ②知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する（SC）。

【成 果】

- ①法令間の整合性確保に関するドラフター的能力を向上させるための研修教材が作成され、これを用いたドラフターを対象とする研修が実施され、当該研修を改善する取組みがなされる（DGL）。
- ②裁判官に対して、知財紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に関する能力を向上させるための教材が作成され、研修が実施される（SC）。
- ③知財紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁

判に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及される（SC）。

【長期専門家】計3名（検察官出身者1名（DGL案件担当）、裁判官出身者1名（SC案件担当）²⁵及び業務調整員1名）

【日本側協力機関】法務省、最高裁判所及び裁判所支援アドバイザーグループ

(3) 新プロジェクトで実施予定の具体的な活動内容

新プロジェクトにおいても、概ね前プロジェクトと同様の活動を継続していくことが予定されているが、前記の前プロジェクトの活動経過や実施機関の要望等を踏まえて検討されている具体的な活動内容は、以下のとおりである。

ア DGL案件

まず、DGL案件においては、ビジネス界における法的な予見可能性の改善という観点から、知財分野に限らず、法令一般の起草・審査を担当するドラフターの能力向上をプロジェクト目標としており、インドネシアにおける法令間の不整合が生じる原因の特定、ドラフターに対する研修教材の作成、研修講師の育成及び研修の実施等（活動①）が具体的な活動として予定されている。特に、法令間の不整合が生じる原因の特定に関する活動においては、法的整合性が確保できない原因を探求するだけでなく、その具体的な解決方法を考案していくことが重要であり、それを踏まえて、更なるドラフターの能力向上を図るための活動を行っていくことになると思われる。そして、前プロジェクトの成果物である「法制執務Q&A」についても、利用者側のニーズを踏まえるとともに、より複雑な論点に関する記載を盛り込む形での改訂の必要性を検討していくことになると思われる。

イ SC案件

他方、SC案件については、従前に引き続き、知財事件等を担当する裁判官の紛争処理能力の向上及び裁判の予見可能性の向上が期待されており、知財事件等を担当する裁判官に対する研修教材の作成、研修講師の育成及び研修の実施（活動②）と、知財事件等に関する執務参考資料の作成、公開及び普及（活動③）に焦点が当てられている。具体的には、全国の裁判官を対象として知的財産法に関する基礎知識の普及を図る出張研修である「ショートコース」の継続とともに、商事裁判所の裁判官として執務している者を対象として知的財産法に関する知識の向上を図る集合研修である「アドバンストコース」の新設・実施が期待されている。また、インドネシアにおいて商標事件の次に事件数の多い著作権事件について、「判決集第3集」や「著作権事件ガイドブック」の作成が期待されているところであり、今後はこれらの刊行を目指した活動が進んでいくものと思われる。

なお、DGL案件及びSC案件については、M o L H RとSCが、知的財産法令

²⁵ 裁判官出身者については、当職が、前プロジェクトの長期専門家として派遣され令和3年（2021年）9月で任期を終了した細井直彰前専門家に引き続いて新プロジェクトの開始時期である同年10月1日に派遣される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、派遣時期が同年11月18日に延期となった。

の不整合等の問題点を共有して、その改善の契機を得るとともに、その改善が裁判所による知財事件の裁判の改善にもつながるといった相乗効果が得られることも期待されよう。

4 終わりに

前プロジェクトにおいては、各種関係機関の協力の下で、着実に成果を上げてきたところであったが、予定期間の終期に近づいた令和2年（2020年）3月頃以降のインドネシアにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、本来予定していた活動に多大な支障が生じた。

現時点においても、新型コロナウイルス感染症の感染収束の見通しが立っているとはいえ、新プロジェクトの開始後の活動にも様々な制約があることが予想される場所であるが、インドネシアにおける感染者数は減少傾向にあり、DGL及びSCにおける出勤制限も緩和されつつある。

新プロジェクトにおいては、前プロジェクトで築かれた各種関係機関との関係や成果を活用し、インドネシアの法令の整合性確保のためのドラフターの能力の向上及びビジネス関連事件に関する裁判官の能力の向上を図り、ひいてはビジネス界における法的な予見可能性の改善が図られることを通じて、我が国の企業によるインドネシアへの投資を促進し、もって両国の相互発展の一助となることができれば幸いである。

引き続き、新プロジェクトに対する皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いし、本稿を締めくくることとしたい。

活動報告

【会合】

第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム (C o I - Y F) の開催について

国際協力部教官

黒木宏太

第1 はじめに

2021年10月9日及び同月10日の2日間にわたり、東京国際フォーラムにおいて、法務省主催、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、外務省、日本弁護士連合会の後援のもと、第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（C o I - Y F）（以下「本フォーラム」という。）が開催された。今回のフォーラムは、新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式で開催され、41か国から約120名の若者が参加した。法務総合研究所からは、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）から、奥田善紀教官、大塚武陽教官及び宮川円教官が、当部から、庄地美菜子教官、伊藤みずき教官及び当職が、モデレーター等の役割¹で参加した。

2021年2月の京都コンgress・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都コンgressに提出された。その勧告は、京都コンgressの議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられた。また、京都コンgressの成果文書である「京都宣言」では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

そこで、法務省では、京都コンgressの成果展開（レガシー）として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期的で開催することとし、今回はその第1回を開催したものである。本稿では本フォーラムの背景及び概要について記すこととする。

なお、本稿記載の意見にわたる部分については、当職及び担当教官の個人的見解である。

第2 グローバルユースフォーラムの概要と本フォーラムのテーマ

「法遵守の文化」とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化を意味する。このグローバルユースフォーラムの名称には、持続可能な開発目標（SDGs）達成の基盤となる「法遵守の文化」を次世代社会の原動力であ

¹ 具体的には、分科会1サブグループ2につき当職、分科会2サブグループ1につき庄地教官・伊藤教官、同サブグループ2につき大塚教官、同サブグループ3につき奥田教官がそれぞれモデレーターを担当し、宮川教官が分科会2の勧告案の取りまとめをサポートした。本稿の文責は当職にあるが、第4記載の分科会2の感想部分は、各教官に執筆協力をいただいた。

る若者ととも醸成していきたいという思いが込められている。

世界各国から集った若者たちが、個々のバックグラウンドの多様性だけでなく、自分の属する社会で培われてきた文化・伝統やそれに基づく法制度の違いを認識し、その多様性に対する気付きを得ることは非常に大切なことである。その気付きにより、若者たちが自分たちの社会や制度に対する理解を深めつつ、互いの違いを事実として受け入れ、それぞれの社会におけるオーダーメイドの「法遵守の文化」、更には今後の世界全体の在り方について議論することは、ユースフォーラムならでの意義だと考えられる。

本フォーラムでは、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマのもと、「成年年齢に達することと社会への参画」及び「コロナ後の犯罪防止・刑事司法」を議題とする分科会（Group Session）に分かれ、世界各国の若者が議論を行った。これらのテーマは、コロナ禍で社会に分断や格差がもたらされている中、SDGs達成のために重要なものである。本フォーラムの議論の成果として取りまとめられた「勧告」は、2021年11月に行われた国連の犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）に提出された。

第3 本フォーラムの概要

本フォーラムの主なスケジュールは、以下のとおりである。

1日目（10月9日）

- ・ オープニングセレモニー
- ・ オープニングプレナリー
- ・ （分科会1、分科会2に分かれて）サブグループでの議論

各分科会の中で、さらに5つのサブグループ（Sub Group）に分かれることで、各サブグループにつき、モデレーター1名+参加者最大12名の少人数で議論することができた。例えば、当職は、分科会1（「成年年齢に達することと社会への参画」）のサブグループ2のモデレーターであり、当職のサブグループには10名程度の参加者（来場、オンライン）がいた。



【分科会1サブグループ2の様子】

- ・ **（各分科会内での）中間報告**

分科会ごとに、5つのサブグループの代表者が、各サブグループで議論した内容を当該分科会全体に報告した。各サブグループ間で議論の状況をいったん他のサブグループにも共有し、その後の議論に活かすためである。例えば、当職担当の分科会1サブグループ2からは、代表者1名が、約5分で、議論した内容を分科会1の全体に報告した。

2日目（10月10日）

- ・ **（分科会1，分科会2に分かれて）サブグループでの議論（続き）**

- ・ **（各分科会内での）最終報告**

最終報告でも、分科会ごとに、5つのサブグループの代表者が、各サブグループで議論した内容を当該分科会全体に報告した。ここでの報告を基礎として、その分科会のラポルトゥール（Rapporteur）が勧告案のドラフトを作成した。

- ・ **（各分科会内での）勧告案のドラフトの承認**

ラポルトゥールの作成した勧告案のドラフトにつき、議論した上で、修正等を行った。具体的には、まず、各分科会のラポルトゥールが、参加者に対し、勧告案を読み上げた。次に、修正の提案のある参加者は、簡潔な理由と共に具体的な修正文言の提案を行うなどした。修正意見が出尽くしたところで、ラポルトゥールがこれを確認し、リードモデレーターが、分科会による承認が得られたことを宣言して、勧告案のドラフトの承認となった。

- ・ **クロージングプレナリー（全体会合）**

議長が、自身の作成した勧告案の前文について紹介し、引き続き各分科会のラポルトゥールが、各分科会において承認された勧告案の内容について説明し、その後、勧告案全体が採択された。

- ・ **クロージングセレモニー**



【会場（東京国際フォーラム）の様子】

第4 本フォーラムでの議論と感想

【分科会1について】

当職の担当した分科会1サブグループ2では、「成年年齢に達することと社会への参画」というテーマにつき、各国の事情や背景を踏まえた、活発な議論がされた。例えば、大人になるということを考える際に、そもそも **independent** という言葉は何を意味するのだろうかということから、様々な議論がされ、経済的な点のみならず、心理的・身体的・生物学的な話などにまで話が及んだ。また、大人への準備として、教育などにより準備する必要があるが、徐々に能力を鍛えていく面があるという話や、他方で、飲酒などのように一定の年齢に達すると合法となるものについてはどのように向き合うかなどが議論された。また、若者として社会に対して声を上げることについて、勇気をもって声を上げることは大事であるという点では一致をみたが、一方で声を上げた若者が誹謗中傷にあうことがあり得ることなどをどう考えるかということなども議論された。さらに、新型コロナは、社会に様々な困難をもたらしたが、オンライン教育を促進した面など良い面もあることが議論されたほか、そもそもの話として、インターネット環境が十分でない人々と十分な人々の分断や格差にどう向き合うかというような話も議論された。ここに述べた以外にも、広いテーマにつき深い議論がされた。オンライン、かつ、多くの参加者にとって第二言語である英語でこのような議論ができたことは素晴らしいことであると思う。

当職は、裁判官出身の教官であるが、裁判官にとって、例えば、民事事件における原告・被告、刑事事件における検察官・弁護人・被告人等のように、異なる立場の意見を尊重するということが重要なことである。参加者の若者達が、互いの立場を尊重しながらも、自分の意見を率直に述べていたことに、感銘を受けた。また、新型コロナの影響の文脈で、オンラインに代替可能なものとそうでないものについて議論をしたが、やはり人に対面で会うことの価値は代替不可能なものであろう。参加者の若者達は、こうしてオンラインで繋がることができたわけで、今後は直接会うなどしながら、ネットワークを作り、社会をより良い方向へと変化させていってくれることを期待している。

【分科会2について²】

★ サブグループ1（庄地教官・伊藤教官担当）

新型コロナウイルスの蔓延による人々の不安の高まりにより根拠のない情報が拡散され、それによって差別・偏見に起因する犯罪が増加したこと、長く続くロックダウンによりICT化が促進された反面、青少年が加害者及び被害者となるインターネット犯罪やネットいじめが蔓延するようになったこと、その背景には、加害者自身が抱える心配事や悩みがあり、それを政府機関はそれに対してもアプローチすることが必要であることなど、幅広い観点から様々な意見が出された。参加者に

² 分科会2については、各担当教官よりコメントをいただいた。この場を借りて、感謝申し上げます。

とつても極めて身近な問題である新型コロナウイルスの蔓延の中、浮き彫りとなった各国が抱える社会問題について、それぞれが真摯に向き合い、解決策を真剣に考える大変充実した議論となった。

そのように参加者が意見を活発に交わす中で、今の社会においては、若者が課題解決のために果たす役割は大きくないとみなされる傾向にあるが、実際には、今回の参加者のように若者は課題解決に向けた強い意欲や自らの意見を持っているのであるから、若者が声を上げ、それに耳を傾けるような場が必要であること、このユースフォーラムもその場の一つとして活用できる旨の意見や、コロナ禍で顕著となったネット犯罪と闘うには実務家の能力構築も必須であり、若者のICT、特にSNSに関する知識・経験もこれに寄与できるとの意見も見られた。自らが社会における重要なアクターであると考え、社会的課題の解決に真剣に取り組もうとしている若者達のパワーに感銘を受けるとともに、そのパワーを活かし、更に大きく育てていけるような社会の実現のためにも、本フォーラムが果たす役割が大きいことを感じた。

★ サブグループ2（大塚教官担当）

新型コロナウイルスにより増幅した社会経済的な不平等について、各国の実情の共有から議論が始まった。観光など多くの産業分野が打撃を受け、目に見えて生活が激変した人々の生活の立て直しはもちろんのこと、インフォーマル部門の仕事をしてきた人達、若者や障害を持つ人達など、弱い立場にあることで一層苦境に立たされた人達に手を差し伸べる必要性が主張された。また、ICTを用いた教育機会が広がった一方で、その恩恵にあずかれない人達、地方への普及の遅れという課題、デジタル環境で増えてきた詐欺や性犯罪など、デジタル化の進展に伴う功罪についても意見が交わされた。さらに、コロナ禍で追い込まれ、孤立する人々の精神面の問題については、DVを始めとする犯罪との関連においても、精神面や法律面での統合的なケアの重要性が強調された。SDGsにも深く関連するこうした社会的課題に対して、若者自身が支援や啓発の主体として行動できるよう、若者の団体と国際機関や政府機関とのパートナーシップの強化や、活動への適切な支援などが熱く語られ、参加者の社会問題への感度や主体性の高さに大いに勇気付けられる思いがした。

★ サブグループ3（奥田教官担当）

新型コロナウイルスの影響で一層浮き彫りになった諸課題（フェイクニュースの拡散、ネットいじめ等）への対応策の一つとして、教育の重要性、とりわけメディアリテラシーの向上を指摘する意見が多かった。具体的には、政府・マスメディアに対し国民が必要とする情報を適時かつ正確に国民に伝えることを求めることを前提として、受け手側である若者も、自らその情報を検証・熟考し、適切に活用・発信しなければならないということである。現代の若者は、単に情報を取得するだけの立場ではなく、自ら発信するツールも得ているのであって、その在り方にまで

意識を向けた上での意見であって、正に若者ならではの視点であると感じた。一方で、経済格差や貧困の背景に汚職の問題が横たわっているという意見もアフリカからの参加者から出されており、こちらの想定していた課題にとらわれることなく、自らの国の汚職の実情を説明し、それに対する対応策についての意見を述べる若者を見て、改めて若者の社会問題に取り組む熱量の高さを感じた。

第5 終わりに

冒頭でも記載したとおり、本フォーラムは、法務省にとって、京都 kongress の成果展開（レガシー）として定期開催することとした、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の初回である。そのため、開催する前はどのようなになるか手探りのようなところもあったが、参加者が、積極的かつ意欲的に議論してくれたおかげで、活気溢れる素晴らしいフォーラムとなったと思う。

今後も、このグローバルユースフォーラムは定期的で開催されていくこととなるが、引き続き、活発な議論がされることを期待したい。



【法務総合研究所（UNAFEI，国際協力部）のブースの様子】

【国際研修・共同研究】

カンボジア王立司法学院とのオンラインセミナー

国際協力部教官

伊藤 みずき

第1 はじめに

2020年1月、法務総合研究所は、カンボジア王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions: RAJP）¹との間で協力覚書（MOC）を締結したところ²、本年8月26日、同MOCに基づき、RAJPとの間でオンラインセミナー（以下「本セミナー」という。）を実施した。

MOC締結後、2020年3月にプノンペンにおいてセミナーを実施する予定であったが、COVID-19の影響で延期となり、その後、RAJPの学生向けにオンラインセミナーを実施する予定であったものの、カンボジア国内における感染拡大の影響によりRAJPが閉鎖されるなどしたためにそれも延期となるという経過を辿り、ようやく本セミナーが実現した。

これまで、当部において、RAJPにおける教育の課題とそれに基づく支援のニーズを探るため、RAJP幹部及びRAJPにおいて教鞭を執る現役の裁判官である教官³との協議を継続してきたところ、RAJP側からは、「教官によってレベルの差があり、教官によってはどのように講義を進めて良いか悩みを抱えている場合もある」といった声が聞かれた。

本セミナーは、RAJPの学生ではなく、RAJP教官を対象とし、基本的な貸金返還請求事案を題材に、当部教官が講義を実演⁴するとともに、RAJP教官との間で、貸金返還請求権の成立要件に関して討議をすることを目的として実施した。

第2 本セミナーの内容

1 実施日時

2021年8月26日午前11時30分から午後6時（日本時間）まで（2時間の昼休憩含む）

2 参加者

（日本側）

国際協力部 内藤晋太郎部長、黒木宏太教官、及川裕美教官、原島隆寛専門官、本職

¹ RAJPは、裁判官・検察官養成校、執行官養成校、書記官養成校、公証人養成校で構成される法律専門家の教育機関である。

² 締結の経緯等については、ICD NEWS第83号（2020年6月）128頁～を参照されたい。

³ 日本の司法研修所と異なり、専従の教官がおらず、現役の裁判官が裁判実務を担当する傍ら、教官を併任している。

⁴ 当部教官が、学生向けの講義のサンプルとして、RAJP教官の前で講義を実演し、講義の進め方に困難を感じているRAJP教官の参考にしてもらいたいという趣旨であった。

(カンボジア側)

チョン・プロロン R A J P 学院長ほか R A J P 幹部, R A J P 教官, 現役の裁判官及び検察官⁵

合計約 50 名

(通訳)

山崎幸恵氏

3 本セミナーの内容

講義は、裁判官出身の黒木教官が担当し、講義をする中で参加者に質問を投げかけて発言を求めながら議論して理解を深めていく、いわゆるソクラテスメソッドの手法で進められ⁶、「原告が被告に現金 3000 ドルを貸したが、被告が返済しないことから、原告が貸金の返還を求める」というシンプルな事案を題材に、原告が主張する権利の内容、その根拠条文、権利の発生要件について議論した。学生向けの講義として、要件事実を丸暗記するのではなく、条文から要件事実を議論できることが重要であるという観点から、このような内容を取り上げることとなった。

まず、原告が主張する権利は、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権であることを確認した後、その根拠条文としては、カンボジア民法（以下単に「法」という。）578 条⁷が挙げられた。

その他に根拠となり得る条文として、債務者の債務の履行義務を規定する法 384 条⁸や債務の履行請求権を規定する法 385 条⁹が挙げられ、参加者からは、法 578 条は消費貸借についての個別規定である一方、法 384 条及び 385 条は債権債務についての一般規定であり、これらはいずれも貸金返還請求権の根拠となるとの意見が出された。

さらに、黒木教官が、債務不履行について規定する法 389 条、390 条及び 391 条¹⁰については根拠条文として挙げるべきかを問うと、これらの債務不履行の

⁵ これまでの協議の中で、当部と R A J P との活動の一環として、R A J P において教官を中心に複数のワーキンググループを組織し、各グループごとに設定するテーマに沿って研究をするという提案が R A J P からなされており、その活動に R A J P 教官のアシスタントとして有志で参加することとなった現役の裁判官や検察官である。

⁶ 上述のとおり、カンボジア側の「教官によってはどのように講義を進めて良いか悩みを抱えている場合もある」という悩みを受けて、日本のロースクールで一般的に行われているソクラテスメソッドにて進められることとなった。

⁷ 民法 578 条（消費貸借の定義）

消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、穀その他の代替物を、一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後に、貸主から受領した物と種類、品質および数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう。

⁸ 民法 384 条（債務者の債務の履行義務）

(1) 債務者は、契約の趣旨および信義誠実の原則に従って、その債務を履行しなければならない。

(2) 第 1 項の基準に基づいてなされた履行は弁済として債務を消滅させる。

⁹ 民法 385 条（債務の履行請求権）

(1) 債権者は債務者に対して裁判外または裁判で債務の履行を請求することができる。

(2) 第 1 項の規定にかかわらず、契約当事者間で裁判上の履行を請求しない旨の合意がある場合には、債権者は裁判上の履行を請求することはできない。

(3) 第 2 項に該当するために裁判上の履行請求権が制限される場合であっても、債務者が任意に履行したときは、債権者はその給付を弁済として受領し、保持することができる。

¹⁰ 民法 389 条（債務不履行の定義および態様）

債務不履行とは、債務者が契約から生じる義務を履行しなかった場合を言う。その態様には、次のものがある。

1 履行の遅延により履行期に履行ができなかった場合

2 履行することが不可能である場合

3 債務の趣旨に従って完全な履行をしなかった場合

一般規定についても挙げるべきという意見と、消費貸借契約についての個別規定のみを挙げれば足りるといった意見が出された。

このように根拠条文を確認した後、貸金返還請求権の成立要件についての議論に移ったが、RAJP教官のみならず、教官のアシスタントとして参加した現役の裁判官や検察官からも、実に様々な意見が出された。

黒木教官からは、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の成立要件としては、

- ① 金銭の返還合意
- ② ①に基づく金銭の交付
- ③ 弁済期の合意
- ④ 弁済期の到来

が考えられることを説明し¹¹、更にこれらに加えて、

- ⑤ 金銭の返還合意と弁済期の合意が書面でなされたこと
- ⑥ YがXに対して金銭を返還しないこと

という2点も要件として必要となるかについて問いかけると、様々な議論が交わされた。例えば⑥については、債権者の権利発生のためには債務者が履行しないことが必要であるとして⑥の金銭を返還しないことが要件として必要であるという意見が出た一方、貸金返還請求権の発生要件としては不要であるという意見も出された。日本においては、金銭を返還しないことについては、貸金返還請求権の発生要件としては不要であり、返還した事実は被告が主張すべき抗弁であると考えられているところ、一部の参加者においてはその点の区別を意識することなく要件として挙げていることがうかがわれた。本セミナーにおいては、時間の関係上、要件事実の詳細にまで踏み込んで議論することはしなかったため、次回以降、更に議論が深められることを期待したい。

4 その他債務の趣旨に従った履行がなかった場合

民法390条（債務不履行に対する救済手段）

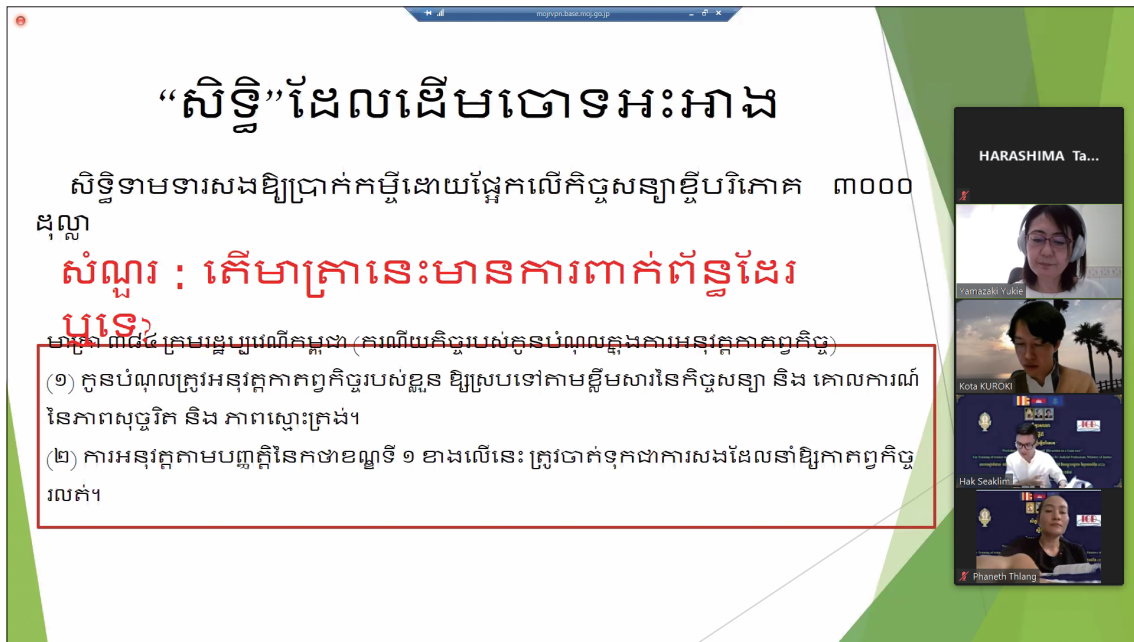
債務者の債務不履行があった場合には、債権者は本第4章第2節（契約違反に対する救済）から第4節（契約の解除）までの規定に従い、履行の強制、損害賠償、または契約の解除を求めることができる。

民法391条（履行遅滞）

債務者は次の時点において履行をしなかった場合に履行遅滞となる。

- 1 債務の履行について確定期限があるときは、その期限の到来した時。
- 2 債務の履行について不確定の期限があるときは、債務者が期限の到来したことを知った時。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者が履行の請求を受けた時。

¹¹ カンボジア民法においては、消費貸借契約は、要物契約ではなく、当事者の合意によってのみ成立する諾成契約とされているところ（民法579条 消費貸借契約は、貸主と借主の合意のみによって成立する。）、本セミナーでは、金銭の交付が貸金返還請求権の成立要件として必要な理由について、消費貸借契約は金銭の交付を当然の前提としているという意見が参加者から出された。



【講義の様子】

第3 おわりに

日本が起草支援したカンボジア民法の適用開始から約10年が経過したが、カンボジアでは、現在でも裁判官をはじめとする法律家の民法に対する理解が不十分であることを指摘する声が聞かれるものの、本セミナーを通じて、RAJP教官の中では、民法の各条文についての理解は進んでいることが感じられた。他方、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の成立要件について様々な意見が出され、カンボジアにおいては、権利の発生要件が何かについて統一の見解がなく、裁判官によって異なる判断がされていることがうかがえ、「考え方が統一されておらず、どう考えたら良いか悩むことがある」とのRAJP教官の切実な声が聞かれた。

本セミナーで扱った貸金返還請求権の成立要件ひとつとっても、日本における考え方がそのままカンボジアに適用されることが必ずしも正しいとは思われず、カンボジア独自の考え方を地道に構築していく必要がある。カンボジアの皆さんがその道筋をつけるために、共に考え、サポートしていくべく、今後も充実したセミナー等の活動を継続していきたい。

最後に、本セミナーの実現に協力して下さったRAJP関係者の皆さま（個人的には、当部との連絡窓口であり、本セミナーのために当部とRAJPのロゴ入りの背景画像を作成するなど準備に奔走して下さったRAJPのdeputy directorであるシンアイさんに特に御礼を申し上げたい。）、本セミナー直前まで何度もスケジュールが変更になるなど多大なご迷惑をおかけし、当日は長時間にわたって素晴らしい通訳をしてくださった山崎幸恵さん、RAJPとの連絡調整やセミナー資料にコメントを下さるなどして御協力をいただいたカンボジア長期派遣専門家をはじめとする全ての関係者の皆さまに、この場を借りて御礼を申し上げます。



【本セミナーのオープニングリマークスの様子】
 ※背景画像は、R A J P シンアイさん作成のもの



【セミナー終了時の様子（参加者の一部）】

ラオス刑法における未遂犯 －ラオス国立司法研修所との共同セミナーより－

国際協力部教官
矢尾板 隼

第1 はじめに

前号（ICD NEWS第88号）で紹介したとおり¹，法務総合研究所は，2018年12月，ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice，以下「NIJ」という。）と，法・司法分野の研修，人材育成等において協力することを目的とした協力覚書（Memorandum of Cooperation）を締結し，国際協力部は，それ以降，この協力覚書に基づいたセミナーを実施している。

2019年10月24日及び同25日にラオスの首都ビエンチャンで実施された第1回目のセミナーでは，刑法の基本理論をテーマに，刑法の沿革や人身取引犯罪，財産犯などについてプレゼンテーション及びディスカッションが行われた。その際，ディスカッションの中で未遂犯の成立時期や障害未遂と中止未遂の区別が取り上げられ，今後の検討課題とされた。

その後，新型コロナウイルス感染症拡大の影響で，現地への渡航が困難になったことなどから2020年はセミナーを実施することが出来なかったが，その間，オンラインセミナーに対する経験が蓄積されていったこともあり，2021年3月2日に，NIJとの間で初めてとなるオンラインセミナーが行われた。このオンラインセミナーに際して日本側から提案したテーマが，前記現地セミナーで今後の検討課題とされた未遂犯である。

本稿は，前記3月2日のセミナー及び同年9月7日に同じくNIJとの間で実施されたオンラインセミナーの概要を紹介すると共に，これらのセミナーで議論されたラオス刑法における未遂犯の議論について紹介するものである²。

第2 オンラインセミナーの内容

1 概要

(1) 日時

2021年3月2日（火）

日本時間11：00～18：30（ラオス時間9：00～16：30）

2021年9月7日（火）

日本時間11：00～18：30（ラオス時間9：00～16：30）

¹ 黒木宏太「ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナー－量刑，法曹養成制度－」ICD NEWS第88号（2021年9月号）197頁

² この二つのセミナーの間に，注1の記事で紹介されている，2021年6月17日のオンラインセミナーも実施されているが，同セミナーにおいて未遂犯は取り上げなかった。

(2) ラオス側参加者

- ・ 3月2日セミナー

N I J : ビエンペット副所長, 教員約30名

- ・ 9月7日セミナー

N I J : ビエンペット副所長, 教員約30名

ラオス刑事法サブワーキンググループ³メンバー: 9名

(3) 形式

いずれもZ o o mを使用したオンライン形式

(4) 概要

- ・ 3月2日セミナー

午前: 未遂犯, 予備犯についてラオス, 日本双方からのプレゼンテーション及び架空事例を題材とした成立時期についてのディスカッション

午後: 量刑の加重減軽事由についてラオス, 日本双方からのプレゼンテーション及び日本の没収刑についてのプレゼンテーション

- ・ 9月7日セミナー

午前: 不能犯について日本側からのプレゼンテーション及び架空事例を題材とした犯罪の成否についてのディスカッション

午後: 量刑の判断要素である犯罪の危険性についてのプレゼンテーション及びディスカッション

2 未遂犯に関する議論の内容

(1) 未遂犯・予備犯の成立時期

ア 未遂犯についてラオス刑法23条1項, 2項は,

犯罪の未遂とは, 犯罪の意図的行動が取られたが, 外的要因に妨害されたため, その行為が成功しなかった場合をいう。

犯罪の未遂は, 刑法の定めにより社会にとって危険とみなされる場合に限る, 刑が科されるものとする。

と規定している。

この条文の解釈について議論するため, 当職から, いわゆる離隔犯の事例として, 「被害者を殺害するため, 宅配業者を利用し, 小包型の爆弾を被害者方に送った」という事例を設定し, どの時点で未遂犯が成立するかについて議論を行った。

ラオス側からは, 結果に最も近いところから考えるべきであるとし, 被害者が宅配業者から小包を受領した時点で未遂犯が成立するという意見や, 行為者の主

³ J I C Aによる法の支配発展促進プロジェクトにおいて, 刑事法の理論及び実務の分析・研究を行うために結成されたグループ。本年より刑法典の理論研究を開始し, N I Jとの共同セミナーでも連携をしている。

観面を重視し、被害者以外の第三者に対する危険性も考慮しなければならないとして小包型爆弾を作成した時点で未遂犯が成立するという意見も出されたが、比較的多数の意見として主張されたのが、行為者が小包型爆弾を宅配業者に渡した時点で未遂犯が成立するという見解であった。

その根拠としては、宅配業者に委託した時点で行為者としての行為は完結している、被害者に到達しなかったとしても第三者に到達する可能性があり、社会に対する危険性が生じているなどとするものであった。

イ また、予備犯についてラオス刑法22条1項、2項は、

犯罪の予備とは、意図的犯罪を犯すための車両、道具、条件又はその他の要因を準備することをいう。

犯罪を犯すためのかかる予備は、刑法の定めにより社会にとって危険とみなされる場合に限り、刑が科されるものとする。

と規定し、日本刑法と異なり予備犯の一般的規定を置いている。

予備犯については、「銀行強盗を決意し、計画を立て、下見をし、凶器（銃）を準備した上で、実行した」という事例を設定し、どの時点で予備犯が成立するかについて議論を行ったところ、下見をした後の、銃を準備した時点で予備犯が成立するという点については概ね一致した見解であったが、その前段階である計画時点でも予備犯となる旨の意見もあった。

また、同事例に関して併せて未遂犯の成立時期についても議論をしたところ、銃を所持して入店した時点で未遂犯の成立を認める見解と入店後、行員（被害者）に銃を突きつけ金銭を要求した時点で未遂犯になるとする見解があり、意見の一致までは認められなかった。

(2) 未遂犯の処罰根拠（不能犯の成否）

未遂犯の処罰根拠について議論を深めるために9月7日セミナーでは不能犯の事例を例に挙げ、ラオス刑法23条2項に規定される「社会にとって危険とみなされる場合」について意見交換を行った。

具体的には、「人を殺害する目的で、弾丸が入っていない拳銃を撃った」という事案と、「覚醒剤を製造する目的で、誤った原料で製造行為を行った」という事案の2つを題材とした。

N I Jの教員からは、いずれの事例についても、行為者が結果を発生させるための意図的行動を取っているなどの理由により未遂犯の成立を認めるというのが多数の意見であった。他方、ラオス刑事法サブワーキンググループより参加した実務家からは、拳銃のケースについては、計画的な犯行ではないため、実務的には未遂犯は成立しない、という意見も出された。

第3 所感と今後の展望

未遂犯、予備犯の成立時期、不能犯の成否に関してラオス側と議論をしたところに照らすと、ラオス刑法においては、行為者の主観面がやや重視されているような印象を受けた。もちろん、条文上も「社会にとっての危険性」といったものが要求されており、純粹な主観主義刑法ということではないと思われるが、その「危険性」の内容をどのように理解するかという点については、ラオスの実務家・研究者の間でも未だ整理がされていないように考えられる。

9月7日セミナーで取り上げた不能犯の事例については、危険性の判断が悩ましい事例であったため議論が困難であったと思われ、より危険性が正面から問題になるような事例（たとえば、いわゆる「丑の刻参り」のようなもの）から議論を始め、複数の事例を比較検討することで、ラオス刑法において考慮されるべき「社会にとっての危険性」についての議論を深めていきたい。

法整備支援の中で、相手国の法理論の発展を目指していくことは非常に困難で時間のかかることである一方で、将来にわたって持続可能な形で、相手国が自律的に法制度を発展させていくために欠くことの出来ない要素でもある。

今後も、ラオスにおける法理論の発展を目指し、ラオスの自主性を尊重しつつ、共同して研究を進めていきたい。

なお、法務総合研究所とN I Jとの共同セミナーにおいては、ラオス側がオンライン会議の設定等について不慣れな中、セミナーを実施するための現場環境設定について、J I C A法の支配発展促進プロジェクトの多大なサポートをいただいている。この場を借りて、改めて感謝の意を表したい。

インドネシア法整備支援オンラインセミナー (法令の整合性確保のための方策について)

国際協力部教官

庄 地 美菜子

第1 はじめに

令和3年9月1日(水)、プロジェクト対象機関であるインドネシア法務人権省法規総局と独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力の下、現地の法案起草担当者等を対象に法令の整合性確保のための方策に関するオンラインセミナー(以下「本セミナー」という。)を開催した。本稿では本セミナーの内容について紹介する。

第2 本セミナーの背景

インドネシアでは、法令(特に大臣令)間の不整合を解消するための体制作りや人材育成の在り方が課題となっており、平成27年12月から令和3年9月までの間、インドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局及び同省知的財産総局(知的財産総局については令和2年12月で終了)を実施機関として、JICAの「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施された。同プロジェクトでは、法令の起草・運用・執行に関する能力の強化を達成目標としており、これまでも国際協力部では、現地セミナーに参加したり、本邦研修を企画、運営したりするなどして、同目標達成のための支援を継続してきた。

本年度、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況下において、本邦研修や現地セミナーの実施が困難な状況が続く中、我が国における法令制定のプロセスや法令の制定や改廃に伴う整備の実情等について知見を提供し、それに基づいて意見交換を行うことの必要性は特に高いと考えたことから、本セミナーを企画したものである。

第3 本セミナーの内容等

(1) 本セミナーの実施結果

本セミナーには300人を超えるインドネシア側の参加者があり、法令間の調整業務を主として行う法務人権省のみならず、様々な省庁の法案起草担当者の参加を得た。また、中央省庁のみならず地方局からも多くの条例起草担当者等が参加した。

(2) 本セミナーの内容

本セミナーでは、まず、法務省民事局参事官(当時)より、「日本における法令の整合性確保のための方策」と題する講義をいただいた。この講義の中では、日本における法令制定のプロセス、法令の上下関係等と政省令への委任、法令の制定や改廃に伴う整備の実情等をご紹介いただき、日本では構造的に法令の不整合が生じにくくなっていることについてお話しいただいた。本講義の中では、法令検索システム e-

L a w s を用いた整備の実情の詳細についても紹介がなされ、これについてはインドネシア側から高い関心が寄せられた。

なお、一般的にオンラインセミナーにおいては、目の前に講師がいる講義とは異なり、長時間PCの画面を見続けるという性質上、集中力を維持することが難しくなりがちである。そこで本セミナーにおいては講義を事前収録した上で、音声をインドネシア語に吹き替えたものを用意し、これを上映することとしたが、このようにすることで通訳の時間をカットして、テンポ良く講義の内容を伝えることが可能となった。また、今回収録した講義は、これまでも本邦研修で同テーマの講義をご担当いただいた参事官に、これまでインドネシア側の受講者から出た質問内容等も踏まえながら実施していただいたものであり、オンライン教材としての価値は非常に高いといえ、今後従来型の本邦研修が再開した後も何らかの形で活用することが期待される。

引き続き質疑応答パートは、法務省大臣官房参事官にご担当いただいた。午前中の講義に関連する質問として、法案起草担当者の人材育成の在り方から、今後の法制執務におけるAI技術の活用の可能性に至るまで幅広い質問がなされた。また、政省令への委任の限界について具体的なイメージをもってもらうため、いくつかの架空の事例をご用意いただき（土地に関する権利の行使の制限に関する政省令等）、日本における法制執務を念頭に置いた場合に、法律でそのような委任規定を設けることは許されるかどうかというクイズ形式でのセッションも行った。インドネシア側の参加者からは、それぞれの設題について詳細な理由を述べた上で回答がなされ、前プロジェクトの成果として法案起草、審査の担当者の能力が確実に向上していることが如実に表れる結果となった。本セミナーのアンケートでは、本セミナーで修得した知識が自身又は所属組織の業務に役立つものであるかという質問には、「すぐに役立つ」という回答が2割超、「応用すれば役立つ」という回答が約6割であったほか、セミナー全般につき、「有意義であった」との回答は9割を超え、インドネシア側の満足度が非常に高かったことがうかがわれた。

第4 おわりに

前述のとおり、本セミナーには、法務人権省以外の省庁の法案起草担当者や、地方局の条例起草担当者も含めて多くの方々が参加し、積極的に質問を行っており、従来型の本邦研修では参加することが困難な方々においても、本セミナーのような知見の提供の機会のニーズが極めて高いことを実感した。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が収束し、従来型の本邦研修の再開が可能になった後も、本セミナーのようなオンラインを活用したセミナーを併行して実施することも検討の余地が大いにあると感じた。

インドネシアにおいて法令間の不整合が生じている状況や原因の特定及びそれについての対応策については、令和3年10月よりインドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局を実施機関として開始したJICAの新プロジェクトである「ビジネス環境改善のための

ドrafターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」において、引き続き達成目標に掲げられている。国際協力部は、JICA等の関係者と一緒に引き続きインドネシア側のプロジェクト対象機関と協力し、インドネシアにおける法令間の整合性確保を目指して支援を続けていく所存である。

最後に本セミナーの講師やモデレーター、通訳を務めていただいた方々、その他本セミナーにご協力いただいた関係者の皆様に心より御礼を申し上げたい。



【インドネシアの会場の様子】



【インドネシア側のモデレーター】



【「日本における法令の整合性確保のための方策」についての講義ビデオ】



【質問者と講師とのやり取り】

東ティモールオンラインセミナー実施報告

国際協力部教官

川 野 麻衣子

1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に対する法制度整備支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年11月からオンラインでの活動を継続し、その開始から約1年が経過したことから、本稿ではこれまでの活動の概要と今後の方向性について報告する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

2 オンラインセミナーの実施

東ティモールに対する法制度整備支援については、2009年以降、先方の要望を踏まえ、個別具体的な法案をテーマとして取り上げて、年に2回程度、当部の教官等を現地に派遣してセミナーを実施するほか、年に1回、約一週間程度、司法省の職員等を日本に招へいして共同法制研究を実施してきた¹。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航ができなくなったため、2020年夏頃から今後の活動についてJICAやカウンターパートである司法省と協議を行い、オンラインによるセミナーを定期的実施することとなった。東ティモールでは、2018年以降、政局が混乱したことによって、全ての法案が閣僚会議及び国民議会で審議されないという事態が生じていたが、2020年に入って事態が改善され、過去に起案した法令の見直しも含めて様々な法令についての起草作業が加速したことから、それらの法案及び法案成立後の運用について協議していくこととした。

3 オンラインセミナーの概要

オンラインセミナーは、初回こそ半日間で短かったものの、協議の時間が全く足りなかったため、その次の回からは、1回につき1日から2日間の日程として、昨年11月から本年9月末までに、次のとおり合計8回13日間実施した。

2020年

11月18日13時～17時30分

2021年

1月26日10時～16時30分、同27日10時～17時10分

2月19日10時～16時

3月25日10時～16時、同26日13時～16時

4月27日10時～16時、同28日13時～16時

¹ 東ティモールに対する法制度整備支援の概要と東ティモールにおける司法分野の課題については、拙稿「東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って」ICD NEWS 第87号（2021年6月号）98頁以下を参照されたい。

6月 2日10時～16時45分, 同7日13時～16時

7月28日10時～16時, 同29日13時～16時30分

9月28日10時～17時

東ティモールからは、法案の起草に携わる司法省法律諮問立法局の職員のほか、取り上げる法案によっては同省地籍局や登録公証局の職員など、毎回5～15名程度が参加している。また、日本からは、当部の担当教官と、テーマによって当部長や副部長、国際専門官らが参加している。

司法省法律諮問立法局の職員から起草中の法案についての説明があり、日本側からは当該法案に関連する日本の法令や制度について説明し、協議を行う形式で実施しており、以下にこれまでに取り上げた法案と協議の概要を記載する。

(1) 土地に関する法令

東ティモールは、ポルトガル、日本、インドネシアによる占領や統治の歴史があり、さらに国内での紛争もあって、土地の所有者と現在住んでいる占有者が違う等という状況が随所で起きており、土地の所有権を巡る紛争が日常的に発生し、深刻な問題となっている。

2017年には、土地の所有権を確認するための「不動産所有権の定義のための特別措置法」（以下「土地法」という。）が施行されたが、同法に基づいて土地の所有権等を確認するに当たり、土地の現況を把握する地籍調査や、土地の権利関係を公示するための制度づくりが急務となっている。

ア 不動産登記法案（2020年11月，2021年1月）

初回のセミナーでは、2017年度以降継続して共同法制研究の議題となってきた不動産登記法案を取り上げた。不動産登記法案は、地籍調査を実施して土地の所有者を特定し、最初の権利の登記がされた後の当該土地の権利関係を公示することを目的として起草されているものである。

これまでの共同法制研究において、既に物権法や不動産登記制度の意義等については協議がされてきており、司法省からは、日本の不動産登記の運用や手続について詳しく知りたいとの要望があったので、日本側からは日本の不動産登記に係る申請人側の手続と登記所側の手続をそれぞれ説明した。

司法省からは、不動産登記法案の現時点版について説明があったが、法案の中には、誰が登記を申請しなければならないかや、申請人がどのような書類を用意する必要があるのかが明確でない部分があり、また登記所内の運用も明確でない部分が見受けられたことから、特にそのような点について日本の制度を紹介しながら協議を行った。

イ 土地の紛争解決（2021年1月，2月）

司法省から、土地法に規定された現在の土地の所有者の特定方法と所有権者に争いがあった場合の解決方法、昨年成立した土地委員会法に基づいて今後同委員会が運用する予定の紛争解決手続についての説明を受け、日本側からは土地の紛争解決

方法について筆界特定制度などのADRも含めて説明したほか、土地紛争訴訟の実務等について説明した。

特に所有者や境界が不明な場合に、どのような証拠に基づいてどのように判断していくのかという点について活発に議論が行われた。

ウ コミュニティー保護区法案（2021年3月）

コミュニティー保護区と呼ばれる東ティモール特有の複数人で構成される集団で所有する土地を保護するための法案について説明を受け、日本側からは特に不動産登記との関係で、日本における民法の共有の概念と登記方法について説明し、集団で土地を所有することが東ティモールの民法上どのように整理され、どのように登記していくかについて協議を行った。

コミュニティー保護区については、日本の自然保護区のようなものを想像していたがそれだけではなく、近所の人同士が共同利用する土地や伝統的に親族間で継承されていく土地、宗教儀式のための神聖な土地等様々な形態があるようで、日本のどのような情報を共有すれば東ティモールの参考となるのかは、現地を実際に見てみないと難しいと思った次第である。

エ 地籍法案（2021年4月、6月）

地籍法案は、土地の現況を把握する地籍調査や現在の土地の所有者を特定し、登録するためのルールを定めるものである。地籍調査については、既に省令に基づいて実施されているところ、当該省令を法律化し、土地法に基づいた内容となるよう修正を図っている。

東ティモールでは、土地の物理的状況及び現在の所有者を登録する地籍簿と、権利関係を登録する不動産登記簿をそれぞれ別個に作成し、別々の機関において保管する制度を作ろうとしているが、協議をしていく中で、地籍簿に記録すべき情報と不動産登記簿に記録すべき情報についての整理が必要であること、それらの情報を連携するかどうかも含めて連携方法を検討する必要があることなどが明らかとなり、これらの点について日本の制度を紹介しながら協議を行った。

また、6月のオンラインセミナーでは、民事局民事第二課三枝補佐官を講師としてお招きし、日本の登記所備付地図と法務省による地図作成作業について講義をしていただいた。地図作成の技術的な問題点や、地籍調査の際に土地の所有者同士に紛争が起こった場合の解決策、洪水等により境界が分からなくなった場合の地図の復元方法などについて活発な協議がされた。

オ 国家の私有不動産に関する法案（2021年6月）

東ティモールでは、国が私的に所有する不動産と公的に所有する不動産を分け、それぞれに管理方法等についての法案が起草されているところ、このうち国が私的に所有する不動産に関する法案について説明を受けた。国が売買等の処分をすることができる不動産であるということだったので、日本側からは、国有地を登記する場合の手続等について説明し、国有財産の使用許可と処分の違いや、使用許可の場

合にも登記を必要とするのか等について協議を行った。

(2) 市民登録法案（2021年7月，9月）

国民の身分関係の登録制度について規定する市民登録法案は，2016年度の共同法制研究で取り上げて以降協議されてこなかったが，今般，司法省からの要望を受けて再び協議をすることになったものである。

本年7月及び9月のオンラインセミナーでは，司法省から現状の法案の説明を受け，日本側からは戸籍法や戸籍に関する家庭裁判所の役割等について説明して，協議を行った。

特に，婚姻について，東ティモールの民法は，カトリック婚，伝統婚及び民事婚について規定しているが，その他の宗教に基づく婚姻の規定がないため，その婚姻をどのように登録するのか，民法の規定ぶりも含めて協議した。また，東ティモールでは出生登録がされていない子どもが多いことも問題となっており，日本の棄児の戸籍への登録方法や無戸籍者への対応についても質問が多くあったところである。



【2021年7月のオンラインセミナーの様子】

4 所感と今後の方向性について

このように改めて振り返ってみると，一年間で実に様々な法案について協議をしてきたことがわかる。従来の現地セミナーや共同法制研究に比べると協議時間は決して十分とは言いがたいが，それでもオンラインセミナーによって法案にはいくつもの修正が加えられており，オンラインでも活動を続けることは有用であると考えている。また，オンラインセミナーを始めた頃は，日本側から日程などを打診して進めてきたが，最近では司法省から，この件をもっと協議したいのでオンラインセミナーを設定して欲しいという連絡がくるようになり，司法省にとっても重要な活動として位置づけられているよ

うに感じている。

本稿執筆現在、未だ東ティモールを離発着する定期航空便が復活しておらず、少なくとも今年度中はオンラインセミナーを続ける予定であり、司法省からは不動産登記法案や市民登録法案を再度協議していきたいとの要望が出ているところである。

司法省職員の法案の起草能力向上という面では、起草された法案について、民法など他の法令との整合性の検討や運用の想定が不十分である点が多く見受けられ、今後も継続してこれらの点の検討の必要性を伝えていく必要があると感じている。

また、オンラインセミナーで取り上げた東ティモールの法案や制度については、理解を深めることができているものの、その背後にある政治や宗教等の問題や価値観の違いなどを十分には把握できておらず、セミナーが終わった後に司法省からの質問の意図をきちんと理解できていなかったと反省することも度々あるので、この点は今後の課題であるし、一日も早く現地に行き、様々な価値観に触れることができるようになることを願っている。

最後に、この一年の間には、東ティモールで大規模な洪水が起きたり、新型コロナウイルス感染症が蔓延して首都がロックダウンされたりするなどによってオンラインセミナーの日程が延期となってしまうことも何度かあったが、それでも定期的に続けることができ、司法省職員をはじめ、関係者の皆様に大変感謝している。そして、本活動には、司法省職員が母語であるテトゥン語で法律を理解し、東ティモールの実情に沿った法律とするために通訳をして下さる辻村直氏の存在が不可欠となっており、毎回の多大なる御協力にこの場をお借りして深く感謝を申し上げたい。

モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ (～MOCに基づく活動の一環として～)

国際協力部教官

河野 龍三

1 はじめに

国際協力部は、本年10月8日、モンゴル国（以下「モンゴル」という。）の国立法律研究所（National Legal Institute, 以下「NLI」という。）¹との間で、同機関とのMOC（Memorandum of Cooperation, 協力覚書）に基づく初の活動としてオンライン・ワークショップを開催した。本稿では、MOC締結に至る経緯及び本ワークショップの概要を報告する。なお、本稿の意見にわたる部分は私見であり、当部の見解ではない。

2 MOC締結に至る経緯

(1) モンゴルNLIについて

NLIは、モンゴル法務・内務省²の一機関であり、現在の所長（Director）はエルデム・オンダラフ・フレルバートル氏³である。主な業務には、国家的な法律の方針策定や法的サービスの改善に関して法務・内務省に助言するための研究・調査、国民への法情報の提供、法律実務家や法執行機関職員に対する研修のほか、国立図書館の運営、法令データベースの作成・管理、法令等に関する公刊物の発行が含まれており、日本の法務総合研究所よりも所管は広いと思われる。

(2) コロナ禍における準備活動

2019年6月、国際協力部の派遣団が現地調査として法務・内務省を訪問した際、当時のNLI所長とも面談し、先方からMOC締結の要望があった。法務総合研究所内で検討した結果、両機関はその任務の多くが共通すること、過去にも法整備支援対象国の政府機関との間でMOCを結んできた実績があること⁴、特にモンゴルは重点支援国である一方、現在はJICAプロジェクトが存在せず、当部が主体的に共同研究等を実施する必要性が高いことなどを勧告し、MOC締結の方針が決定された。また、その協力範囲は、双方に義務を課すものではなく、「意見交換、情報共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、法・司法分野での人材育成のための協力関係を推進し強化する」ことと合意された。

¹ 2002年に前身の国立法律センター（National Legal Center）が設立され、2009年に現在の名称に改名された。沿革等については、NLIの英語ウェブサイトを参照（https://nli.gov.mn/?page_id=2295&lang=en）。

² Ministry of Justice and Internal Affairs of Mongolia. 司法政策、人権保護、法の支配等のほか警察も所管するモンゴル政府の省庁の1つ。

³ Dr. Mrs. Erdem-Undrakh Khurelbaatar. ドイツのマックス・プランク研究所研究員、モンゴル国立大学法学部公法学科の准教授等を経て、2020年10月より現職。刑法、犯罪学が専門。

⁴ 法務総合研究所は、2018年12月にラオス国立司法研修所（NIJ）と、2019年7月にウズベキスタン最高検察庁アカデミーと、2020年1月にカンボジア王立司法学院（RAJP）とそれぞれMOCを締結しており、本件NLIは4例目。これまで、NIJとは刑法セミナーを、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーには犯罪白書作成支援を行ってきており、RAJPとも2021年8月に民事訴訟に関するオンライン共同研究を実施した。

当初は、2020年に日本側当事者がウランバートルに出張し、NLI側と対面で文書を交換することを計画していた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で渡航が困難となり、収束時期も見通せなかったことから、両機関で検討した結果、非対面で締結することとした。

法務総合研究所にとってMOCのオンライン締結は初めての経験であり、法務大臣以下の政務への説明に加え、原本の郵送方法や署名式の準備など、ロジ面に想定外の労力を要した⁵。NLI窓口担当者であるムングルジン氏をはじめとするモンゴル側関係者と、外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第1課の森井主査（当時）、在モンゴル日本国大使館の片野田書記官のほか、法務省大臣官房国際課等の日本側関係者の皆さまから多大なご協力をいただいたことに、あらためて感謝を申し上げたい。

(3) MOC 締結式

2021年8月11日、法務省赤れんが棟の会場とウランバートル市内の会場とをオンラインで結び、法務総合研究所とNLIとのMOC締結式を開催し、同日付でMOCを締結した⁶。



【MOC 締結式における署名の様子】

⁵ MOC原本は英語で2通作成した。日本側で保有する原本は、NLI所長の署名後、在モンゴル日本国大使館に持ち込み、外務省の公信を用いて日本に送った。モンゴル側原本はその逆を行い、各自の原本につき、締結式前に相手方の署名を終える手法をとった。

⁶ 法務省フォトニュースを参照 (https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00338.html)。MOCの内容も公開されている (https://www.moj.go.jp/housouken/press_release_mongolia_moc.html)。

日本側からは、上富敏伸法務総合研究所長、内藤晋太郎国際協力部長以下の法務省関係者が出席したほか、外務省、JICA、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の方や、これまでモンゴル法整備支援にご尽力されてきた吉野孝義先生、徳本穰先生、岡英男弁護士にもご臨席いただいた。モンゴル側からは、エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長以下のNLI職員、法務・内務省の職員等が参加した。

3 ワークショップの概要

(1) 目的

本ワークショップは、NLIとのMOCに基づく活動の一環として、オンラインで開催された。

国際協力部の活動としては、2001年に日本・モンゴル司法制度比較セミナー⁷を開催した後、JICAが実施した各プロジェクト活動（弁護士会強化、調停制度強化）に協力したほか、商法起草支援など民商事に関するものが中心であり、刑事法分野での二国間の共同研究は実施されていなかった。また、モンゴルにおいては、2015年以降、刑事手続の改革が進められているとの情報があつた⁸。

これらの状況を踏まえ、NLIとも協議した上、本ワークショップでは、「日・モンゴルにおける刑事司法制度の比較」をテーマとし、捜査から裁判までの刑事手続の概要について相互にプレゼンテーションを行い、質疑応答を行うことを目的とした。

(2) 日程

2021年10月8日（金）⁹。

(3) 参加者

エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長以下のNLI職員、法務・内務省職員、検察官¹⁰、モンゴル国立大学教員¹¹等、合計23名¹²。

日本側からは、国際協力部の内藤部長、須田副部長、伊藤教官、小職のほか、UNAIFEIの森永所長らが参加した。

(4) 内容

ア 日本側のプレゼンテーション及び質疑応答

まず、伊藤教官から、三権分立、捜査・公判の刑事手続の流れなど、日本の刑事司法の概要について説明した後、質疑応答を実施した。モンゴル側からは一気に4、5人の手が挙がるなど、積極的な質問がなされた。例えば、モンゴルでは起訴後に裁判所が事件記録を差し戻して再捜査させることが頻繁にあり問題になってい

⁷ 同セミナーでは、法務・内務省幹部等を日本に招へいし、両国の民事・刑事の裁判手続、弁護士の役割、法曹養成制度、紛争解決手段等について意見交換がなされた。

⁸ モンゴルでは、刑法が2015年に、刑事訴訟法が2017年にそれぞれ大改正されたとのことで、近時も条文の改正が続いているようである。

⁹ NLIのアルタンゲレル氏（弁護士）に逐次通訳を依頼。予定時間は通訳込み4時間。

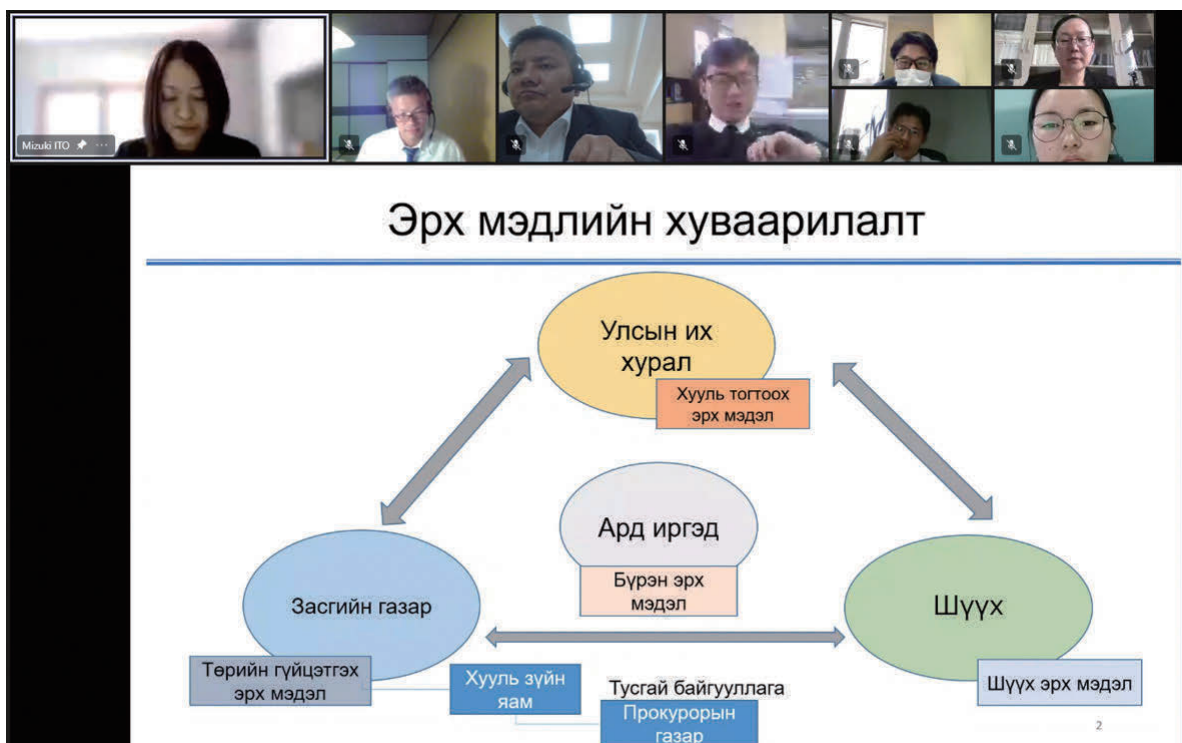
¹⁰ General Prosecutor's Office of Mongolia から参加。

¹¹ 法学部公法学科から参加。

¹² エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長は、所用により冒頭挨拶の後に退出。

るが、日本には同様の手続はないのかという質問があり、職権主義のモンゴル¹³と当事者主義の日本との違いが浮かび上がるとともに、公判前整理手続（予備審問）¹⁴に対する関心がうかがえた。また、モンゴルでは当事者に平等な権利を与える制度が不十分であるが、日本では弁護人の権利をどのように保障しているかという質問は、職権主義構造を維持しつつも当事者による弁論を強化するという、ベトナムの争訟原則¹⁵を思い起こさせた。さらに、民事・刑事を厳格に区別する日本と、被害者も刑事訴訟の当事者となるモンゴル¹⁶の違いを背景に、日本では被害者による損害賠償請求はどのようになっているのかといった質問もなされた。

いずれも、日本とモンゴルの刑事司法に対する根本的な考え方の違いに起因するものであり、この点を意識して講義や討議を行うことが今後の課題である。



【伊藤教官によるプレゼンテーションの様子】

イ モンゴル側のプレゼンテーション及び意見交換

続いて、NLIのスプーバタル氏から、モンゴルの刑事司法に関する説明があった。検察官が訴追裁量を持つ日本と異なり、モンゴルでは有罪無罪を決めるのは裁判所という意識が強く、検察官は有罪立証を行う役割であることが述べられた。一方で、実務では、検察の指示を受けた警察が有罪方向の証拠ばかりを集めるため、

¹³ モンゴルは、起訴と同時に証拠等の一件記録が裁判所に送致され（2017年刑事訴訟法第32.10条）、裁判所が事件を検察に差し戻すことが可能であるなど（同法第33.1条の1.2等）、職権主義を採用している。

¹⁴ 非公式であるが、「preliminary hearing」との英訳がなされている。

¹⁵ ICD NEWS第81号（2019年12月）131頁以下の鈴木一子氏の記事を参照。

¹⁶ モンゴルにおける被害者の権利については、2017年刑事訴訟法第8.2条等を参照。

弁護人が無罪方向の証拠を収集する機会が少ないことが問題になっているとの指摘があった。また、モンゴルの裁判員は、意見を述べることはできるが基本的にオブザーバーで、判決に対する影響力がないとの説明もあった。さらに、捜査手続について日本側から質問したところ、モンゴルの検察官から、被害者等から申立てのあった事件のうち犯罪性のないものを検察官が却下するための制度が導入されたとの説明があった。



【ワークショップ終了後の記念撮影の様子】

4 今後の展望

本ワークショップの冒頭では、エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長から、MOC締結から2か月という短期間でワークショップを開催できたことは大変うれしいとの発言があった。MOCに基づく活動は、今後も続けていきたい。

国際協力部は、ベトナムやラオスなど職権主義的な刑事司法制度を有する国に対する法整備支援活動でも実績があり、それらの経験を活かしてモンゴル側と一緒に課題の解決策を考えられることが強みである。

来年は日・モンゴル外交関係樹立50周年を迎える。一刻も早く、NLIの皆さんと対面でお会いできる日が来ることを願っている。

バングラデシュ：調停人オンライントレーニングの実施について

国際協力部教官

黒木 宏太

第1 はじめに

2021年7月26日及び27日の2日間にわたり、バングラデシュと日本を結んで、調停人オンライントレーニングを実施し、60名以上が参加者した。バングラデシュにおいては、新型コロナウイルスの感染状況もあり、厳しいロックダウンが続く中での実施となったが、50の地区から、約50名の地方法律扶助官（District Legal Aid officers）・上級判事補（Senior Assistant Judges）・判事補（Assistant Judges）が参加した。

バングラデシュ政府は、時間と費用がかかる裁判に代わって、市民が様々な法的問題を解決するための代替手段の一つとして、昨今、調停の促進に力を入れている。

本研修には、日本側から、講師として、中京大学の稲葉一人先生にご参加いただくとともに、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの小松健太氏、井出ゆり氏、稲田亜梨沙氏のほか、JICAバングラデシュ事務所の渡辺広毅氏、サンジダ・ホック氏、当部の曾我学教官、尾田いずみ教官、徳井靖士事務官及び当職が参加した。また、青山若人氏に日本語・ベンガル語間の通訳をしていただいた。

本稿では、本研修の内容について、バングラデシュ側のフィードバックを中心に、その概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の概要

1 日時

2021年7月26日（月）、27日（火）

2 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

3 スケジュール（日本時間）

[26 July 2021]

12:30-12:40 Opening remarks

12:40-15:00 Special lecture by Professor Inaba based on the feedback

15:00-16:00 Lunch

16:00-18:30 Special lecture by Professor Inaba based on the feedback

[27 July 2021]

12:30-15:30 Mock Mediation

15:30-16:30 Lunch

16:30 - 18:00 Q & A

18:00 - 18:05 Closing remarks

4 参加者

バングラデシュの地方法律扶助官 (District Legal Aid officers) ・ 上級判事補 (Senior Assistant Judges) ・ 判事補 (Assistant Judges) 等 合計約60名

第3 調停人トレーニングと模擬調停

1 参加者は、事前にビデオ教材¹を使用してEラーニングをし、フィードバックを提出した上で、研修に参加した。このビデオ教材は、どの国にもある解雇事件²を題材として、Mediationのステージに応じて、効果的な調停の実現に役立つTipsを稲葉先生が解説する形で、作成されている。調停における課題設定の在り方などの内容のみならず、調停人としての心構えや立ち振る舞いなどについても解説されていて、いわば痒いところに手が届く内容となっており、調停人を担当する者にとって、大変参考になるものである。

The image shows a video lecture interface. On the left, a slide titled "Whole Picture of Facilitative Mediation" displays a flowchart of the mediation process. The process is divided into three stages: "Preparation in advance", "Interaction Stages", and "Resolution Stages". The "Interaction Stages" are further divided into "Structure" and "Process". The "Structure" stage includes "Specify issues", "Create options", and "Check the Social acceptability/Effectiveness/ Feasibility of resolution". The "Process" stage includes "First contact", "Interview each party", "Listen", and "Ethics". The "Resolution Stages" include "Check the Social acceptability/Effectiveness/ Feasibility of resolution", "Agreement & Preparation of written document", and "Brainstorming". On the right, a slide titled "Before the Mediation" lists four tips for setting the mediation. A small video window in the bottom right corner shows a man speaking.

Lecture

Whole Picture of Facilitative Mediation

Process

Stage

Preparation in advance

Interaction Stages

Resolution Stages

Structure

Specify issues

Create options

Check the Social acceptability/Effectiveness/ Feasibility of resolution

Agreement & Preparation of written document

Process

First contact

Interview each party

Listen

Ethics

Brainstorming

Before the Mediation

2. Tips for the setting of the Mediation

1. How you prepare before meeting the parties significantly matters in how the mediation goes.
2. You have to thoroughly see if the setting is good for the mediation or not, such as the way of arranging the furniture and the way of sunlight coming into the room.
3. You had better have a consultation with the staff of the Mediation Center so that you can obtain more information about the case.
4. By checking the summons process, see if the party is willingly to come to the mediation or not, or if they have to take a leave from their job or not. You may have to give more thoughts to them.

6

【稲葉先生のビデオ講義の様子】

参加者からは、日本の調停システムや、調停の方法や順序等について詳しく知ることができただけでなく、アイコンタクト、ノンバーバルコミュニケーション、感情の反映、困難な状況への対処法、調停の倫理などの心理的・生理的な問題についても詳しく学ぶことができたことなど、多くのフィードバックがあった。

また、バングラデシュの調停の問題点についても共有された。例えば、日本では、調停が成立した後の合意は判決のように強制力があるとされているが、バングラデシュでは、調停の当事者にとって、合意は法律によって強制力を持たないため、合意後の調停が成功しても、当事者同士が法律上の強制力がないことを知っているため、

¹ 稲葉先生の講義やビデオ教材の内容については、INABA Kazuto "ONLINE MEDIATION TRAINING" ICD NEWS (March 2021) p50 - を参照。 <https://www.moj.go.jp/content/001343989.pdf>

² 事案は次のとおり。

「O (大蔵) さん (30代後半男性 独身) は、アルバイトとしてN運送株式会社にて約10ヶ月間勤務していたが、1ヶ月前に突然解雇された。N運送の労務担当Y (吉永) 係長は、物流が減ったので配達員があまっていることを解雇の理由として説明した。Oさんとしては、まじめに勤務してきたつもりで、この仕事が気に入っていたので、突然の解雇に納得がいかず、Y係長に抗議をしたが、らちがあかない。解雇に際して、N運送からは事前の解雇予告はなく、また解雇予告手当の支払いもなかった。」

実りある調停とはみなされないことがあり、調停に関わった全員の時間と労力が無駄になってしまうという問題点があることなどが共有された。

2 模擬調停のトレーニングでは、3人一組となって、調停人と両当事者をロールプレイし、ロールプレイが終わったら、振り返りを行う。各自のフィードバックを基に、実際の調停に役立たせることが期待されている。今回はZoomのブレイクアウトルーム機能を使用して、オンラインでロールプレイをしたが、ロールプレイのイメージは、下記のとおりである。右端の調停人が、両当事者（左から二人目が申立人、右から二人目が相手方）と初めて調停の席で出会い、調停とは何かなどを説明しているところを実演している。



【稲葉先生が両当事者を前にオープニングを演じている場面（前回研修時）】

調停人役の人には、具体的に、どのようなことを心がけたか、何がうまく行って、何が難しかったか等につき、フィードバックをしていただいた。当事者役の人には、調停人役の言動や行動で良かった点に注意を払って観察していただき、フィードバックをしていただいた。下記のスライド（左）のとおり、調停人役の発言・質問で有効だと感じたこと、特に、話の内容だけでなく、調停人役のしぐさ、表情、質問の仕方なども詳しく観察していただき、メモしておいていただいた。

Protocol
<p style="text-align: center;">Before Starting the Role-Playing</p> <ol style="list-style-type: none">1. Since this is only a training, there is no need to feel embarrassed or to immerse yourself in the role by getting emotionally involved. However, you also want to avoid intentionally leading the negotiation to a bad end. It's both important to sincerely play your role and not to rob other participants of the chance to learn.2. We will review the session, because understanding what parties think is essential for a mediator. In the review, you will be asked to specifically explain what you paid attention to, what went well and what went wrong. Can you describe how you felt during the role play? After the role play, please write it down on the worksheet, before you forget.3. Carefully go through the Fact Sheet that contains common facts and confidential facts. If anything is unclear, please ask the lecturer. Please don't disclose the Fact Sheet to your counterpart. You can use your common sense to add facts that are not written on the Fact Sheet.4. The role-play should take about ____ minutes. <p style="text-align: right;">2</p>

Workshop				
<p style="text-align: center;">Observe the Mediation</p> <table border="1"><thead><tr><th>What statements and questions made by the mediator seem to be effective?</th><th>What behavior and attitude of the mediator seem to be effective?</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 100px;"></td><td style="height: 100px;"></td></tr></tbody></table> <p style="text-align: right;">3</p>	What statements and questions made by the mediator seem to be effective?	What behavior and attitude of the mediator seem to be effective?		
What statements and questions made by the mediator seem to be effective?	What behavior and attitude of the mediator seem to be effective?			

【模擬調停に関する講義のスライド】

3 調停人トレーニング後、参加者から、調停人にとって中立であることの重要性、調停人にとって挨拶と歓迎的な雰囲気を出すことの重要性、公平性・機密保持の重要

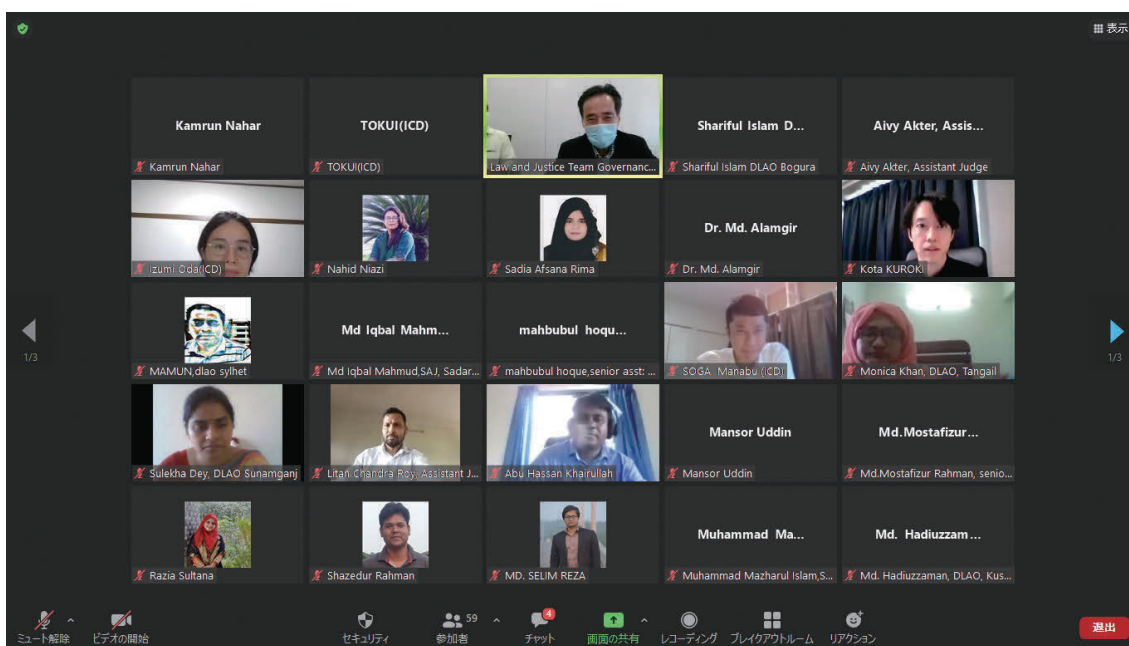
性、紛争の原因を突き止める技術等がよく理解できたなどのフィードバックがあり、全体的に、とても良いトレーニングであったという感想が共有された。

第4 終わりに

今回の研修は、双方向のやり取りが活発で、質問が絶えず、バングラデシュの方々の熱量も高く、とても充実した研修であった。当職自身としても、稲葉先生の講義やバングラデシュの方々の質問等から多くの学びを得ることができ、とても勉強になった。

バングラデシュにおいては、調停制度が着実に普及しているようであり、例えば、64県の各県に1名ずつ配置されるべき法律扶助官（Legal Aid Officer）が、2～3年前までは、64県中半分の県にも満たなかったものが、現在は、ほぼ全ての県に配置されているようである。調停のための部屋が整備されていない³等の課題はあるようであるが、インフラについても徐々に改善されていくことが期待される。

国際協力部としても、バングラデシュの調停がより良いものになるよう、できる限りの支援をしていきたい。



【本研修の様子】

³ 人の出入りが自由な部屋において、ほとんどプライバシーのない状態で、調停が行われていることもあるという。

2021年8月スリランカオンラインセミナー (刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～)

国際協力部教官
及川裕美

1 背景及びオンラインセミナーの目的

- (1) 2021年8月スリランカオンラインセミナー（以下「本セミナー」という。）は、2019年度から実施されているスリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）に対するJICA国別研修の一環として行われたものである。
- (2) スリランカに対するJICA国別研修においては、同国で極めて深刻な刑事訴訟の遅延が生じていることに鑑み、検察官、裁判官、弁護士等の実務家を対象に「刑事訴訟の遅延解消」をテーマに捜査・公判等、比較的幅広い分野について日本側の知見を提供する研修等を実施しているところ、2021年3月及び4月にオンラインで実施した本邦研修¹後、同研修参加者から日本における訴追裁量を研修で取り上げてほしい旨の要望があり、また、同研修のテーマであった公判前整理手続においても、引き続き強い関心が示されたことから、本セミナーでは、訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続を取り上げ、スリランカの訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続の実務の運用等を検討し、実現可能な刑事訴訟遅延解消策を考察することを目的とした。

2 セミナー日程

2021年8月10日（火）から同月13日（金）の4日間
日程の詳細は別添の日程表を参照されたい。

3 セミナー参加者

司法省職員、検察官（法務長官官房所属）、弁護士（スリランカ弁護士会所属）、高等裁判所裁判官²、マジストレイト裁判所³裁判官、合計31名

4 本セミナー総括

(1) 本セミナーのプログラム

本セミナーでは、日英米三か国の法曹による講義を実施し、英国における刑事訴訟の遅延解消に向けた取組、日米各国における訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続の運用状況等について知見を共有するとともに、スリランカの法曹三者をパネリスト

¹ 本邦研修の報告については、ICD NEWS 第87号（2021.6）209頁以下に掲載。

² 高等裁判所（High Court）は、起訴（Indictment）された事件の第一審裁判所になるため、原則として控訴審を行う日本とは異なる。

³ マジストレイト裁判所（Magistrate's Court）は、一定の軽い犯罪の第一審裁判所であり、また、重大犯罪の予備審問（Preliminary Inquiry）も担当する。

として訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続をテーマとするパネル・ディスカッション等を実施した。

ア 日本側の講義

(ア) 法務総合研究所国際協力部教官による講義

日本の訴追裁量・起訴基準，公判前整理手続の運用及び訴訟遅延防止策に関する講義をそれぞれ行った。

公判前整理手続の運用に関する講義では，殺人未遂の架空事例において公判前整理手続がどのように行われるかを国際協力部教官がそれぞれ法曹三者を演じて寸劇形式で説明したところ，多くのセミナー参加者から，非常に分かりやすかったなどの好意的なコメントがあった。また，スリランカでは，検察官と弁護人が対立することが多く法曹三者が協力的に争点整理を行うことが難しい現状にあるため，日本の法曹三者が争点を整理するという共通の目標に向かって協力して公判前整理手続が行われていることに対して高い関心が寄せられた。

(イ) 原琢己弁護士（元司法研修所刑事弁護教官）⁴による講義

捜査段階の弁護活動及び公判前整理手続について弁護人の観点からの説明があった。

弁護人が捜査段階において被害者と面談して示談交渉をする場合があるとの説明に対しては，捜査段階において被害者に接触することは「witness tampering」として敬遠されるスリランカの実情を背景に，セミナー参加者から，捜査機関及び弁護人が被害者に接触することによる罪証隠滅の可能性等の質問がなされ，日本とスリランカの考え方の違いを肌で感じた。

イ エメリー アドラディオ氏⁵（米国国際開発庁（USAID）司法プロジェクトスリランカチーフ）による講義

米国の訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続の運用について，有罪を立証する証拠があったが不起訴処分となった事例や公判前整理手続によって争点が整理された結果証人尋問が不要となった事例など，多くの具体的事例を引用した説明があった。

訴追裁量・起訴基準については，セミナー参加者から，訴追裁量に伴う汚職の防止策に関する質問や，検察官が前記ア(イ)のとおり公判前段階で被害者に接触できないため，被害者の証言が信用できないことを理由に公判前に不起訴処分とすることが困難であるなどのスリランカの実務について説明があった。

本セミナー実施時点において，スリランカでは公判前整理手続導入のための刑事訴訟法改正案が成立間近と考えられており，同改正案では公判前整理手続を担当する裁判官が公判も担当する旨が明記されていないことから，セミナー参加者からは，公判前整理手続を担当する裁判官と公判を担当する裁判官を同一とした場合の

⁴ 原弁護士は2021年3月及び4月にオンラインで実施した本邦研修においても，講義を担当された。

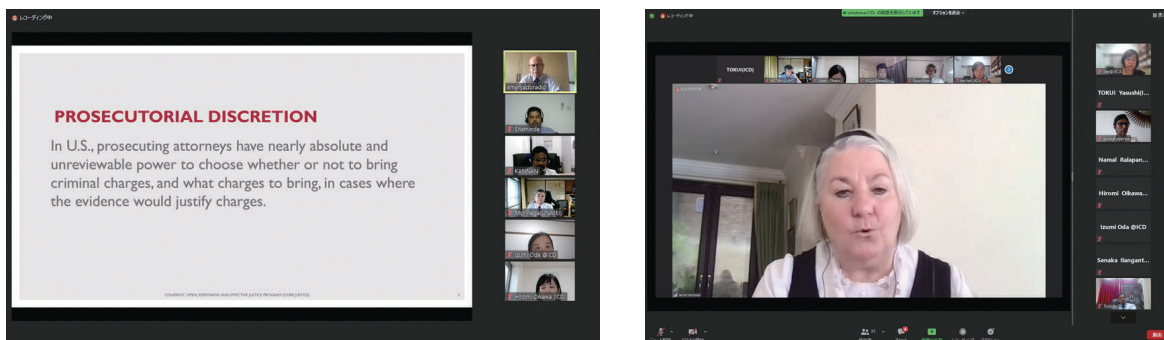
⁵ アドラディオ氏は米国の元検察官である。

弊害等について質問がなされ活発な意見交換が行われた。

ウ ジャニス ブレナン氏⁶（英国のバリスタ）による講義⁷

ブレナン氏からは、英国の刑事訴訟の遅延解消に向けた取組として、英国の「Plea and Trial Preparation Hearing」の制度等について説明があった。

多くのセミナー参加者から、本セミナーにおいて日英米三か国の司法制度について学ぶことができ有意義であった旨の感想が寄せられた。



【左：アドラディオ氏の講義の様子、右：ブレナン氏の講義の様子】

エ パネル・ディスカッション等

本セミナーにおいては、スリランカの法曹三者をパネリストとして訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続をテーマとするパネル・ディスカッションをそれぞれ実施するとともに、最終日にも主に同テーマを内容とするセミナー参加者全員を対象としたディスカッションを実施した。なお、訴追裁量・起訴基準をテーマとするパネル・ディスカッションにはアドラディオ氏も参加した。

各パネル・ディスカッションの冒頭においては、スリランカの法曹三者それぞれがスリランカの訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続について各10分程度説明した。発表者が自発的にパワーポイントを作成して発表したり、議論が白熱して予定時間が超過したりするなど、セミナー参加者は非常に意欲的にパネル・ディスカッションに参加した。

訴追裁量については、スリランカの裁判官及び弁護士からは積極的に行うべきとの考えが示された一方、スリランカの検察官からは証拠がある以上起訴すべきであるとして訴追裁量の行使に消極的な考えが示され、スリランカの法曹三者の内部における訴追裁量の捉え方の相違が浮き彫りとなった。

公判前整理手続については、同手続導入のための刑事訴訟法改正案には明文化されていない事項が多いこと、具体的には、公判前整理手続における裁判官の争点整理の可否、同手続終了後の新たな主張・証拠の顕出の可否、同手続への被告人の出

⁶ ブレナン氏は、UNAFEIの第158回国際研修及び第172回国際研修においても、講義を担当された。

⁷ ブレナン氏は、本セミナー実施日には先約があったため、事前に、ブレナン氏の講義及びブレナン氏と国際協力部教官との質疑応答をビデオ撮影し、本セミナーで同ビデオを上映した。

席の可否等が明文化されていないとの説明があり、この点に関しては、明文化されていないからこそ実務で弾力的な運用ができるとの意見や同改正案を修正して明文化すべきとの意見など、多数の意見が活発に交わされた。

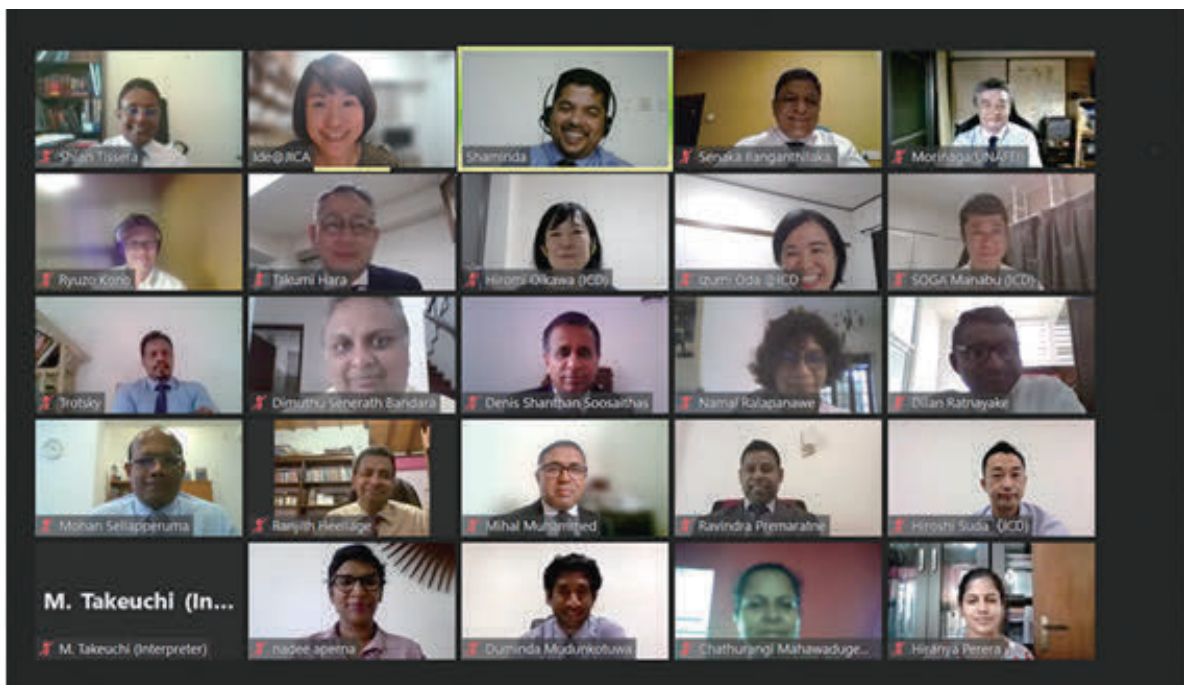
(2) セミナー参加者の感想

本セミナーの最後に数名のセミナー参加者に本セミナーについて感想を求めたところ、全員が「本セミナーは非常に有意義であった」旨のコメントを口にし、本セミナー修了後に回収したアンケートにおいても、本セミナーにおいて日英米三か国の制度を取り上げた点やスリランカで導入間近の公判前整理手続をテーマとした点が有意義であった旨のコメントが多く寄せられた。また、講義だけではなく、寸劇形式による説明及びパネル・ディスカッションの実施など様々な形式を用いて本セミナーが実施されたことについても好意的な意見が寄せられた。

5 おわりに

スリランカの刑事訴訟遅延は様々な要因が複雑に絡み合っているものであってその解消は容易ではないが、遅延が少しでも解消されるよう、より充実した研修を実施すべく担当者一同努力してまいりたい。

最後に、本セミナーにご協力いただいたスリランカ側及び日本側の関係者の皆様に心より御礼申し上げたい。



【最終日の記念写真の様子】

2021年8月スリランカオンラインセミナー日程表

8/10 (火)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	導入 (自己紹介, 本セミナーの趣旨説明, スリランカの公判前整理手続の立法に関する質疑応答)	休憩	プレゼンテーション 「日本における 訴追裁量・起訴基準」	休憩	プレゼンテーション 「日本における 刑事訴訟遅延防止策」
	JICA, ICD, スリランカ側参加者		ICD及川教官・河野教官		ICD曾我教官
8/11 (水)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	プレゼンテーション・ディスカッション 「アメリカにおける 公判前整理手続の概要 ～連邦及び州の各手続～」	休憩	プレゼンテーション・ディスカッション 「アメリカにおける 訴追裁量・起訴基準」	休憩	パネルディスカッション 「スリランカにおける 訴追裁量・起訴基準」
	米国国際開発庁 司法プロジェクト スリランカチーフ エメリー アドラディオ氏 ファシリテーター 森永所長		エメリー アドラディオ氏 ファシリテーター 森永所長		ファシリテーター 森永所長 パネリスト: 高等裁判所裁判官, 治安判事裁判所裁判官, 検察官, 弁護士 (スリランカ) エメリー アドラディオ氏
8/12 (木)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	プレゼンテーション 「日本における 公判前整理手続の運用」	休憩	プレゼンテーション動画上映 「イギリスにおける 刑事司法制度の遅延解消」	休憩	パネルディスカッション 「スリランカにおける 公判前整理手続とその他の 刑事訴訟遅延防止策」
	ICD曾我教官・尾田教官		英国バリスタ ジャニス ブレナン氏		ファシリテーター 森永所長 パネリスト: 高等裁判所裁判官, 検察官, 弁護士 (スリランカ)
8/13 (金)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	プレゼンテーション 「捜査段階の弁護活動と 公判前整理手続～訴訟遅延 防止の観点から～」	休憩	ディスカッション 「スリランカにおける 刑事訴訟遅延の分析と 実現可能な解消策」	休憩	セミナーの振り返り
	原 琢己弁護士		ファシリテーター 森永所長 スリランカ側参加者, ICD, JICA		スリランカ側参加者, ICD, JICA

【対外研修】

インターンシップ実施報告 ～法整備支援の未来を担う若者たち～

国際協力部教官

伊藤 みずき

第1 はじめに

人事院が主催する「霞が関インターンシップ」及び法務省が主催する「法務省インターンシップ」について、当部が受入れ先の一つとなり、本年8月30日から9月10日にかけてそれぞれ実施した。

これらのインターンシップは、主に、行政の現場を体験することなどを通じて、行政への理解を深めてもらい、公務の魅力を伝えることを目的とするもので、「霞が関インターンシップ」は、公共政策大学院及び法科大学院の学生を、「法務省インターンシップ」は、大学の学部生を対象に実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった昨年度を除き、例年、当部におけるインターンシップでは、法整備支援対象国の関係者を招へいして日本国内で数日間にわたって実施される本邦研修をインターン生が傍聴し、支援対象国の法制度や運用にどのような問題があるかを検討することなどを内容とするものであったが、今年度においては、支援対象国の関係者が来日する形式での本邦研修を実施することは不可能であったため、例年とは違う形式でのプログラムを企画した。その概要を以下ご紹介する。

第2 概要

1 日程

霞が関インターンシップ

令和3年8月30日から同年9月3日

法務省インターンシップ

同月6日から同月10日

2 実施方法

全日オンライン（ZOOM）実施

3 インターン生

霞が関インターンシップ

法科大学院生5名、公共政策大学院生1名

法務省インターンシップ

大学生6名

4 当部担当者

及川裕美教官、中埜征悟統括国際専門官、山田寛子主任国際専門官、当職

5 内容¹

(1) 講話, 講義

国際協力部長講話, 国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) 所長講話, 当部副部長による講義 (ラオスにおける法整備支援, 長期派遣専門家の業務) のほか, 当部教官による法整備支援概要, 法整備支援各論 (カンボジア, スリランカ等) 等の講義を実施した。これらの講義により, 法整備支援に関する基本的な理解を深めた上, 下記に述べるような実際のセミナー等の活動を傍聴したり, プロジェクト立案の課題に取り組むなどし, 法整備支援の現場をより深く理解してもらうようにした。

(2) 研修等の傍聴

霞が関インターンシップにおいては, オンラインで実施されたインドネシアのセミナーを傍聴した。同セミナーは, JICA (国際協力機構) の「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」の活動の一環として実施され, 日本における法令の整合性確保のための方策をテーマとして, 法務省民事局参事官による講義のビデオを視聴した後, 質疑応答が行われた。

法務省インターンシップにおいては, ラオス国立司法研修所 (NIJ) と当部が実施したオンラインセミナーの一部を傍聴した。テーマは刑法の「未遂犯」であり, ラオスにおける未遂犯の処罰根拠について議論がされた。

加えて, 法務省インターンシップでは, ウズベキスタンの検察官と当部教官との座談会を傍聴した。座談会では, 両国の検察制度を相互に紹介し, 日本の人事訴訟における検察官の役割等に関し, 当部教官がウズベキスタン側の質問に回答するなどした。

必ずしも全てのインターン生が法的知識を有しているわけではなく, 傍聴した内容の全てを理解することは困難であったと思われるが, 複数の国との活動の現場に触れてもらうことができたのは, オンラインならではの利点であった。

(3) インタビュー

いずれのインターンシップでも, インターン生による当部教官へのインタビューを実施し, 当職ら担当教官 (いずれも検察官出身教官) のほか, 裁判官出身教官や民事局出身教官が参加した。入省, 任官した経緯や, 当部教官となった経緯や教官のやりがいなど, インターン生からは様々な質問が出された。

また, 霞が関インターンシップでは, インドネシアの長期専門家である廣田桂専門家にご協力いただき, 廣田専門家に対するインタビューをオンラインで実施した。インターン生からは, 法整備支援に携わるためのキャリア形成, 長期専門家としてのやりがいに関する質問のほか, 検察官出身者が法整備支援に関わることの利点や, インドネシアのカウンターパート等から日本の法整備支援がどのように捉え

¹ 霞が関インターンシップ及び法務省インターンシップは, それぞれ5日間, 別個に実施したものであるが, カリキュラムについては共通するところが多いため, まとめて記載する。

られているかなどについて、多くの質問が出され、インターン生の法整備支援や長期専門家の業務への関心の高さがうかがえた。インタビューでは、インドネシア語でコミュニケーションを取り、カウンターパートとの良好な関係を築きながら活動を進めている廣田専門家ならではの視点や経験談が共有され、インターン生にとって非常に有意義であったようである。

これらのインタビューについて、インターン生からは、国際貢献などのキャリアを考える上でイメージが明確になり、勉強するモチベーションが上がったなどという声が聞かれた。

(4) 課題

「K国」というカンボジアを題材にした架空の国から、裁判官の人材育成のための支援を要請されたと想定し、具体的なプロジェクトの立案をすることを課題とした。

現在、カンボジアにおけるJICAの法整備支援プロジェクトに関し、現行プロジェクト終了後の次期プロジェクトについて検討がされているところであり、当部でも、カンボジアの法曹関係者等にインタビューを実施するなどして検討を行っている。そこで、インターン生にも、我々教官が日々行っている業務を体験してもらうべく、プロジェクトの立案を課題とすることとした。

まず、教官において、プロジェクトの計画・立案に関し、PCM手法²を使ったプロジェクト立案の仕方について講義を実施し、PCM手法で用いられるプロジェクト概要表(PDM³)などについて基本的な知識を提供した。

また、プロジェクトの立案のための前提資料として、「K国」の概況と、「K国」内の法曹関係者等のインタビュー結果を提供した。

なお、霞が関インターンシップでは、日本で法学を学んだ経験のあるカンボジアの元留学生、法務省インターンシップでは、カンボジアの現役の裁判官に対してのインタビュー⁴をそれぞれインターン生に傍聴してもらい、そこで得られた情報についても、「K国」のプロジェクト立案の参考にしても良いこととした。

インターン生は、これらの知識と情報を前提に、「K国」の支援要請に応じたプロジェクトを立案し、最終日に一人ずつ立案したプロジェクトの概要及び立案の経緯について発表した。

霞が関インターンシップ及び法務省インターンシップいずれにおいても、インターン生の発表は、非常によく検討され、それぞれの個性あふれる素晴らしいものであった。

問題を分析し、その解決手段を分析するなどしてプロジェクトを立案するPCM手法について、短時間の講義で限られた情報しか提供できなかったにもかかわらず

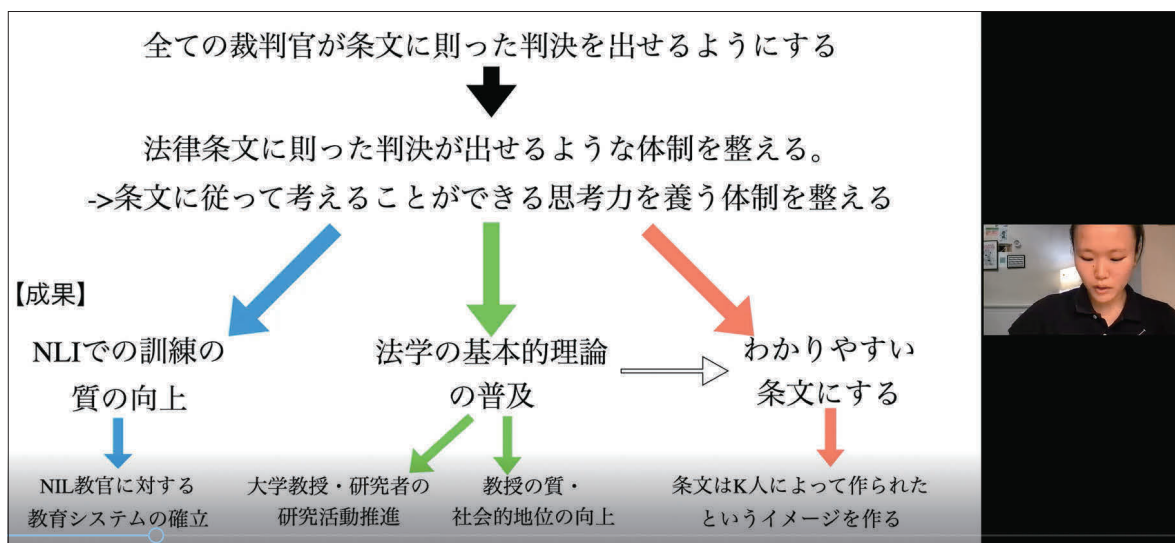
² Project Cycle Management の略で、開発援助プロジェクトで広く使われているプロジェクト立案手法をいう。

³ Project Design Matrix の略。PCM手法では、PDMを用いてプロジェクトを運営管理する。

⁴ カンボジアにおける課題を検討することを目的に、JICAと当部が共同して実施している活動である。

ず、インターン生は、その基本的考え方を十分に理解してその手法に従って詳細に検討し、その検討過程についてもパワーポイント等を駆使して分かりやすく発表を行った。

「K国」の裁判官の人材育成のため、裁判官を養成する教育機関の教育改善をプロジェクトの中心にする案や、大学の法学教育に課題を見出してその改善をプロジェクトの中心とする案など、それぞれの独自の視点に沿った様々な案が出された。中には、そもそも法整備支援の目的は何かという問いを独自に立てて深い考察をしたインターン生や、立案したプロジェクトについてDAC評価項目⁵の視点に沿って説得的に説明したインターン生など、多角的な視点を持ち、極めてレベルの



【霞が関インターンシップでのインターン生の発表の様子】

7. DAC評価項目を踏まえての考察

- ▶ (1) 妥当性 (Relevance)
- ▶ (2) 有効性 (Effectiveness)
- ▶ (3) 効率性 (Efficiency)
- ▶ (4) インパクト (Impact)
- ▶ (5) 自立発展性・持続性 (Sustainability)
- ▶ (6) 整合性 (Coherence)

【法務省インターンシップでのインターン生の発表の様子】

⁵ 経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）がODA評価の基本として提唱している項目。妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性がある。

高い発表をしたインターン生も多かった。

また、それぞれの発表の際には、互いに質問やコメントをし合うことで、新たな視点や問題点を相互に提供し、インターン生同士で議論を深めた。

第3 所感

カリキュラムを策定した当時、当部が例年実施していたような、海外から来日した支援対象国の関係者と直接触れ合いながら、現場の業務を体験することができるインターンシップを提供することが叶わず、当部の施設に来てもらうことすらできずに全面オンラインによる実施となったことで、インターン生のモチベーションは低下するかもしれないかと危惧していた。

しかし、インターン生は、それぞれ法整備支援に強い関心を持ち、熱意を持って多くを吸収しようと積極的に取り組み、前記のとおり、講義内容をよく理解した上で自分なりの考察を加えながらプロジェクト立案をし、素晴らしい発表をしてくれた。当職は、インターン生の優秀さと熱意に驚き、感銘を受けるとともに、モチベーションが低下するだろうなどと勝手な心配をしていたことを大変反省させられた。

インターン生の中には、将来法整備支援に携わりたいという強い意欲を持っている方も少なからずおり、大学で法整備支援を勉強したことや、元長期専門家の講演を聞いたことなどがきっかけで法整備支援に興味を抱くようになったとのことであった。法整備支援の関係者の日々の努力によって、法整備支援の未来を担おうとする若者が増え、確実に法整備支援の裾野が広がっていることを実感した。

今回インターンシップを通じてこのような若者たちの存在を知ることができ、「法整備支援の未来は明るい」ということを強く感じた。

インターンシップ終了後、インターン生からは、「充実したカリキュラムで法整備支援についてより深く知ることができ、魅力を感じた。」などといった感想が寄せられた。

このインターンシップにご協力いただいた全ての皆様に、この場を借りて感謝を申し上げます。

また、インターン生にとってインターンシップが有意義なものになったとすれば、全員が熱意を持って主体的に取り組んだインターン生自身の貢献があったからこそである。インターン生12名に、お礼を申し上げます。

【講義・講演】

2021年8月から同年10月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

大阪大学法科大学院における講義

日 時：2021年10月21日（木）

場 所：大阪大学法科大学院

対 象：法科大学院生

テーマ：リーガル・プロフェッションの最先端

教 官：国際協力部教官 伊藤みずき

【研修等実施履歴】

2021年8月から同年10月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 オンラインセミナー

(1) スリランカ

日 時 2021年8月10日（火）から同月13日（金）

テーマ 刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～

担 当 国際協力部教官 曾我学，及川裕美，河野龍三，尾田いずみ
国際専門官 原島隆寛，徳井靖士

(2) カンボジア

日 時 2021年8月26日（木）

テーマ 貸金返還請求権の成立要件

担 当 国際協力部教官 及川裕美，伊藤みずき，黒木宏太
国際専門官 山田寛子，原島隆寛

(3) インドネシア

日 時 2021年9月1日（水）

テーマ 法令の整合性確保のための方策

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子，及川裕美，西尾信員，黒木宏太
国際専門官 山田寛子，北野月湖

(4) ラオス

日 時 2021年9月7日（火）

テーマ 未遂犯／量刑

担 当 国際協力部教官 黒木宏太，矢尾板隼，尾田いずみ
国際専門官 原島隆寛，徳井靖士

(5) ネパール

日 時 2021年9月14日（火）

テーマ 国際私法／不法行為

担 当 国際協力部教官 曾我学，矢尾板隼，尾田いずみ

国際協力部調査員 石崎明人
国際専門官 山田寛子, 徳井靖士

(6) 東ティモール

日 時 2021年9月28日(火)
テーマ 市民登録法
担 当 国際協力部教官 曾我学, 川野麻衣子
国際専門官 徳井靖士

(7) モンゴル

日 時 2021年10月8日(金)
テーマ 日・モンゴルにおける刑事司法制度の比較
担 当 国際協力部教官 河野龍三, 伊藤みずき
国際専門官 北野月湖

(8) ウズベキスタン

日 時 2021年10月27日(水)
テーマ 交番システム
担 当 国際協力部教官 庄地美菜子, 及川裕美, 黒木宏太
国際専門官 岡田泰弘, 北野月湖

2 シンポジウム

(1) 第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(Co1-YF)

日 時 2021年10月9日(土)及び同月10日(日)
場 所 東京国際フォーラム
形 式 ハイブリッド方式(来場参加・オンライン参加の併用)
テーマ 多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割
①成年年齢に達することと社会への参画
②コロナ後の犯罪防止・刑事司法
担 当 国際協力部教官 庄地美菜子, 伊藤みずき, 黒木宏太
国際専門官 岡田泰弘, 山田寛子

(2) 国際知財司法シンポジウム(JSIP)2021(法務省パート)

日 時 2021年10月21日(木)
場 所 弁護士会館講堂「クレオ」
形 式 ハイブリッド方式(来場参加・オンライン参加の併用)
テーマ ①商標権侵害に関する民事訴訟

②模倣品に対する行政上のエンフォースメント

担 当 国際協力部教官 曾我学, 西尾信員, 黒木宏太, 矢尾板隼
国際専門官 山田寛子

3 その他

(1) 霞が関インターンシップ

日 時 2021年8月30日(月)から同年9月3日(金)

形 式 Web会議システムを利用してオンライン実施

担 当 国際協力部教官 及川裕美, 伊藤みずき

統括国際専門官 中埜征悟

国際専門官 山田寛子

(2) 法務省インターンシップ

日 時 2021年9月6日(月)から同月10日(金)

形 式 Web会議システムを利用してオンライン実施

担 当 国際協力部教官 及川裕美, 伊藤みずき

統括国際専門官 中埜征悟

国際専門官 山田寛子

ミャンマー法整備支援に関わって

[ミャンマー] 法・司法制度整備支援プロジェクト（フェーズ2）

前業務調整専門家

黒田 龍二

1 はじめに

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトは2018年6月にフェーズ2が開始しましたが、私は、2019年12月から2021年3月まで業務調整専門家としてミャンマーに対する法整備支援に従事しました。プロジェクトの「業務調整」の仕事は、予算管理や関係者との連絡・調整や必要な物資の調達等、裏方的な業務が中心です。

本稿では、現場で業務を進める上で留意したことや、工夫したこと、感じたこと等を挿話的に紹介することで、本稿を読まれた方がミャンマーの法整備支援プロジェクトについて少しでも興味を持ってくだされば幸いです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、当方の私見です。

2 スーパー・プロジェクト・セクレタリー

プロジェクトでは、ミャンマーにとって新しい知的財産法や調停等の制度の導入に向けての検討や準備を支援していましたが、スケジュールが急に決まり物事が動き出すことがあります。

プロジェクトが支援をして、最初は地域を限定して試行的に導入された裁判所ベースの調停制度については、利用者からの好意的な評価が多く、2021年3月にヤンゴン、マンドレーといった大都市圏を対象地域を拡大することを最高裁判所が決定しました。これに伴い最高裁は、調停人の研修及び必要な機材の供与についてJICAに対して支援を要望しました。その後のミャンマー全土への展開も見据えた計画であり、プロジェクトの成果を発展的に普及させていく形となることから、日本側にとっては朗報ですので支援を進めることにしました。供与物品として要望があったのは調停人室のデスクや椅子などの什器、パソコン、空調機等の調達で、2021年2月第4週までに全てを揃えたいとして納品期限も指定されました。

最高裁側は、こちらからの物品供与の可否や納品時期の返事の確認を急いでいる様子です。こちらとしても早く返事をしたい気持ちはあるものの、一定金額以上の調達はネピドーのプロジェクト内の判断だけでは決められず、ヤンゴンにあるJICA事務所の調達手続きを通す決まりになっていて、手続きに要する日数等を確認したり、製品の仕様や型番、見積価格、数量を絞り込んだ上で、業者に納期を事務所を通じて照会したりする必要があります。まずいろいろ調べて調整してからでないとう物を決められない状

況というのは日本人的な仕事の場面では致し方ないのかもしれませんが、説明の仕方によっては否定的なニュアンスのメッセージとしてミャンマー側に受け止められてしまうことが懸念されます。そうならないように手続きを含めた細々としたこちら側の事情の説明を織り交ぜながら、うまく最高裁との連絡・調整を進める必要があります。

この時もそうでしたが、このような場合、プロジェクト・オフィスのミャンマー人スタッフのウェイ（Ms. W a i）さんに最高裁に対する説明をしてもらうとスムーズに事が運びます。我々と毎日同じ場所で働いているとはいえ、やはりミャンマー人と日本人では習慣や考え方は異なります。最高裁の担当課長代理は流暢な英語を話しますが、日本人が前面に出て英語であれやこれや説明すると角が立ってかえってうまくいかないこともあるだろうと考え、私はあえて一步下がって後ろで控えることが多かったように思います。ウェイさんは、以前、日系企業に勤めていた経験もあり、日本人的な考え方やJICA側の事情をよく理解しているので頼りになります。

最高裁のリクエストの件では、調停人室の什器、パソコン等の調達の手続きはすぐに開始したものの、空調機については調達を進めるのに情報が不足していました。そこで、支援対象となるヤンゴン調停センター、ヤンゴン高裁、マンダレー高裁に設置される予定の計11の調停室について、それぞれの部屋の容積、アンペア容量、空調機の設置方法、配管の長さ等をウェイさんに各所のエンジニアと何度も連絡を取って確認して



プロジェクト・オフィス内の様子（右から2人目がウェイさん、左端は筆者）

もらい、ようやく調達手続きに取り掛かることができました。

ウェイさんは、てきぱきと仕事をこなし、先読み能力も高く、プロジェクト・オフィスの中では日本人専門家の誰もが頼りにする存在です。仕事がなく手持無沙汰になると仕事をしたくてじっとしてられないタイプです。雇用契約を更新する際に肩書を“Project Staff”から“Project Secretary”に変更したいという要望がウェイさんからあり、チーフアドバイザーの岩井専門家とも相談のうえ、変更することにしました。最高裁や連邦法務長官府との関係で“Secretary”という言葉の方がより気品があるというか、重みがあるということが理由のようです。仕事ぶりが素晴らしいので“Super-Project Secretary”にしてはどうかとウェイさんに提案してみましたが、笑って一蹴されてしまいました。しかし、日本人専門家は、彼女の Super な業務遂行に頭が上がりません。

3 新しい目標に向かって

プロジェクトの活動は、最高裁、連邦法務長官府のそれぞれに設置されるワーキング・グループ（WG）、ワーキング・コミッティー（WC）に分かれて行われます。それぞれ契約審査、裁判官研修、知的財産、調停等のテーマについて3つのWCと4つのWGがあります。WG、WC毎に日本人専門家との打合せ、協議等が行われます。会議のスケジュールや研修テーマの検討、必要な資料の準備等についてはミャンマー側との連絡・調整をナンさん（Ms. N a n g）という別のミャンマー人スタッフが担当していました。法制度など内容面にも関わるミャンマー側とのコミュニケーションを担う重要な業務です。

私がミャンマーに赴任して半年近くが過ぎ、仕事に慣れてきた2020年の6月頃、ナンさんからプロジェクトの仕事を辞めたいと相談を受けました。話を聞くとミャンマー人の友人と一緒に教育関係のNGOを立ち上げたいとの希望を持っていることが分かりました。高校を卒業した若者向けに進路相談や研修・教育のサービスを提供することを考えているようです。その友人が数か月後に海外ドナー向けのプレゼンテーションをする予定があり、その準備を進めている友人を手伝うことに専念したいことが退職の理由と説明を受けました。ナンさんは、穏やかな性格で、受け答えや応対がとても丁寧である一方、しっかりした自分の考えを内に秘めているような印象を受けるスタッフです。ナンさんの出身地は、青い海と白い砂浜が広がるミャンマー随一のビーチリゾートと言われるミャンマー西部ラカイン州のガパリです。ご両親は、郷里のガパリで学校の教師の仕事をしているとも聞きました。仏教徒の多いミャンマーにおいては、一般的に否定的なことを相手に対してははっきり言うことは憚れる雰囲気があるようにも感じていましたので、もしかすると、担当業務について悩みを抱えていたり、職場環境に何か問題があったりするのではないかとも思ってじっくり話を聞きましたが、私の思い過ごしでした。今の職場に不満があるわけではなく、新しい目標に向かって挑戦したいという意思は固く、引き留めるのは難しいと感じました。岩井チーフをはじめ日本人専門家全員と相談して、後任者への引継ぎの完了を目途にナンさんは退職することになりました。

た。

4 「お父さんです！」

ナンさんが退職を表明した日から1か月以内にナンさんの後任を探さなくてはなりません。私としてもミャンマーで新たなスタッフを採用するのは初めてだったため、募集方法についていろいろと検討した結果、人材派遣会社1社からの候補者の紹介サービスとUNDP（国連開発計画）が運営するインターネット掲示板を利用することにしました。人材の募集をかけると総勢約40名の応募・推薦がありました。送られてきた履歴書をひとつひとつ丁寧にチェックして職歴などから候補者を8名に絞り込み、候補者それぞれにネピドーまで来てもらい簡単なペーパーテストと日本人専門家全員での面接を行いました。結果は、我々の想定していた採用基準を満たす候補者がその8名からは見当たらず、採用手続は振り出しに戻ってしまいます。どうしたものかと岩井チーフに相談し、今回の試験・面接の対象とならなかった候補者の履歴書を再チェックして数名を選んであらためて試験と面接を行いました。

7月1日にある一人の候補者の面接を行うことになりました。彼は、学部の専攻がコンピュータ・サイエンスであり、直近の職務経験もコンピュータ関係であったため、当初の候補者リストから外れていました。彼は、ヤンゴンに在住していて、面接のために高速バスに乗ってネピドーまで来てくれました。ちなみにヤンゴンからネピドーまでは、約400km離れています。面接後は同じ日の深夜高速バスで家族のいるヤンゴンへ戻らなければならないとのこと。ペーパーテストや面接の結果、彼は、英語能力とコミュニケーション能力が非常に高く、面接終了後、「ナンさんの後任者は彼が最適者だ。彼を採用しよう。」と日本人専門家4名全員の意見が一致しました。彼の名前は、トウさん（Mr. Tow）。我々はすぐに彼の獲得に動きます。こういう時は、スピードが大事です。彼の携帯電話に連絡を取り、もう一度会って話ができるかと訊くと、トウさんは既に高速バスの出発ターミナルがある方面に向かっていて、予約したバスの出発時刻までの数時間なら空いているとの返事です。バスターミナルから車で行けばさほど遠くないホテルのレストランで会う約束をし、日本人専門家全員で向かいました。既に日は暮れていて、ホテルのレストランの電球色の照明と蝋燭の橙色の光に照らされたテーブルで軽食を取りながらトウさんとなごやかに会話が進みます。採用された場合それを受ける意思があるか否かをあらためて確認し、オフィスを出る前に急いで作った採用条件の紙を手渡して説明します。彼には他の応募先からのオファーももらっていたようですが、この時の面談で彼はプロジェクト・オフィスに来ることを即決しました。

7月11日、ネピドーのタイ料理レストランでナンさんの送別会兼トウさんの歓迎会を執り行いました。ナンさんは皆に惜しまれつつ、プロジェクト・オフィスを後にしました。一方のトウさんは、ミャンマーのツアーガイドの経験があり、片言の日本語がほんの少ししゃべれます。歓迎会での彼は、面接の時の真面目なイメージを突き破る、ま

るで駆け出しの芸人のような明るい雰囲気と大きな声で「私は、トウさんです！あなたのお父さんです！」とジョークを繰り返し話し、ガハハと笑っています。「強者がプロジェクト・オフィスに来た」、そう思いました。今では、「お父さん」は、WG、WCの担当スタッフとしてなくてはならない存在となり、大いに活躍しています。



新旧プロジェクト・スタッフの歓送迎会での記念撮影

5 フローリング VS タイル・カーペット論争

「某国の某JICAプロジェクトで小火が発生した」という注意喚起のお知らせが私のEメール受信箱に飛び込んできました。そのプロジェクトでは、プロジェクト・オフィス内の電気配線コードから出火し、その周りに置いてあった物に火が燃え移ったとのこと。幸い大事には至らなかったそうです。

早速、防火・耐火の対策という観点で我々のプロジェクト・オフィスの内装や配線を見直したところ、長年の使用でかなり傷んだ床のカーペットを難燃性の素材を使ったタイル・カーペットに替えた方がよいだらうという話しになりました。電気配線コードについても接続する機器をリストアップし、機器ごとの最大消費電力を確認してから、配線をやり直しました。

「タイル・カーペットは敷かずフローリングにしてはどうですか？連邦法務長官府の他の部署のようにサンダルを脱いでオフィスの中に入ることができるようになるとい

いと思います。」とプロジェクト・スタッフから意見が出ました。

このサンダルとは外履き用でミャンマーでは「パナ」と呼ばれ、伝統衣装をまとうときに履きます。日本人の感覚では「オフィス内は土足」が一般的ですが、ミャンマーでは外履き用のサンダルは脱いで素足で室内に入るスタイルとしているオフィスが多くあります。連邦法務長官府の各部署の入口の前には、職員達が部屋の中へ入るときに脱いだ黒色、青色、赤色等の様々な色とデザインの付いたサンダルがきれいに並べてあります。職員達は皆、室内では素足のまま仕事をしています。ネピドーは、10月から3月頃にかけて乾季が訪れ、気温が摂氏30度以上の猛暑日が続く、摂氏40度に達する日もあります。フローリングに素足だとひんやりとして確かに気持ちいいのです。

「フローリング VS タイル・カーペット論争」については、結局、タイル・カーペットを敷くことで決着したのですが、プロジェクト・スタッフの意見も一部取り入れて室内は土足禁止とする「和緬折衷方式」を採用しました。しかし、今度は、カーペットの上を素足で歩くことには違和感があるという意見が日本人専門家から出て、履くか履かないかは各個人が自由に決めて構わないというルールで室内用のスリッパを用意しました。この「和緬折衷方式」は、ミーティングのためにプロジェクト・オフィスを訪



連邦法務長官府の事務次官との記念撮影
伝統衣装のロンジーとタイポンを着用する日本人専門家たち
法曹のイメージカラーは、「黒」

れる連邦法務長官府の職員達にはそれなりに好評でした。もちろん、トウさんとウェイさんも嬉しそうな様子でした。

ところで、ミャンマー、特にネピドーで働く J I C A 専門家のほぼ全員が「パナ」を履き、服装もミャンマー人の人々と同じように「ロンジー」と呼ばれる民族衣装の腰巻布と上着の「タイボン」を着用して仕事をしています。「ロンジー」は、履いてみると足回りがとても涼しく、ミャンマーの風土と生活様式に合っています。上着のタイボンは、職業や所属する機関ごとに独自の色の決まりがあって、法曹関係者は黒色のものを着用することになっています。私がミャンマーに赴任し、ネピドー入りして最初にした仕事はスーパーに行って伝統衣装を一式購入し、それに着替えてとりあえず外見だけはミャンマー人になりきることでした。着替えた後すぐに私の前任者に連れられて、カウンターパート機関の関係者のところへ挨拶に行きましたが、行く先々で「あら、あなたも早速ロンジーを履いたのね」等と言われ、すぐに打ち解けた雰囲気になりました。新しいことを始める際に「まずは形から入る」という言葉がありますが、伝統衣装は効果てきめんでした。

6 予想していなかった展開

2020年3月下旬、J I C A 事務所から専門家に日本への避難一時帰国の指示が出されました。ミャンマーにおいてもコロナ・ウィルスの感染拡大のおそれが強く、現地の医療事情の悪化が懸念されたためです。2020年4月13日の早朝、ネピドーに赴任していたプロジェクトの日本人専門家たちは、前日のヤンゴン発ANAの深夜便で日本へ帰国しました。早朝の成田空港第一ターミナルの手荷物受取場で荷物をカートに積み終え、「それでは、また。お元気で。」と言ってお互いに軽く会釈をし、別れました。それ以来、他のメンバーとはオンラインでは何度も顔を合わせましたが、直接会うことは叶わないまま私の任期は終わってしまいました。

避難一時帰国の指示が出た時は、しばらくミャンマーに戻れないだろうと予想はしていました。しかし、結局、日本での避難一時帰国は予想以上に長引き、一年以上も続きました。2021年1月によりやく再赴任に向けて J I C A が本格的に準備を進めだした矢先に、ミャンマーでは軍事クーデターが発生し、再赴任どころかプロジェクトの活動が実質的に停止する事態になろうとは、予想もしませんでした。

赴任して以来、このプロジェクトは、日本人、ミャンマー人ともにいいメンバーが揃っている、だから、大きな成果を出せると確信に近い思いがあっただけに、このような状況になってしまったことは、とても残念です。

7 コロナ・ウィルスの感染拡大

多くの日本人を途上国に派遣する J I C A としては、日本人関係者の心身の健康と安全の確保のために細心の注意を払っています。しかし、日本への避難一時帰国の話を伝え聞いた時は、ミャンマーの感染状況はそこまで切迫したものではないのではないかと

考えていました。日本では、新規感染者数が徐々に増え、2020年4月7日に7都道府県に初めての緊急事態宣言が出されました。4月12日には、同月の1日あたりの新規感染者数としては最多となる720人を記録しています。他方、ミャンマーでは、3月下旬に1日当たり2～3名の新規感染者が確認されましたが、4月に入ってから多くても20名程度でした。ミャンマー政府は、感染者が出たホテルをロックダウン（営業停止に）する等、感染拡大の防止のために強い措置を講じていました。こうしたこともあって、「ミャンマーは、コロナ・ウイルスの感染拡大をしっかりと抑え込んでいる」とか「ネピドーにいる方が日本へ戻るよりも安全」と思わせてしまう状況があったのかもしれない。

コロナ・ウイルス感染のリスクを軽視していたわけではありません。私は2003年に発生した重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）の影響で、中華人民共和国への自らの赴任スケジュールが4か月近く遅れるという経験をしました。SARSの時は、32か国の国や地域に感染が拡大しましたが、感染者の総数は約8000人で1年以内に終息が宣言されています。今回の新型コロナ・ウイルスは、感染者数の増加ペースが速く、直感的に「SARSと違う、危ない。」と感じました。赴任地のネピドーでは、医療機関のリソースが限られており、都市間の人々の移動が制限される状況下、ネピドーでコロナ感染症を発症し、重症化すれば命に関わる事態になりかねません。プロジェクトでは、ミャンマーでの感染が出始めた3月の時点でJICA事務所に相談し、プロジェクトの専門家、スタッフ並びに研修等に参加するカウンターパート機関の参加者に使用してもらうため、不織布マスクや消毒液を事業費で購入することを認めてもらいました。市中では既に需要増を見越してマスクや消毒液の値段が上がり始めていました。カウンターパート機関の最高裁判所、連邦法務長官府も感染予防に気を使っていて、政府のガイドラインに沿って会議室の席にアクリル板を設置したり、スタッフの来庁を見合わせるようプロジェクトに対して要請したりしていました。

8 軍事クーデターの発生

法・司法制度整備支援プロジェクト（フェーズ2）は、当初、2021年3月までの2年10か月を協力期間としてスタートしました。その後、2020年5月にプロジェクトの基本枠組みを定めるR/D（Record of Discussion）を変更し、2023年5月末まで協力期間を延長しています。JICAの技術協力プロジェクトで行う人材育成支援や技術移転は、相手国政府の協力なしに進めることはできません。政権が交替すると政府の政策や方針の大幅な変更や政情の悪化等によりプロジェクトを継続することが困難となったりすることがあります。このため、特に政情について不安定な要素があることが懸念される国において、要請された協力期間を途中で区切って、協力開始から一定期間が経過した後にプロジェクトを継続するかどうかを判断することがあります。本プロジェクトもその対象のひとつと聞いていました。

2020年の時点では、特に大きな政情の悪化等はありませんでしたし、R/D変更

後は、一時帰国した日本人専門家がオンラインでミャンマー側との打合せや会議をこなし、人材育成の活動や様々な書籍作りも順調に進められていました。そして、2020年11月には、5年に一度のミャンマーの総選挙が行われ、アウン・サン・スー・チー氏が率いる国民民主連盟（NLD）が議会の過半数議席を獲得し、圧勝します。コロナ・ウィルスの問題は残るものの、ミャンマー国内の政情に限っていうなら、政権与党が圧勝したことで、これでプロジェクトの終了までは安泰だろうと思いました。総選挙の結果について「不正があった」とする国軍側の主張と「選挙は公正に行われた」とするNLD側の主張は、対立していましたが、まさか軍事クーデターが起きるとは思いませんでした。その「まさか」が起きてしまいました。

2021年2月1日に国軍総司令官による国家非常事態宣言が出された後、もはや後戻りできないというか、潮目が変わったと思った出来事が2つありました。

ひとつは、2月3日、拘束されたアウン・サン・スー・チー氏が無線機の違法輸入等を理由に警察当局により追訴されたことです。日本においても技術基準に合致しない、又は許可されていない使用周波数帯の送信が可能な外国規格の無線機の使用は、他の無線局等の運用が妨害されるおそれがあり、違法となるケースがあるようです。しかし、なぜこのタイミングで、このような微罪でスー・チー氏を追訴するのか。スー・チー氏に前科をつけることによって、国軍が主張する再選挙から同氏を排除しようとする意図があるのではとの疑念を禁じませんでした。

もうひとつは、2月9日にネピドーで行われていた抗議デモに参加していた女性が銃撃により亡くなったことです。犠牲者が出たかもしれないとプロジェクトのスタッフから連絡があり、スタッフと共に情報を収集していました。インターネット上では「ゴム弾が使われた」、「いや、実弾だ」等と様々な憶測が飛び交っていました。被害に遭った女性は、頭部に銃撃を受けた際にヘルメットを着用していたにも関わらず、亡くなりました。ゴム弾にそこまでの威力はなく、インターネット上で映像も出回り、実弾が使われたのは明らかでした。これ以降、軍事クーデターに対するデモ隊や市民による抗議運動と国軍による実力行使による弾圧は、激しさを増していきました。

そんな中、ミャンマーに戻る機会がないまま、2021年3月末日をもって私は任期を終えました。

9 おわりに

私は、2003年以降、JICA本部の案件管理担当者や他国のプロジェクトの業務調整専門家の立場で知的財産、競争法、税務等の様々な法律関係のプロジェクトに係る業務に従事してきました。ずいぶん以前のことになりますが、中国への赴任中に「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」の案件発掘・形成の初期段階にJICA事務所で関わりましたが、その後、法務省が協力する法整備支援プロジェクトには縁がなく、一度中に入って仕事をしてみたいと以前から思っていました。また、ミャンマー経済構造調整支援プロジェクトの日本側事務局担当者の一人として部会の運営業務を経験したこと

があり、いつかまたミャンマーに貢献できる機会があればと思っていました。ミャンマーの法整備支援に関わる機会を得て、私の2つの念願がかないました。

連邦法務長官府の本庁舎の研修室の片隅に英語で書かれた標語のプレートが壁に貼ってあります。“Legal profession is a noble profession”。私は、この言葉の由来を知りませんが、意識すると「法曹とは崇高な職業である」となるでしょうか。「法律を取り扱う者は常に公平を体現する勇気を持ち、ゆえにその使命は高貴であり、崇高である」というのがこの文言についての私なりの理解と解釈です。プロジェクトの研修やセミナーでは、ミャンマーの法曹を担う連邦法務長官府の検察官、最高裁の判事等の参加者が講師の日本人専門家と真剣に議論し、熱心に学んでいます。その更なる高みを目指そうと意気込むミャンマー側の参加者の様子を間近に見て、時に近寄りがたい雰囲気さえ感じることがありました。私は、ミャンマーと日本との間の国境を越えた法曹同士の対話と切磋琢磨に法整備支援の原点のようなものを垣間見たような気がします。そして、ミャンマーと日本との間の法曹の交流と信頼関係は、エーヤワディー川の悠久の水の流れのようにこれからも連綿と続いていくものと信じ、またそうなることを願っています。

最後になりますが、この機会を利用して、法務省、JICA、在ミャンマー日本大使館をはじめとする、私がミャンマーの法整備支援に在任中にお世話になった関係者の皆様に、あらためて感謝、御礼申し上げます。

国際専門官の業務

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

国際専門官 北野月湖

1 はじめに

“国際専門官”という肩書きを聞くとどのような仕事をしている人を想像されますか？

私は、昨年度の4月に国際専門官になるまで、具体的にどのような仕事をしているのかはよく分かっていませんでした。というより、恥ずかしながら全くその業務内容については知りませんでした。そこで、今回のICD NEWSの「専門官の眼」を執筆するに当たって、国際専門官の業務内容とその特色に着目した記事を書かせていただきたいと思います。

2 国際事務部門

まず初めに、国際専門官が所属する部署と私の経歴について簡単に御紹介します。

国際専門官は、法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門に所属しております。この国際事務部門には、現在、法務局、矯正局、保護局、出入国在留管理庁、検察庁の出身者が在籍しており、庶務、企画、経理、研修第一及び研修第二の五つの担当で構成されております。今回フォーカスを当てる国際協力部に従事する国際専門官は、研修第二担当に所属しております。

私は、2020年4月に国際事務部門庶務担当に配属となり、本年度から研修第二担当の国際専門官として国際協力部に従事しております。以前は、東京地方検察庁で検察事務官として勤務しておりました。元々外国語を使って仕事をしたいと思っていた私は、国際分野の部署に異動希望を出し、ありがたいことにその希望が叶った結果、今に至ります。

3 法整備支援とは

次に、国際協力部の業務について御説明いたします。

国際協力部は、法務省が国際協力の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と協力して、アジア諸国に対する“法整備支援活動”を行っております。

ここでいきなり、“法整備支援活動”というカッコいい(?)単語を出しましたが、私は国際専門官になるまで全く馴染みがありませんでした。しかし、国際協力部の業務を語る上では“法整備支援活動”は欠かせませんので、ここで簡単に説明したいと思います。

先ほど、アジア諸国に対して法整備支援活動を行っているとお伝えしましたが、このアジア諸国というのは、いわゆる開発途上国のことです。開発途上国では、法律の整備やその運用が不十分であるという問題が生じています。そういった国々に対して、法律（法令）を作るサポートであったり、法律の運用を改善するサポートを行っております。これらのサポートのことを法整備支援と呼んでいます。

法整備支援の具体的な内容としましては、①基本法令の起草支援、②制定された法令が適正に運用・執行されるための制度の整備支援、③法律家等の人材育成支援の3つを基本的な柱とし、これらの支援を実現するために、国際協力部はJICA等の関係機関と協力して、支援対象国に対して、日本国内での研修の実施、現地セミナーへの講師の派遣、現地へのアドバイザー型専門家の派遣等を行っております。

以上、簡単ではございますが、私ができる法整備支援の説明になります。法整備支援についてイメージしていただけましたでしょうか。

4 国際専門官の業務

3の後半で記載した業務の中で、国際専門官が関わるものの一つとして“日本国内外での研修の実施”が挙げられます。

国際協力部が行う研修は、支援対象国の立法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）が対象です。以前は、関係者を日本に招いたり、逆に日本側が現地に赴いたりしてセミナーを行うこともありましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、日本と外国との間の往来は難しくなっていました。

そのため、コロナ禍である間の研修はオンラインでの開催を主として行っております。オンラインでセミナー等を開催する場合、国際専門官は、先方関係機関と連絡・調整をしたり、オンラインで参加される方にセミナー招待メールを行ったり、セミナーを記録したり、資料を共有したり、といった業務を行います。また、日本側で大学教授や弁護士の先生等の外部講師を招いて講義をしていただく際にはその方の対応も必要となります。

研修第二担当に配属された当時は、「色々な国に出張に行けるのかな。」というような期待を持ってはいたのですが、新型コロナウイルスの感染拡大により世界の情勢が変化する中で、現在のところ海外出張は行けていない状況です。

ただ、画面越しのコミュニケーションの力というものは想像より大きく、「研修は対面で行わなければならない。」という私がかつて持っていた固定観念を覆すものでした。実際にやってみるとオンライン研修でもできることは多く、日本と何千キロも離れた場所にいる方々と交流ができるというのはすごいことだなと感じました。

しかし、私は、オンラインでの交流というものは対面でのコミュニケーションを「代替」するツールではなく、あくまで対面のコミュニケーションの「一助」となるものだと考えています。やはり、直接会ってコミュニケーションをする、ということは他のどの手段よりも強い意思疎通の方法であると思います。そのため、いつか海外出張ができ

る日が来たら、それまでずっとオンラインで交流してきた方々と実際にお会いできる喜びというものはひとしおだろうと思います。

5 印象深い出来事

個人的に印象的だった業務は、2021年8月にモンゴル国立法律研究所（NLI）と法務総合研究所の間で協力覚書（MOC）を締結するセレモニーを開催したことです。

NLIとは、National Legal Instituteの略称で、モンゴル法務・内務省の一機関として、法案や法政策に関する研究、法律実務家等に対する研修、法情報の提供等を実施する機関です。

当初はモンゴルを訪問して対面でMOCの締結を目指していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で対面での実施は叶わず、オンラインでの締結となりました。国際協力部においてMOCをオンラインで締結することは初めてのことであり、全てが手探りの状況でした。

PCは何台必要なのか、Wi-Fiルーターは何台必要なのか、電波接続状況に問題はないか、最悪の場合、途中で接続状況が悪化して止まってしまったらどうするか、法務総合研究所長がMOCに署名される手元を撮影するにはどのようにカメラを配置するか、どのようなレイアウトでモニターに投影するかなど、オンライン開催だからこそ生じる問題を一つずつ解消していく必要がありました。

全てが初めてのことでしたので、混乱の連続でしたが、研修第二担当の統括を始め、専門官の皆様にご多大なご協力をいただいたおかげで、無事にセレモニーを終えることができました。この場を借りてお礼を申し上げます。

6 国際専門官の特色

外国語を使用する機会があること、出身庁で使用する法律以外の知識と触れ合えること、そして出身庁では出会えないような人たちと一緒に仕事ができること、以上の3つが国際専門官として働く上での特色だと感じています。

1つ目として、外国語を使用できることだということ、瞬間的に拒絶反応を示す方もおられると思います。この専門官の眼のコーナーでは「英語は使えなくても問題はない。」とよく記載されており、その記載には間違いはないと思いますが、逆に英語を使用したいと思えばいくらでも使用するチャンスはあります。

英語でメールをやり取りしたり、翻訳ソフトでは足りない部分を自分で考えたりする機会があることは私にとって嬉しく、楽しいですし、この部署ならではの感じています。

また、日本語と英語以外の外国語を使用できるということも大変面白いですし、他の部署だと経験できないことじゃないかと思っています。

私は、最近、韓国語の勉強を始めたのですが、韓国との研修において、早速使用する

機会があり、私のつたない韓国語でもかなりコミュニケーションを取ることができました。簡単な言葉でも、間違いを恐れず、恥ずかしがらずに話してみることが重要だと感じました。あなたとあなたの国に興味がありますよ、という姿勢が伝わるのが大事なのかなあと思ったりしています。さらに、私はポルトガル語を理解できるのですが、ポルトガル語は東ティモールの公用語の一つなので、東ティモールの研修資料を見たりすると結構理解できたりするのもなかなか面白いです。

日本語が理解できるだけで1億2000万人とコミュニケーションができ、英語ができるとさらに15億人と意思疎通ができます。それだけでもすごいと思いますが、違う言語ができるともっと多くの人と交流ができると考えると、わくわくするのは私だけでしょうか。

2つ目に、出身庁で使用する法律以外の知識と触れ合えることを挙げたいと思います。私は検察庁出身であり、主に刑法と刑事訴訟法などを使用し仕事をしていました。

しかし、今では民法、行政法及び商法、そして法律そのものではありませんが犯罪白書の起草支援をする研修を担当しています。全く管轄外であると思っていた法律や、今まで触れたことのない知識を吸収できるというのは隠れた特色だと思います。

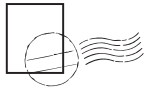
3つ目に、仕事内容だけではなく、出身庁では出会うことのなかった方々と一緒に仕事ができるという点も私にとって貴重な経験だと感じています。私は、今まで検察庁以外の組織の方とは仕事をしたことはありませんでした。しかし、先述したとおり、今まで出会ったことのない方と働くことはそれだけで刺激になりますし、様々な考え方を吸収できる貴重な機会だと感じています。

7 おわりに

いかがでしたでしょうか。国際専門官の業務について、少しでも理解を深めていただければ、嬉しいです。

国際事務部門は、都心から離れた場所にありますが、職員全員の顔と名前が分かる環境で執務できることもその魅力の一つだと思います。

国際専門官の業務に興味を持たれた方は、是非、異動を希望してみてください。きっと忘れられない経験になると思います。



各国プロジェクトオフィスから

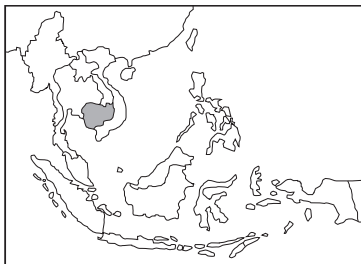


ハノイ市では、7月下旬から続いていた社会隔離措置が9月下旬より徐々に緩和され、長らく閑散としていた街にも、かつての賑わいが戻りつつあります。一定の制限はあるものの、飲食店、スポーツ施設、理容室、タクシーなどの営業が再開しております。改めてハノイにはこんなにも人がいたのかとびっくりするほど、道路にはバイクや車がひしめき合っています。11月6日には、ハノイ市初となる都市鉄道（メトロ）2A号線が10年にわたる工期を経てようやく開業し、私も早速乗車してきました。最初の15日間は無料となっており、駅員さんから渡されるパスカードを自動改札にタッチして入場し

ます。ホームに上がると、多くの人が電車の前で記念写真を撮るなどしていて、徐々に賑やかな光景を見ることができました。

現在、ベトナム政府は、ウィズコロナを前提とした「ニューノーマル（新常态）」への移行を掲げており、外国人観光客の受け入れ再開に向けたプランなども公表されつつあります。遅れていたワクチン接種も急ピッチで進んでいます。一方で、コロナの新規感染者数（全国）は、10月中旬には1日当たり3,000人程度まで減少していたものの、その後徐々に増加し、11月6日現在で約7,500人程度となっています。今後さらに緩和の方向に進むのか、再び制限が厳しくなるのかは全く読めず、活動の見通しが立てにくいところですが、状況に応じて柔軟に対応していくしかないと思いますので、引き続きご協力・ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

（ベトナム長期派遣専門家 渡部吉俊）



10月になりカンボジアのコロナ感染状況は数か月前に比べてかなり落ち着き始めました。2021年2月20日より閉鎖されていた学校での対面授業の再開や入国制限および隔離期間の緩和など、徐々にではありますが以前の日常に戻りつつあります。

カンボジアではコロナ予防ワクチン接種は6歳以上が対象となっており、人口の76.52%が既にワクチン接種を終えました。また18歳以上については接種率99.81%（対象人口1,000万人）と世界の他の国と比べてもかなり高い数字となっています。（クメールタイムズ、2021年10月26日報道）

カンボジアでは、国民のほとんどがワクチン接種済みということもあり、多くのスーパーやレストランでは入店時にワクチン接種証明書の提示を求められるようになりました。スーパーに入店する際には、ワクチン接種証明書を提示し、検温を行い、手指の消毒を行い、行動履歴確認のためのQRコードの登録を行って、やっと入店できるといった具合です。

コロナ前と比べると不自由なこともまだまだたくさんあるのですが、それでも本年4月に経験したロックダウン時の状況よりはかなり改善されてきました。完全にコロナが終息したとは言い難い状況の中予断は許しませんが、プロジェクトにおいても今できることに集中して活動を進めていきたいと思っています。

（カンボジア業務調整専門家 川口裕子）



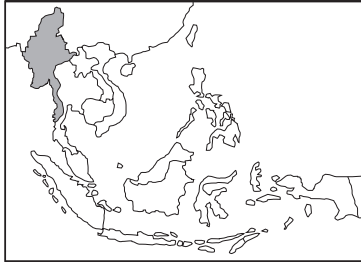
11月に入り、早いもので私も派遣後1年が経過しました(2020年10月17日派遣)。その間を振り返ると、派遣当初は、既にCOVID19感染拡大は始まっていたものの、ラオスでは水際政策が功を奏してか、日々の感染者はほとんど出ていませんでした。他国への旅行や出張はできませんが、ラオス国内では、ほぼ自由に他県へ移動もできるし、人が集まってワークショップやセミナーも行っていました。私も2020年11月～2021年3月までの間は、北部ウドムサイ県で普及ワークショップ、ターラートやヴァンビエンでリトリート、年末年始はルアンパバンへ旅行など、ラオス国内限りですが、動

き回っていました。

しかし、その後ラオスでも2021年4月下旬以降はロックダウン規制が延々と続いています。規制内容は、感染者の増減状況により厳しくも緩くもなり、8月後半から9月前半頃は、だいぶ感染者も減り、そろそろロックダウン解除かという空気も流れました。しかし、9月中旬に首都ビエンチャン内の工場でクラスターが発生してからは、再び感染者数が激増し、10月以降も強めのロックダウン規制(首相府令と首都市長令)の延長がおおむね2週間単位で繰り返されている状況です。この投稿の直近の状況を見ても、首都ビエンチャンの感染者数は、11月1日は349名、2日は427名、3日は520名、4日は591名、5日も491名となっており、レッドゾーンも多く、東京都の14分の1程度の人口の首都ビエンチャンにおいては、どこに行っても感染リスクがある状況になっていると言えます。

こうした状況が続きますが、プロジェクトでは、オンラインミーティングの開催がだいぶ板についてきたと思います。私の担当するグループの皆さんも、おおむね円滑にオンラインで会議に出席し、発言もほぼ自在にしています。しかし、接続状況が悪いのか、なかなか出席確認ができないままフェードアウトしてしまう人もいますし、こちらもオンラインですから、やはり細かな点での配慮という意味では対面にかないません。それぞれ長所も短所もあると思うので、状況に応じ、オンラインと対面の両方を駆使できるような状況を作っていければと思います。

(ラオス長期派遣専門家 前田佳行)



ミャンマープロジェクトは、引き続き専門家が再赴任できない状況が続いていますが、業務調整担当の貝瀬香織さんが他国のプロジェクトに移られるため、10月末をもって本プロジェクトを離任されました。小職と小松健太専門家及び現地スタッフの計5名で定期的に情報交換し、現地情勢の情報収集やプロジェクトの維持管理に必要な会計業務等を行っております。

10月11日、当プロジェクトが民政下のミャンマー連邦最高裁に制度構築支援を行っていた民事調停制度を全国で実施するための改正民事訴訟法が公布されました。現在ミャンマーでは連邦議会が機能していませんので、国軍の掌握する国家行政評議委員会（State Administration Council）による法制化となっており、2016年の制度設計段階から携わっていたプロジェクトとしては全く想定していた形ではありませんが、紛争解決の一手段として国民に広く受け入れられる制度になることを願っています。

ミャンマーでは新型コロナウイルスの感染状況はこの数か月で落ち着いており、人々の生活は普段に戻りつつあります。ただ、全国的にガソリンや食料品が大幅な値上がりをしており、人々の暮らしは以前と全く同じというわけにはいかないようです。

このような状況ですが、先日、プロジェクトスタッフの1人、スーさん（20代・女性）から一時出家をするため2週間の有給休暇を取得したいという申し出がありました。

上座部仏教徒の多いミャンマーでは、一生に一度ないしは数度、2週間ほど寺院に入って修行を行う一時出家をする方がたくさんいます。人生において徳を積む上で重要な行事で、女性では20歳前後に出家をする人が多いそうです。出家をする際には、家族と離れるのはもちろんですが、鶏肉や卵などの動物性の食事は摂らず、金銭にも触れないようです。そして何より、頭髪を剃らなければなりません。

スーさんは黒髪のロングヘアーで、シャンプーやトリートメントにもこだわっている方なのですが、出家の際に髪を剃るのは受け入れられるようです。切った長い髪は、寄付をすることでさらに徳を積むようです。

ミャンマーの街中や職場には、ベリーショートヘアの女性も多くおり、髪型を見れば、この方は一時出家を終えたばかりなのだろうと推測がつかます。

国民の多くが信心深いミャンマーでは、悪いことをすれば仏様が見ているという意識が根底にあり、ミャンマーが比較的治安の良い国である一つの要因になっていると思います。

（ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之）



本年11月18日付けで細井直彰専門家の後任者としてインドネシアに着任した西尾信員です。

平成23年（2011年）1月に裁判官に任官してから、宮崎、米国ペンシルベニア州フィラデルフィア（海外留学）、尼崎及び東京で勤務し、主に民事事件を担当してきました。最後の東京地裁では、最初の2年間は民事通常部で右陪席を担当し、最後の1年間は知的財産権専門部で左陪席を担当しました。

本来は、新プロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」が開始した本年10月1日付けの赴任を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う手続遅延の影響により、赴任が延期となりました。インドネシアを含むアジアの国を訪れるのは初めての経験ですが、ようやくアパートも決まり、仕事に集中して取り組んでいくための環境が整ってきたところです。これから、欧米とは異なるアジア特有のエスニックな雰囲気を楽しんでいきたいと思っております。

今後は、前プロジェクトに引き続き、主として知財事件を担当する裁判官の能力向上を目指した活動を進める予定です。皆様におかれましては、益々のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（インドネシア長期派遣専門家 西尾信員）

－編集後記－

ICD NEWS第89号を最後までお読みいただきまして、誠にありがとうございました。

本号（12月号）は2021年中に発行する最後のICD NEWSとなります。本年も当部は新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた業務活動を行ってまいりました。本号の研修に関する「活動報告」記事からもお分かりになるかと思いますが、支援対象国とのセミナーの実施は全てオンラインを利用している状況にあります。

他方、会合に関する「活動報告」記事としても掲載しました、「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」は、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式によって開催されており、新しい活動方法を模索しつつある状況にもあります。

かつてのように対面を主とする活動を早期に再開できることを期待しつつ、現状で取り得る最善の方法を思案する日々が続いております。

改めまして、本号に掲載された記事を御紹介させていただきます。

「巻頭言」では、当部の内藤晋太郎部長から、「伝統を繋ぐということ」と題して、創設より20年以上にわたり法制度整備支援活動を行っている当部の「伝統」と、その伝統を繋いでいく際の考え方について御寄稿いただきました。

当部には、相手国の自主性を尊重して支援を行う点、そして、相手国との間で徹底した議論を行い、法令の適切な運用とこれを担う相手国の人材の育成も含めて、継続的、かつ、きめ細やかに実施するという点に「伝統」があることを御紹介いただくとともに、「和紙」という伝統工芸を例に、伝統に対し向かい合う姿勢、考え方を述べていただき、大変示唆に富む内容となっております。

「外国法制・実務」では、ベトナム、ラオス、インドネシアにおける法制度・実務等について、JICA長期派遣専門家の皆様から御紹介いただきました。

ベトナムについては、枝川充志専門家及び当部黒木宏太教官から、「ベトナム司法制度の概要」において、ベトナムの統治機構、裁判所の種類や裁判官採用制度、民事訴訟手続や民事判決執行制度の概要、そして日本の裁判制度との主な相違点について御紹介をいただきました。

また、「ベトナムの判例についての覚書（2）」においては、ICD NEWS第88号に引き続いて、判例勉強会で取り上げた判例について御紹介いただきました。本号では、下級審も含む「民事判決」と「民事判例」の書式構成について概観された上で、3つの「民事判例」について解説される構成となっております。

ラオスについては、鈴木一子専門家から、ICD NEWS第87号、第88号に引き

続いて、「ラオス最高裁判決の評釈」として、ラオス最高人民裁判所ホームページに掲載されている2件の刑事判決について、判決の意義を含めた詳細な解説とともに御紹介いただきました。

インドネシアについては、西尾信員専門家から、「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」として、前プロジェクトの概要の振り返りとともに、新プロジェクトの形成過程及び概要について御紹介をいただきました。

「活動報告」では、本年10月にハイブリッド方式で開催された「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（C o l - Y F）」、本年8月に実施された「カンボジア王立司法学院とのオンラインセミナー」、本年3月及び9月に実施された「ラオス国立司法研修所との共同セミナー」、本年9月に実施された「インドネシア法整備支援オンラインセミナー」、昨年11月から本年9月までに合計8回実施された「東ティモールオンラインセミナー」、本年10月に実施された「モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ」、本年7月に実施されたバングラデシュでの「調停人オンライントレーニング」、本年8月に実施された「スリランカオンラインセミナー」及び本年8月及び9月に実施された2つの「インターンシップ」について、当部教官から紹介しております。

「業務調整専門家の眼」では、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトの前業務調整専門家の黒田龍二氏から、業務調整員として現地で業務を進めるに当たって留意されたこと、工夫されたこと、感じられたことを具体的なエピソードとともに御紹介いただきました。現地スタッフの方に関するお話もあり、ミャンマーの現地事務所を身近に感じることができる内容となっております。現在のミャンマーの状況が一刻も早く好転することを願うばかりです。

「専門官の眼」では、北野月湖国際専門官から、当部及び国際事務部門の業務説明とともに、国際専門官の業務内容や特色について紹介しております。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国際専門官 岡田 泰弘

【表記誤りのお詫びと訂正】

ICD NEWS第87号の前JICA長期専門家 白出博之弁護士による「中国民法典の制定について(3)」180頁上から6行目及び185頁上から15行目に、表記の誤りがございましたので訂正の上、お詫び申し上げます。

180頁上から6行目：第1048条表記

誤「三親等内の傍系血族」

正「三代以内の傍系血族」

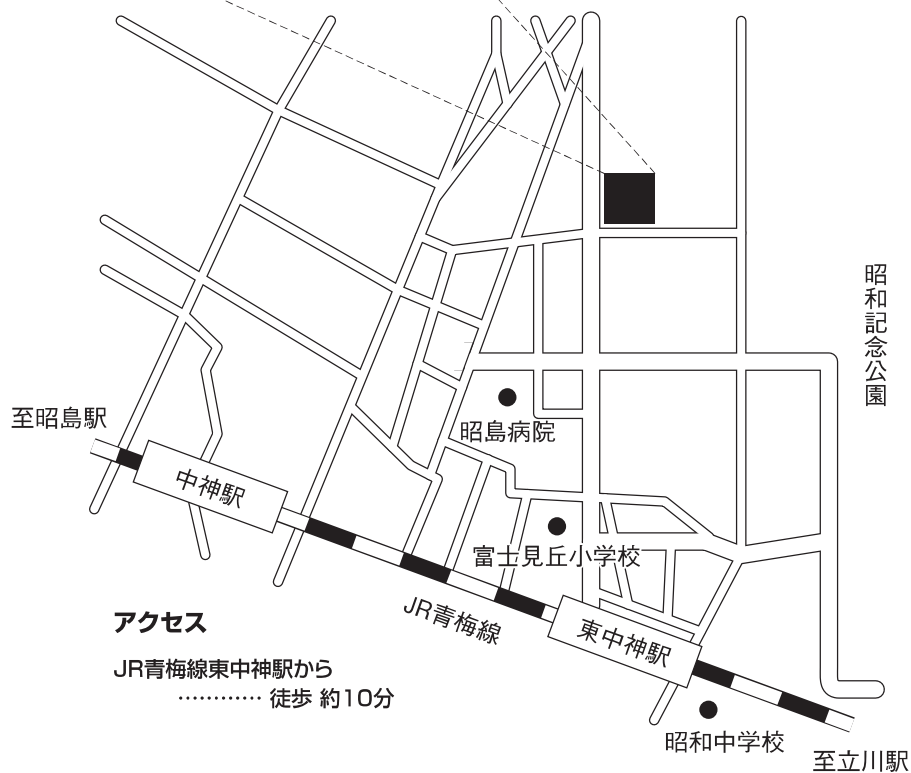
185頁上から15行目：第1084条3項表記

誤「子が満8歳未満の場合」

正「子が満8歳以上の場合」



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2021年12月

